

福島町地域防災計画 (改訂版 (案))

昭和56年	3月25日	福島町地域防災計画を策定
平成3年	3月10日	福島町地域防災計画修正
平成12年	3月7日	福島町地域防災計画修正
平成27年	3月10日	福島町地域防災計画修正
令和2年	3月9日	福島町地域防災計画修正
令和5年	月 日	福島町地域防災計画修正

福島町防災会議

福島町地域防災計画 目次

第1章 総則

第1節	目的	1-1
第2節	計画の構成	1-2
第3節	用語	1-3
第4節	計画の修正	1-4
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	1-5
第6節	町民及び事業所の基本的責務	1-11
第7節	福島町の地勢と災害の概要	1-13

第2章 防災組織

第1節	防災会議	2-1
第2節	災害対策本部	2-3
第3節	住民組織等の活用	2-18
第4節	気象警報等の伝達計画	2-19

第3章 災害予防計画

第1節	防災思想普及・啓発計画	3-3
第2節	防災訓練計画	3-6
第3節	重要警戒区域及び整備計画	3-8
第4節	水害予防計画	3-9
第5節	風害予防計画	3-10
第6節	雪害予防計画	3-11
第7節	融雪災害予防計画	3-13
第8節	高波・高潮災害予防計画	3-14
第9節	土砂災害予防計画	3-15
第10節	建築物災害予防計画	3-18
第11節	消防計画	3-19
第12節	食料の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	3-23
第13節	避難体制整備計画	3-24
第14節	相互応援体制整備計画	3-30
第15節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	3-32
第16節	自主防災組織指導育成計画	3-36

第17節	積雪・寒冷対策計画	3-40
第18節	業務継続計画の策定	3-42
第19節	町民の心構え	3-43

第4章 災害応急対策計画

第1節	災害通信計画	4-1
第2節	災害情報等の収集及び伝達計画	4-5
第3節	動員計画	4-7
第4節	災害広報計画	4-9
第5節	応急措置実施計画	4-11
第6節	避難対策計画	4-15
第7節	救助救出計画	4-25
第8節	災害警備計画	4-26
第9節	交通応急対策計画	4-27
第10節	輸送計画	4-32
第11節	水防計画	4-34
第12節	食料供給計画	4-42
第13節	給水計画	4-44
第14節	上水道施設対策計画	4-46
第15節	石油類燃料供給計画	4-47
第16節	衣料・生活必需品等物資供給計画	4-48
第17節	電力施設対策計画	4-50
第18節	医療救護計画	4-51
第19節	防疫計画	4-55
第20節	廃棄物処理等計画	4-58
第21節	家庭動物等対策計画	4-60
第22節	文教対策計画	4-61
第23節	住宅対策計画	4-64
第24節	被災宅地安全対策計画	4-66
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	4-68
第26節	障害物除去計画	4-71
第27節	応急土木対策計画	4-73
第28節	応急飼料計画	4-76
第29節	労務供給計画	4-77
第30節	ヘリコプター要請活用計画	4-79
第31節	自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画	4-83

第32節	広域応援計画	4-85
第33節	職員応援派遣計画	4-86
第34節	ボランティアとの連携計画	4-88
第35節	災害義援金募集（配分）計画	4-89
第36節	災害応急金融計画	4-90
第37節	災害救助法の適用と実施	4-91
第38節	罹災証明の発行	4-95

第5章 地震・津波災害対策計画

第1節	目的	5-1
第2節	計画推進に当たっての基本となる事項	5-2
第3節	計画の基本方針	5-3
第4節	北海道における地震・津波の発生状況	5-5
第5節	被害想定	5-6
第6節	災害予防計画	5-13
第7節	災害応急対策計画	5-20
第8節	地震、津波情報の伝達計画	5-32

第6章 火山噴火災害対策計画

第1節	基本方針	6-1
第2節	火山の概況	6-1
第3節	災害予防対策	6-3
第4節	災害応急対策	6-5
第5節	災害復旧	6-17

第7章 事故災害対策計画

第1節	海上災害対策計画	7-1
第2節	流出油対策計画	7-5
第3節	航空災害対策計画	7-7
第4節	道路災害対策計画	7-10
第5節	危険物等災害対策計画	7-13
第6節	大規模な火事災害対策計画	7-18
第7節	林野火災対策計画	7-22
第8節	青函トンネル災害対策計画	7-26
第9節	大規模停電対策計画	7-31

第8章 災害復旧対策計画

第1節 災害復旧計画	8-1
第2節 被災者援護計画	8-3

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則	9-1
第2節 関係者との連携協力の確保に関する事項	9-2
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	9-3
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	9-11
第5節 防災訓練計画	9-13
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	9-14
第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応 に関する事項	9-17

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び福島町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第2条第1項の規定に基づき、福島町防災会議が作成する計画であり、福島町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め福島町の防災に万全を期することを目的とする。

- 1 福島町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務または業務の大綱。
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等、災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

福島町地域防災計画は本編のほか、「資料編」(別冊)から構成する。

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----------|--------|--|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 | 町防災会議 | 福島町防災会議 |
| 4 | 町本部(長) | 福島町災害対策本部（長） |
| 5 | 町計画 | 福島町地域防災計画 |
| 6 | 防災関係機関 | 福島町防災会議条例（昭和38年条例第1号）
第3条に定める委員の属する機関 |
| 7 | 災 害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 8 | 防 災 | 災害対策基本法第2条第2号に定めるもの |

第4節 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について、必要があると認めるときは修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、修正を行った場合は、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

1 福島町

(1) 福島町

- ア 町防災会議に関すること。
- イ 町本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防及び応急対策の総合調整に関すること。
- エ 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- オ 予報（注意報含む）、警報並びに情報等の伝達、災害情報の収集報告に関すること。

(2) 福島町教育委員会

- ア 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。
- イ 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

2 渡島西部広域事務組合

(1) 福島消防署及び福島消防団

- ア 予防対策及び事前措置に関すること。
- イ 消防及び水防等の被害の拡大防止並びに災害の災害活動に関すること。
- ウ 災害時における住民の避難誘導および人命並びに応急対策等の実施に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 函館開発建設部 江差道路事務所

所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

(2) 函館開発建設部 函館港湾事務所

漁港の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

(3) 北海道農政事務所 函館地域拠点

- ア 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。
- イ 災害時における応急飼料の調達及び供給に関すること。

(4) 北海道運輸局 函館運輸支局

■第1章 総則

- ア 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。
 - イ 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。
 - ウ 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全確保に関すること。
 - エ 自動車輸送事業の安全確保に関すること。
- (5) 函館海上保安部
- ア 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。
 - イ 災害時における船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防並びに航路障害物の除去に関すること。
 - ウ 災害時における被災者、救援物資及び人員等の海上輸送に関すること。
 - エ 海上における人命の救助に関すること。
 - オ 海上における船舶交通の安全確保に関すること。
 - カ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
 - キ 海上災害時における自衛隊の災害派遣に関すること。
- (6) 北海道財務局 函館財務事務所
- ア 災害時において有価証券等の喪失及び売買取引に伴う受渡し、遅延等に対する特例措置について要請を行うこと。
 - イ 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通を行うこと。
 - ウ 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払、保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日、臨時営業等の特例措置について金融機関への要請を行うこと。
 - エ 災害時において地方公共団体及び土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可し、または無償貸付を行うこと。
- (7) 北海道総合通信局
- ア 災害時における通信の確保に関する指導及び訓練、運用、管理に関すること。
 - イ 非常通信協議会の運営に関すること。
- (8) 札幌管区气象台 函館地方气象台
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (9) 北海道労働局 函館労働基準監督署
- ア 事業所、工場等の産業災害の防災対策を図ること。

- (10) 北海道森林局 檜山森林管理署
 - ア 林野火災の予防対策に関する事。
 - イ 治山対策に関する事。
 - ウ 災害時における緊急復旧資材の支給に関する事。

4 自衛隊

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ部隊等の一部を協力させる事。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事。

5 北海道

- (1) 渡島総合振興局 地域創生部
 - ア 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関する事。
 - イ 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。
 - ウ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。
 - エ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の実施を助け総合調整を図ること。
 - オ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
 - カ 防災の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- (2) 渡島総合振興局 西部森林室
 - ア 林野火災予消防対策に関する事。
 - イ 所轄道有林の予防及び治山復旧に関する事。
 - ウ 災害応急対策用資材の供給に関する事。
- (3) 渡島総合振興局函館建設管理部 松前出張所
 - ア 水防技術等の指導に関する事。
 - イ 災害時の関係河川の水位、雨量の情報伝達収集、報告及び警戒体制の周知に関する事。
 - ウ 所轄道路、防砂、急傾斜地施設、河川及び海岸の保全並びに災害復旧に関する事。
 - エ 漁港の災害復旧に関する事。
- (4) 渡島総合振興局保健環境部 保健行政室
 - ア 医療班の編成調整指導に関する事。
 - イ 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関する事。

■第1章 総則

- ウ 薬品の保有状況、応急措置の連絡調整に関する事。
 - エ 防疫活動、特に調査指導に関する事。
 - オ 検疫調査及び健康診断に関する事。
 - カ 避難所における衛生施設の管理指導に関する事。
 - キ 防疫薬剤の供給あっせんに関する事。
 - ク 救助法の適用区域の指定及び救助実施の指導に関する事。
- (5) 渡島教育局
- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事。
 - イ 避難等に係わる公立学校施設の使用に関する事。
 - ウ 文教施設及び文化財の保全対策に関する事。

6 北海道警察

(1) 函館方面 松前警察署

- ア 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、緊急交通路の確保に関する事。
- イ 災害情報の収集に関する事。
- ウ 災害警備本部の設置運用に関する事。
- エ 被災地、避難所、危険箇所等の警戒に関する事。
- オ 犯罪の予防、取締等に関する事。
- カ 危険物に対する保安対策に関する事。
- キ 広報活動に関する事。
- ク 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

7 指定公共機関

(1) 北海道電力株式会社福島ネットワークセンター

- ア 電力施設等の防災対策に関する事。
- イ 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努める事。
- ウ 電力供給に係る情報収集及び広報に関する事。

(2) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

- ア 気象官署からの警報伝達をする事。
- イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。

(3) 福島郵便局、町内郵便局

- ア 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。
- イ 「災害時における福島町内郵便局と福島町の協力に関する協定」に関する事。

- (4) 日本放送協会函館放送局
 - ア 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
- (5) 日本銀行函館支店
 - ア 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。
 - イ 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。
 - ウ 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
- (6) 日本赤十字北海道支部渡島地区
 - ア 救助法が適用された場合、北海道知事と委託協定に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務に関すること。
 - イ 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 災害義援金品募集委員会の運営に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 北海道放送(株)函館放送局、札幌テレビ放送(株)函館放送局、北海道テレビ放送(株)函館支社、北海道文化放送函館支社、(株)テレビ北海道函館支局
 - ア 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
- (2) (一社)渡島医師会
 - ア 災害時における救急医療を行うこと。
- (3) (一社)函館歯科医師会
 - ア 災害時における歯科医療活動に関すること。
- (4) (一社)函館地区トラック協会
 - ア 災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
- (5) (一社)北海道警備業協会函館支部
 - ア 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。
- (6) (一社)北海道薬剤師会函館薬剤師会
 - ア 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
- (7) (公社)北海道獣医師会道南支部
 - ア 災害時における飼養動物の対応に関すること。
- (8) (一社)北海道バス協会
 - ア 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること。
- (9) (一社)北海道LPガス協会
 - ア LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

イ 災害時における危険物の保安の確保

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 函館バス松前出張所

ア 救援物資の緊急輸送に係る関係機関への支援に関する事。

(2) 福島吉岡漁業協同組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する事。

イ 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事。

ウ 海上輸送に関する事。

(3) 福島農業協同組合、福島町森林組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する事。

イ 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事。

(4) 福島町商工会

ア 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。

イ 被災事業主に対する資金の融資及びあっせんに関する事。

(5) 町内各医療機関

災害時における医療及び防疫対策についての協力に関する事。

(6) 福島町建設業協会・福島町建設協会

応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関する事。

(7) 各運送事業者

災害時における救援物資及び災害対策用資材等の緊急輸送事業等について関係機関の支援に関する事。

(8) 危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安、防災に関する措置を行う事。

(9) 日本水難救済会福島・吉岡救難所

沿岸における海難救助活動の実施及び函館海上保安部あるいは町長の要請による救護活動に関する事。

(10) 福島町町内会連合会

災害時における各種応急対策、援助、援護の協力に関する事。

第6節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に「自分は大丈夫」という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間分」の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や町民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町・道・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、北海道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- ク 地域で行う防災対策への協力

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- ク 地域で行う防災対策への協力

第7節 福島町の地勢と災害の概要

1 位置及び面積

福島町は、北海道の最南端に位置し、東は知内町、西は松前町、北は上ノ国町に接しており、面積は187.25 km²を有している。

2 地 勢

福島町の地勢は、北に大千軒岳連峰がそびえ、総面積の93%を超える山岳、丘陵に富み、北東には岩部岳等があつて著しい起伏があり、大小多数の河川が横断して津軽海峡に注いでいる。

比較的大きな河川の流域には、狭あいであるものの平坦地が開けており、また、海岸線に沿って細長く丘陵地帯が帯状をなし、これを中心に集落が形成され、住家は福島、吉岡市街地を中心として海岸線に沿って点在している。

3 気象と災害危険性

気象条件は、対馬海流の影響を受け海洋性で寒暖の差は少なく、温暖であるが、降雨、降雪は比較的多い地域である。

毎年8月～10月にかけては、低気圧、台風による被害が発生している。

災害の発生は、大雨による災害が最も多く、その被害は大小河川の氾濫、溢水及び土砂くずれによる家屋被害などが主なものである。

なお、過去における災害記録は別添資料編のとおりである。

第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び予報（注意報含む）、警報、並びに情報等の伝達に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

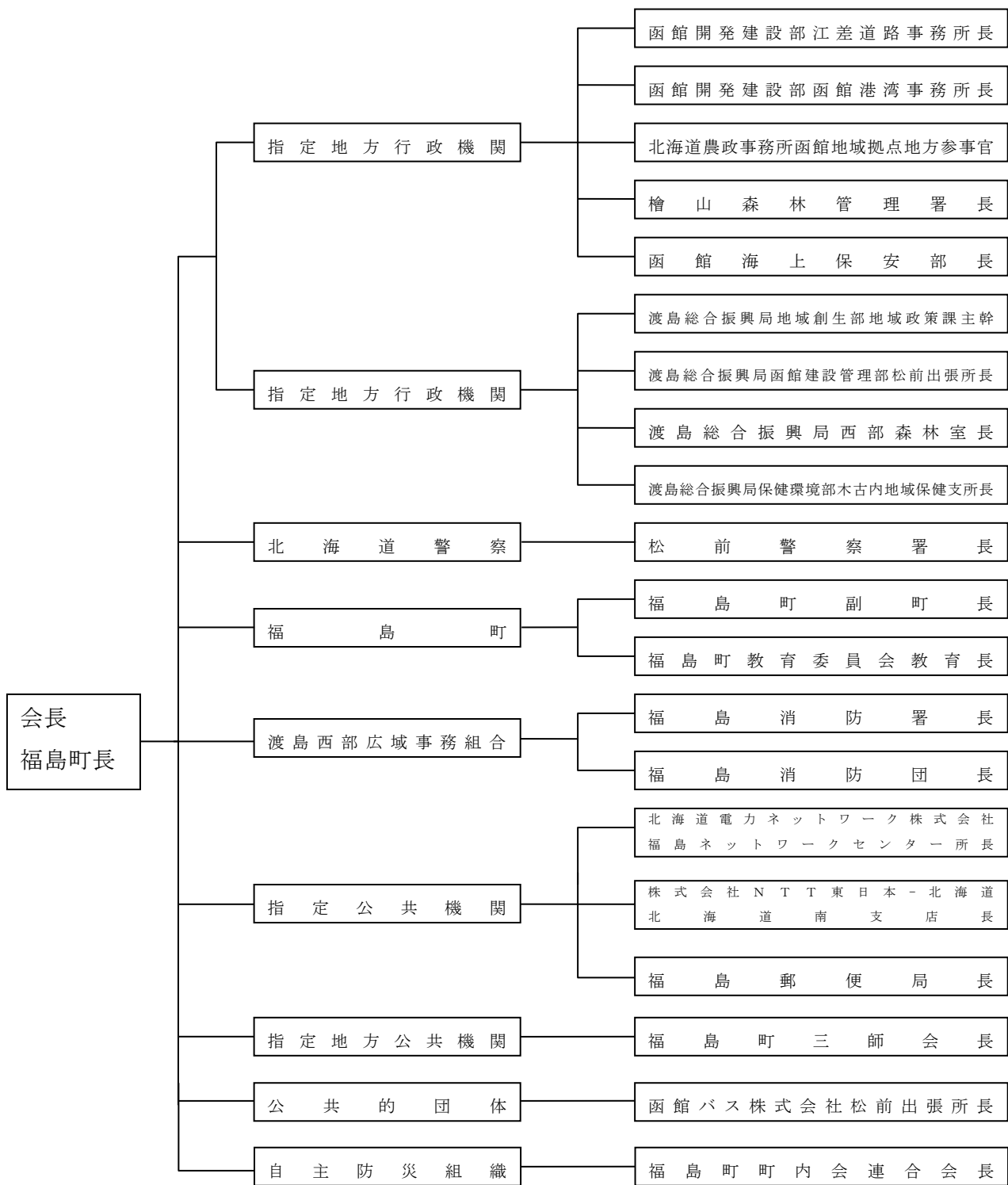
第1節 防災会議

1 組織

基本法第16条第1項の規定に基づき、町防災会議を設置し、町長を会長とし福島町防災会議条例第3条第5項の規定により、町長が任命した者を委員として組織する。組織及び運営の概要は次のとおりである。

■第2章 防災組織

(1) 組織図



(2) 運営

福島町防災会議条例（昭和38年福島町条例第1号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長、本部員に各対策班長をあて、防災の推進を図るものとする。

1 組織

町本部として町の機能を統括する構成であり、その所掌事務は災害対策活動を包括しているものとする。

(1) 設置時期

ア 設置時期

- (ア) 大規模災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (ウ) 気象、水象及び地象等についての情報または警報を受け、非常配備体制が必要と認められたとき。
- (エ) 気象業務法に基づく気象、地象、及び水象に関する特別警報を受けたとき。もしくは、特別警報の発表が想定されるとき。

イ 廃止時期

町本部長の判断に基づき、災害の危険が解消し、または災害発生後における応急処置が完了したと認められたときに町本部の廃止を行う。

ウ 設置及び廃止の公表

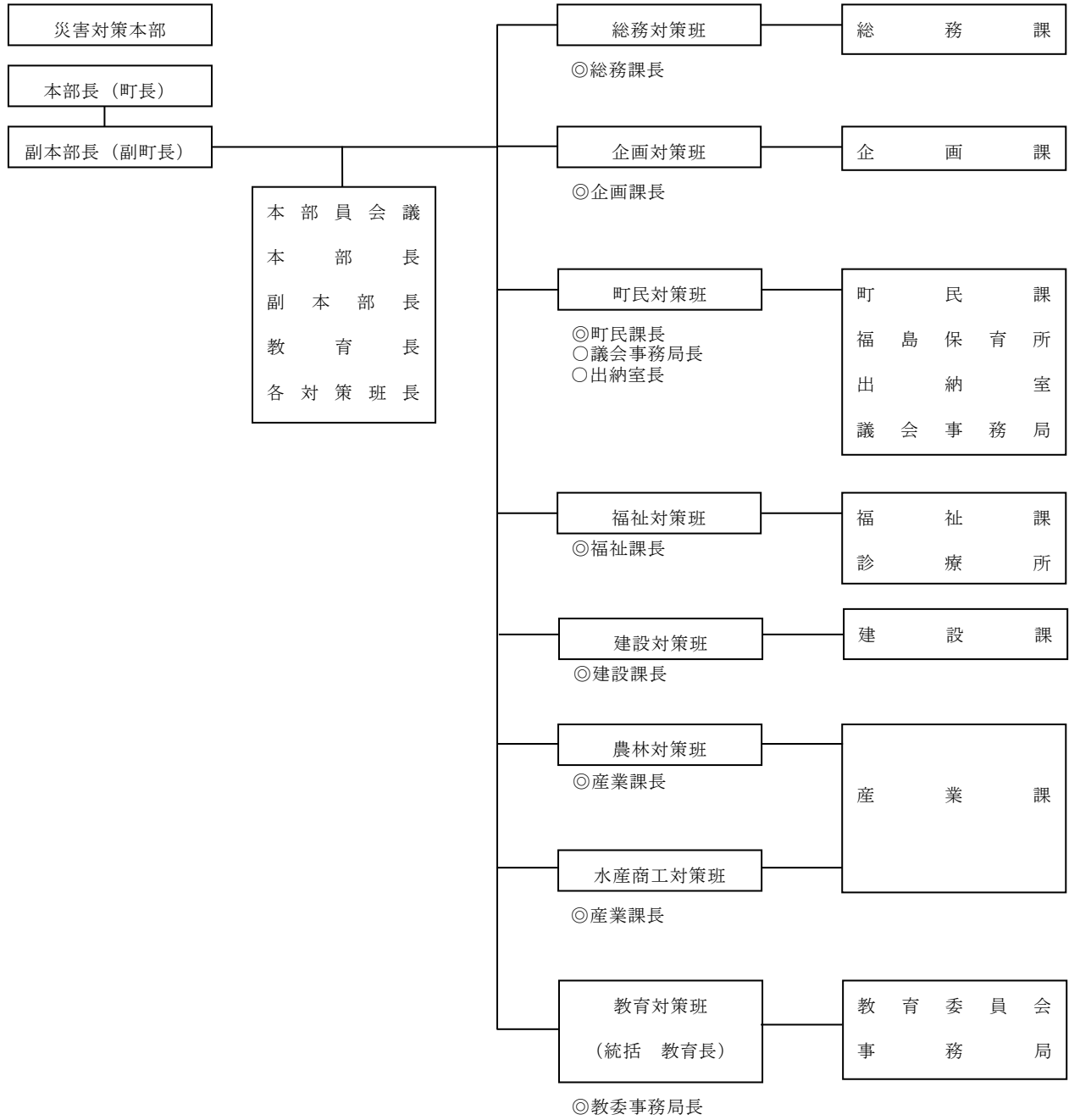
町本部を設置したときは、速やかに本部員、町防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び地域住民に対し、防災行政無線及び電話、またはファクシミリ等により周知及び公表するとともに、町本部の表示を本部設置場所に掲示する。
なお、廃止した場合の公表についても設置の場合に準ずるものとする。

エ 災害対策本部の名称

災害対策本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・福島町災害対策本部」とする。

■第2章 防災組織

(2) 町防災対策本部の組織は下記のとおりとする。



※ ◎は班長 ○は副班長

2 福島町災害対策本部事務分掌

班名	分 掌 事 務
<p>総 務 対 策 班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の総括に関する事。 ・災害対策本部の設置、廃止及び本部員会議に関する事。 ・本部員及びその他職員の招集に関する事。 ・職員の災害派遣等に関する事。 ・町防災会議その他関係機関団体の連絡調整に関する事。 ・関係機関団体に対する協力及び応援要請に関する事。 ・気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関する事。 ・災害情報等の収集、集計及び報告に関する事。 ・災害対策の企画及び連絡調整に関する事。 ・避難の指示等に関する事。 ・災害時の避難誘導等に関する事。 ・避難場所等の設置及び被災者の収容に関する事。 ・自衛隊との調整に関する事（他班に属することを除く）。 ・北海道警察との調整に関する事（他班に属することを除く）。 ・防災行政無線及び防災気象観測施設等に関する事。 ・災害対策車両の調達及び運行に関する事。 ・災害時の交通安全対策に関する事。 ・自主防災組織の育成、指導に関する事。 ・町有財産、所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・公有財産の応急利用に関する事。 ・災害に関する統計資料の取りまとめに関する事。 ・罹災証明の発行に関する事。 ・災害対策等に要する資材、物品等の購入、調達に関する事。 ・応急公用負担に関する事。 ・交通しゃ断時の伝達員の編成、派遣に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。 ・災害記録に関する事。 ・災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。 ・災害時の交通状況の調査及び交通関係機関の連絡等に関する事。 ・その他各部班に属さない事項に関する事。 ・不明者の捜索に関する事 ・被災・災害等即報要領に基づく道及び消防庁への報告に関する事 ・ガス、電気及び通信事業者との連絡調整に関する事

■第2章 防災組織

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム及びデータ等の保守・管理に関すること ・通信の確保に関すること ・庁舎の整備及び庁舎停電時の対策に関すること ・災害の予算関係総括に関すること。 ・災害対策及び復旧対策等に要する予算調整及び資金計画に関すること。
--	---

班名	分 掌 事 務
企 画 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会との連絡調整に関すること。 ・災害時の広報、広聴、避難場所等の周知広報に関すること。 ・災害時の広報紙、号外等の作成及び配布に関すること。 ・公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること ・国、道関係機関への陳情等の調整に関すること

班名	分 掌 事 務
町 民 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域、被災者、家屋等の被害状況調査に関する事。 ・被災納税者の被災資産の状況調査に関する事。 ・被災納税者の税の減免及び徴収猶予等に関する事。 ・災害見舞者等の対応に関する事。 ・避難場所等の設置及び被災者の受入れに関する事。 ・被災者相談室の開設に関する事。 ・被災者の生活保護に関する事。 ・災害救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関する事。 ・災害支援団体等及び災害ボランティアの受入れ、管理、統率等に関する事。 ・災害義援金品の受付及び配分に関する事。 ・災害弔慰金等に関する事。 ・衣料、生活必需品等救護物資の供給計画及び実施に関する事。 ・被災者に対する炊き出し、食料の供給計画及び実施に関する事。 ・被災者の国民年金保険料の減免申請等に関する事。 ・被災地域の外国人等の援護に関する事。 ・災害時の清掃班の編成及び応急清掃活動の実施に関する事。 ・災害時における遺体の埋葬及び保管に関する事。 ・災害時における廃棄物及び死亡獣畜の処理等に関する事。 ・被災地の防疫等、環境衛生総括に関する事。 ・災害時の防疫班の編成及び応急防疫活動の実施に関する事。 ・災害時の衛生材料等の供給及び確保に関する事。 ・被災者の住所、戸籍その他身分関係の確認に関する事 ・家庭動物等対策に関する事 ・ごみ・し尿の処理及び清掃に関する事 ・食品衛生及び保健衛生に関する事 ・劇薬物等の安全確保に関する事 ・吉岡地区に係る福祉対策班業務全般及び連絡調整に関する事。 ・保育所施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。

■第2章 防災組織

班名	分 掌 事 務
福祉対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の乳幼児、妊産婦等の援護に関する事。 ・避難場所等における避難者の健康管理等に関する事。 ・被災地域の障がい者、老人等の援護に関する事。 ・保健施設、老人ホーム施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・被災地域のひとり親世帯の援護に関する事。 ・災害時の医療品、衛生材料等の確保に関する事。 ・被災者に対する生活援護相談、心身健康相談、栄養指導等に関する事。 ・所管施設への被災者の一時収容等対策に関する事。 ・渡島医師会等に対する医療班派遣等の連絡調整に関する事。 ・感染症の予防に関する事 ・入浴及びトイレ施設の確保に関する事 ・高齢者、障がい者等災害時要援護者の安全及び支援体制に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・診療所での医療に関する事

班名	分 掌 事 務
建設対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策に必要な土木建設用資材等の確保及び輸送に関すること。 ・ 応急対策に係る町内土木建設業者の協力要請に関すること。 ・ 道路、橋梁、河川、護岸施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 交通不能箇所の調査及び危険表示並びに通行路線の決定に関すること。 ・ 障害物の除去及び応急措置に関すること。 ・ 災害時の河川、海岸等の現況調査及び関係情報の収集に関すること。 ・ 災害危険区域の巡回、調査に関すること。 ・ 市街地の浸水対策に関すること。 ・ 建築物、公園施設、排水施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 公営住宅の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設等に関すること。 ・ 被災住宅の応急修理等に関すること。 ・ 被災地域の住宅建設指導に関すること。 ・ 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資のあっせんに関すること。 ・ 被災建物、被災宅地の危険度判定に関すること。 ・ 水道施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 被災者に対する応急給水等に関すること。 ・ 応急対策に係る町内指定業者の協力要請に関すること。 ・ 応急対策に必要な資材等の確保及び輸送に関すること。 ・ 被災者の水道使用料等の減免及び徴収猶予等に関すること。 ・ 災害時の給水計画に関すること

■第2章 防災組織

班名	分 掌 事 務
農 林 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農家の援護に関する事。 ・農業被害関係融資資金等のあっせんに関する事。 ・農地、農作物、農業用施設、営農施設、その他農業振興関係施設等所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・農業被害応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関する事。 ・災害時及び応急対策に必要な農業用資材等の確保及び輸送に関する事。 ・被災農家の営農指導に関する事。 ・被災農地及び農作物の防疫に関する事。 ・家畜、畜産施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・畜産被害関係融資資金等のあっせんに関する事。 ・被災家畜の防疫及び死亡獣畜の処理等に関する事。 ・災害時の畜産用資材等の確保に関する事。 ・災害時の家畜の収容等に関する事。 ・林地、林産物、林業用施設、林道、治山施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・町有林、保安林等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 ・林道の交通不能箇所の調査及び危険表示に関する事。 ・林業被害関係融資資金等のあっせんに関する事。 ・被災林野の防疫に関する事。 ・林業被害応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関する事。 ・災害時の林業用資材等の確保に関する事。 ・林野火災予消防対策に関する事。

班名	分 掌 事 務
水産商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港、漁港施設、水産施設、漁船、漁具、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 水産物、製品等の被害状況調査に関すること。 ・ 漁業被害応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること。 ・ 応急対策に必要な漁業用資材等の確保及び輸送に関すること。 ・ 被災漁家の援護に関すること。 ・ 漁業被害関係資金等のあっせんに関すること。 ・ 被災漁家の営漁指導に関すること。 ・ 災害時の漁業用資材等の確保に関すること。 ・ 出漁漁船の避難に関すること。 ・ 海難対策及び海上流出油等対策に関すること。 ・ 災害時の緊急輸送（海上）に関すること。 ・ 商工業施設、観光施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・ 商品、製品等の被害状況調査に関すること。 ・ 災害時の物価対策及び生活必需品等の流通対策に関すること。 ・ 応急主要食料品等の調達及び輸送に関すること。 ・ 応急衣服、燃料、その他生活必需品等の調達に関すること。 ・ 被災商工観光業者の援護に関すること。 ・ 商工観光業被害関係融資資金等のあっせんに関すること。 ・ 被災商工観光業者の復旧指導に関すること。 ・ 観光施設等における入込客の避難対応に関すること。 ・ 災害に関連した失業者対策に関すること。

班名	分 掌 事 務
教育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設等、所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 ・被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること。 ・災害時における児童生徒、父母等への災害情報等の周知に関すること。 ・被災児童生徒の医療、防疫に関すること。 ・災害時における学用品等の調達及び支給に関すること。 ・所管施設への避難、誘導に関すること。 ・所管施設の衛生管理対策に関すること。 ・災害時における学校給食用物資の調達及び学校給食の確保に関すること。 ・被災児童生徒等への応急給食の提供等に関すること。 ・災害支援団体等との連絡調整に関すること。 ・文化財の保全対策に関すること。

3 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、自然災害・事故災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

設 置 基 準

- 災害が広域な範囲にわたり発生、または拡大するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 町内域に震度6弱以上の地震が発生したとき、または本町沿岸に大津波警報が発表されたとき。
- 気象、地象、水象に関する特別警報を受けたとき。もしくは、特別警報の発表が想定されるとき。
- 気象、地象、水象についての情報、または警報を受け、非常配備の必要があるとき。

4 災害対策本部の配備体制

(1) 非常配備に関する基準

災害応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は、本部長とする。

なお、本部が設置されない場合にあっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報、または災害情報に応じて、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班
第1非常配備 (注意配備体制)	1 気象、水象及び地象に関する情報、または警報を受けたとき 2 町内で、震度4の地震が観測されたとき。 3 本町沿岸部に津波注意報が発表されたとき。 4 火山に関する異常通報を受理したとき。 5 その他、必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制。	総務対策班 (総務課) 建設対策班 (建設課) 農林対策班・水産商工対策班 (産業課)
第2非常配備 (警戒配備体制)	1 町内で、震度5弱・5強の地震が観測されたとき。 2 本町沿岸部に津波警報が発表されたとき。 3 局地的に災害の発生が予想されるとき、または災害が発生したとき。 4 土砂災害警戒情報が発表されたとき 5 その他、必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	災害の発生とともに関係各対策班の所要の人員をもって速やかに災害応急活動が開始できる体制。	全対策班 (全職員)
第3非常配備 (特別警戒配備体制) (災害対策本部設置)	1 町内で、震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 本町沿岸部に大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発表されたとき。もしくは、発表が想定されるとき。 4 生命、身体に関わる突発的な渡島大島の噴火が認められたとき、または渡島大島に噴火警報等が発表されたとき。 5 広域にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が特に甚大であると予想される場合において町長が当該非常配備を指令したとき。 6 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害の発生とともに全対策班の人員をもって速やかに災害応急活動が開始でき、町内に被害が多発している可能性があり、協定に基づく周辺自治体へ応援要請、自衛隊等への要請を早急に実施できる体制。	全対策班 (全職員)

- (注) 1 配備時期について災害の規模、態様により、上記基準によりがたい場合においては、本部長は適宜指示を発するものとする。
 2 災害の規模、態様により、担当対策班については本部長が、担当班については各対策班長が適宜配備人員を増減することができる。

(2) 職員の配備体制

- ア 配備基準に該当する地震等が発生したときは、直ちに配備体制につく。
- イ 第1非常配備、第2非常配備にかかる指揮監督は、総務対策班長が行う。
- ウ 災害対策本部の対策班長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害応急対策にあたる。
- エ 災害対策本部及び各班に所属し、災害応急対策を実施するものとしてあらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害応急対策にあたる。
- オ 対策班長は、災害発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
- カ 交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより、職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努めるものとする。

(3) 自主参集等

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに本部またはあらかじめ指定された場所に参集する。

ア 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により本部等に参集できない場合は、電話その他の方法によりその状況を報告する。

イ 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じその状況を報告して指示を受ける。

ウ 動員に応じる時は、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備携帯品に留意する。

(4) 参集時の留意事項

ア 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

イ 参集途上において知り得た被害や災害の情報は、参集場所に参集後、直ちに所属班長に報告すること。

なお、非常時の動員配備伝達系統は、別表1及び別表2のとおりである。

(5) 本部連絡員

総務対策班長が必要と認めたときは、本部に本部連絡員を置く。本部連絡員は、各対策班長がそれぞれ所管の職員のうちから指名する者をもって充てる。

本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策本班に伝達する。

5 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、教育長、各対策班長、副班長で組織し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

(1) 報告事項

- ア 気象情報、及び災害情報
- イ 職員配備体制
- ウ 各対策班の措置事項

(2) 協議事項

- ア 応急対策への指示
- イ 各対策班間の調整事項の指示
- ウ 他市町村応援要請の要否
- エ 自衛隊災害派遣要請の要否
- オ 救助法適用申請の要否
- カ 被害状況調査隊編成の決定
- キ 被害者に対する見舞金品給付の決定

(3) 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

(4) 本部員会議の運営

- ア 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。
- ウ 本部員は、必要に応じ所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議を招集する必要があると認めるときは、総務対策班長にその旨を申し出る。

(5) 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項について各対策班長は速やかに周知する。

6 災害救助法に基づく各班の事務分掌等

災害救助法が適用された場合、総務対策班長は直ちに各対策班長に連絡することとし、各班においては「災害対策本部業務分担表」に掲げる救助業務を実施するものとする。

7 町長の職務の代理

町長に事故等があるときは、本部員会議の招集や災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、副町長がその職務を代理する。また、副町長もその職務を代理することが困難な場合等は、あらかじめその指名する職務にある者が代理

する。

8 現地災害対策本部

本部長は、特定地域に災害が集中した場合において、災害応急対策等を迅速に実施するため、現地において指揮を発する必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

(1) 組織

ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名した者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部員は、各対策班の中から本部長が指名した者をもって充てる。

(2) 運営

現地災害対策本部の運営は、災害対策本部に準ずる。

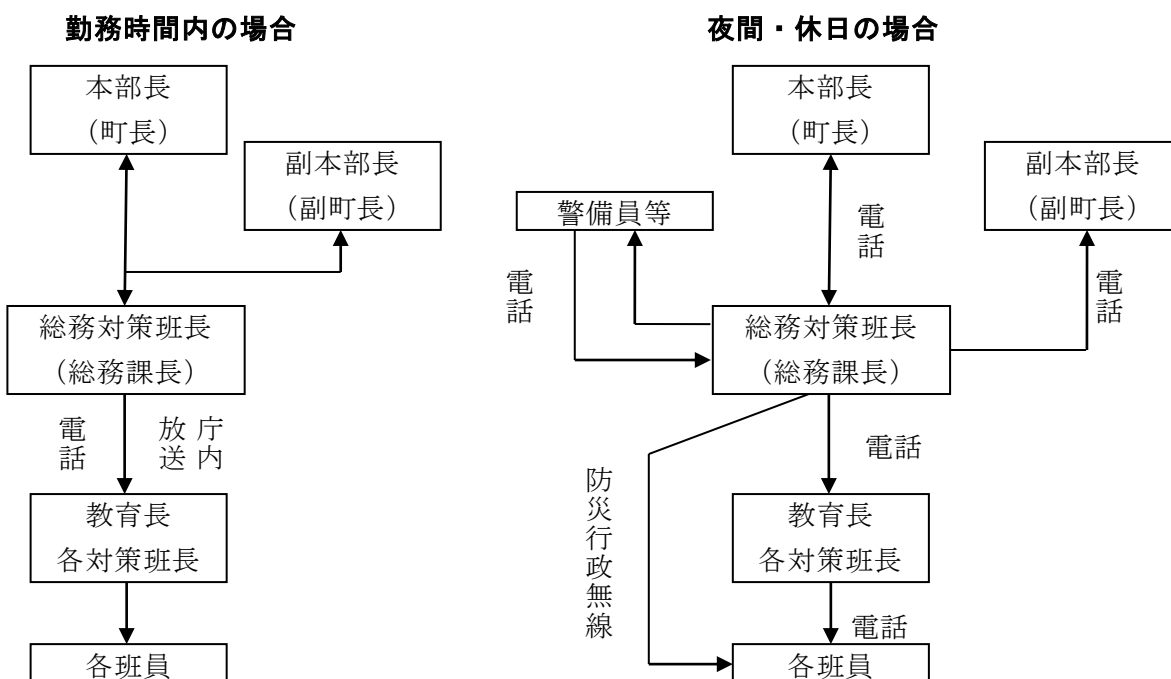
(3) 業務

被災地と災害対策本部との連絡調整、災害情報の収集等にあたるほか、本部の指示した事項につき、第4章に定める「災害応急対策計画」に基づく応急対策を実施する。

なお、現地本部の設置の必要がなくなったときは廃止する。

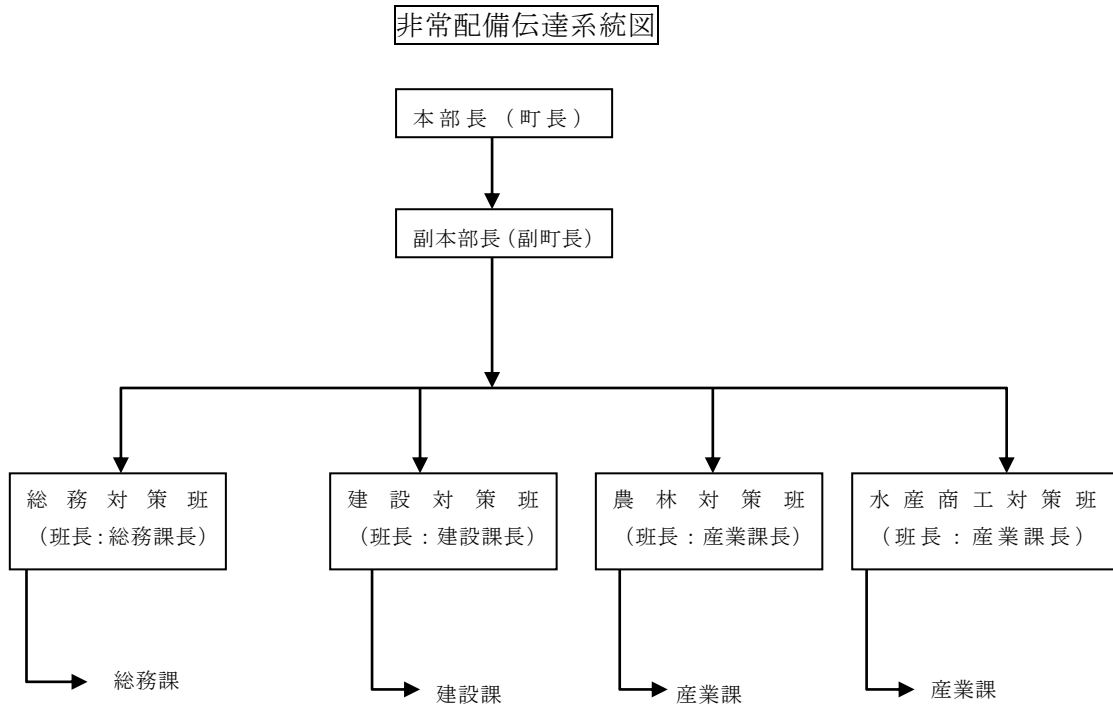
別表 1

動員配備系統図



別表2

第1非常配備



第2非常配備及び第3非常配備

全 職 員 全 参 集

第3節 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足が生じた場合、町長は、町内会、日赤奉仕団、女性団体、民間防災組織等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- 避難所内の奉仕及び被災者の世話
- 応急炊き出し
- 義援金品の募集及び整理
- 救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕
- 通信途絶時における通信確保等に係る協力
- その他救助活動等で町長が協力を求めた事項

第4節 気象警報等の伝達計画

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象等に関する特別警報、警報及び注意報の種類、発表基準

(1) 種類及び発表基準

○気象等に関する特別警報、警報及び注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

ア 気象等に関する特別警報、警報及び注意報の種類

(ア) 特別警報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(イ) 気象警報 (別表参照)

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(ウ) 気象注意報 (別表参照)

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表さ

	れる。
--	-----

イ 高潮警報及び注意報の種類

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

ウ 波浪警報及び注意報の種類

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

エ 洪水警報及び注意報の種類

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

■第2章 防災組織

(2) 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害)※1 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布:「災害切迫(黒)」)	・大雨特別警報(土砂災害)※1 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布:「災害切迫(黒)」)
警戒レベル4 (避難指示)	氾濫危険情報	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布:「危険(紫)」)※2 ・流域雨量指数の予測値	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布「危険(紫)」)(危険)※2
警戒レベル3 (高齢者等避難)	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布:「警戒(赤)」) ・流域雨量指数の予測値	・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布:「警戒(赤)」)
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水注意報	・大雨注意報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
警戒レベル1	—	早期注意情報(警報級の可能性)	早期注意情報(警報級の可能性)

※1 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※2 「危険(紫)」については、避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注) 町が発令する避難指示等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

別記による「気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図」に基づき、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達するものとする。

ア 受領周知責任者

特別警報、警報、注意報、並びに情報等、災害情報等受領、周知の責任者は総務課長とする。なお、不在の場合は総務課課長補佐とする。

イ 特別警報、警報、注意報等を収受した場合の措置

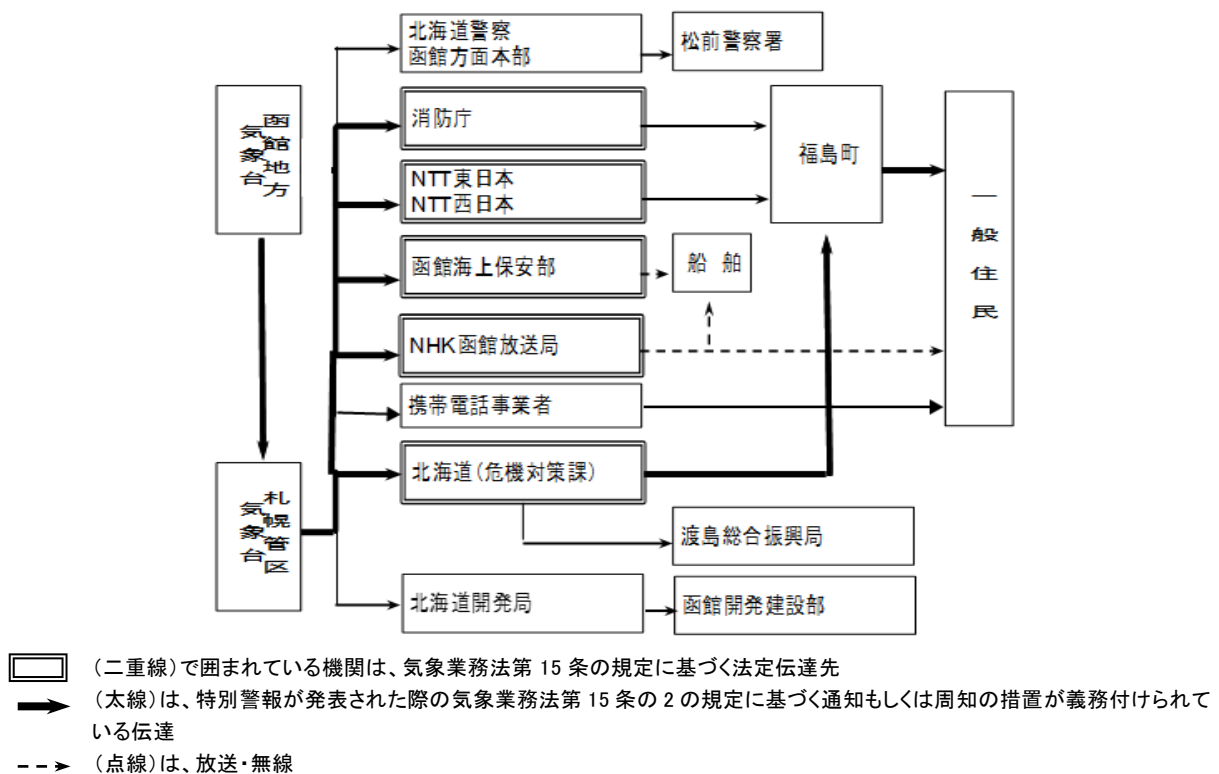
(ア) 執務時間内の場合

受領周知責任者（総務課長）は特別警報、警報、注意報を受けたときは、直ちに「予報（注意報含む）、警報、並びに情報等受理票」（別表様式1号）を作成し、必要に応じ関係各課及び関係機関に通知するものとする。

(イ) 夜間、休日等の場合

警備員は、直ちに受領周知責任者（総務課長）に連絡する等適切な措置を講ずること

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



■第2章 防災組織

別表 様式1号

町 長		副 町 長		課 長		補 佐		係 長		提 議	
予報(注意報含む)、警報、並びに情報等受理票											
電話 年 月 日 時 分 無線 連絡											
発 信 者				受 信 者							
予警報種類				発表時刻							
受 理 内 容											
処 理 て ん 末											

別表

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 函館地方気象台

福島町	府県予報区	渡島・檜山地方		
	一次細分区域	渡島地方		
	市町村等をまとめた地域	渡島西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準	知内川流域=14.2、白符川流域=7.3、洞内川流域=6.2、福島川流域=14.1	
		複合基準*1	福島川流域=(7、13.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			津軽海峡	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	知内川流域=11.3、白符川流域=5.8、洞内川流域=4.9、福島川流域=11.2	
		複合基準*1	知内川流域=(5、11.3)、福島川流域=(5、11.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			津軽海峡	18m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上・24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			津軽海峡	500m
	乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上			
低温	通年:(平均気温)平年より5℃以上低い日が2日以上継続			
霜	最低気温3℃以下			
着氷	船体着氷:水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上			
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

- ※ 土壌雨量指数基準値は、1 km四方毎に設定しているが、町内における基準値の最低値を示している。
- ※ 洪水の欄中、「福島川流域=14.1」は福島川における代表地点の基準値を示している。
- ※ 有義波高とは、ある地点で一定時間(例えば20分間)に観測される波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高。これは、目視観測による波高に近いといわれている。このうち、最大のを最大波高という。統計的には、観測される波のうち「1000に1」の割合で有義波高の2倍近い波が出現するといわれている。

■第2章 防災組織

■雨や風の強さについての解説表

○雨の強さと降り方

(平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成29年3月一部改正、平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしているもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る				高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプランニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

○風の強さと吹き方

(平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成19年4月一部改正、平成25年3月一部改正、平成29年9月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)	
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩けにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
強い風	15以上 20未満	～70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20以上 25未満	～90km		特急電車	何かにつかまっていけないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。						
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50	
	35以上 40未満	～140km							住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。
	40以上	140km～							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

3 海上警報

(1) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区を気象庁が以下の担当区域を札幌管区気象台が担当する。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部※1	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上※2	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

※1 茂津多岬の突端から 270 度に引いた線以北及び知床岬の突端から 90 度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から 300 海里以内の海域で 5 つの海域に細分している。

※2 尻屋崎から 110 度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から 315 度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から 270 度に引いた線及び知床岬の突端から 90 度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から 300 海里以内の海域で 5 つの海域に細分している。

(2) 種類

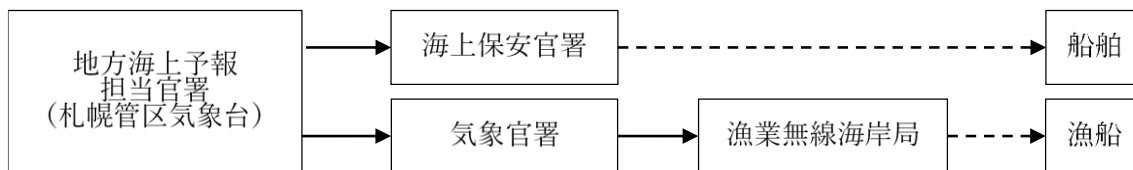
船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さにより、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼称		説明
	英文	和文	
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7 (28~33kt) の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合 (海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8 (34~40kt) 及び9 (41~47kt) の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10 (48~55kt) 以上の場合(熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12 (64kt~) の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12 (64 kt~) の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報する現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(3) 伝達

伝達系統は、次図のとおりである。



(- - - -> は放送・無線)

- (注)
- ・海上保安官署
第一管区海上保安本部 運用司令センター
 - ・気象官署
札幌、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内
 - ・漁業無線海岸局 (14局)
稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙留、根室、釧路、岩内、余市、小樽、
新星マリン、北るもい、増毛

4 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

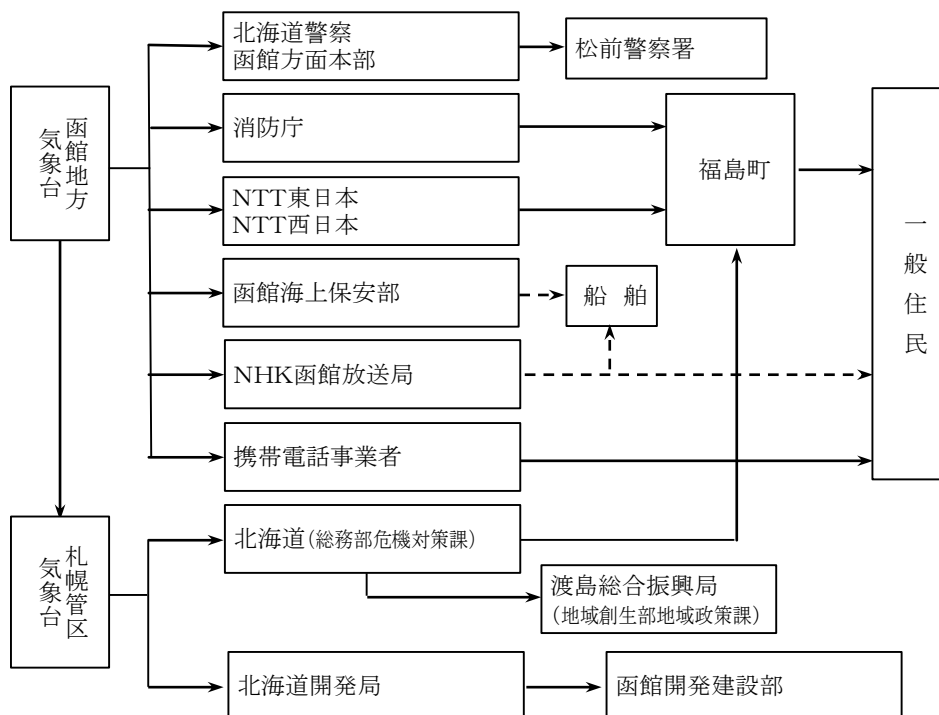
その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報
	津波警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

(2) 伝達

水防活動用気象等警報・気象注意報伝達系統図



--> (点線)は、放送

5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、渡島総合振興局と函館地方气象台から共同で発表される。

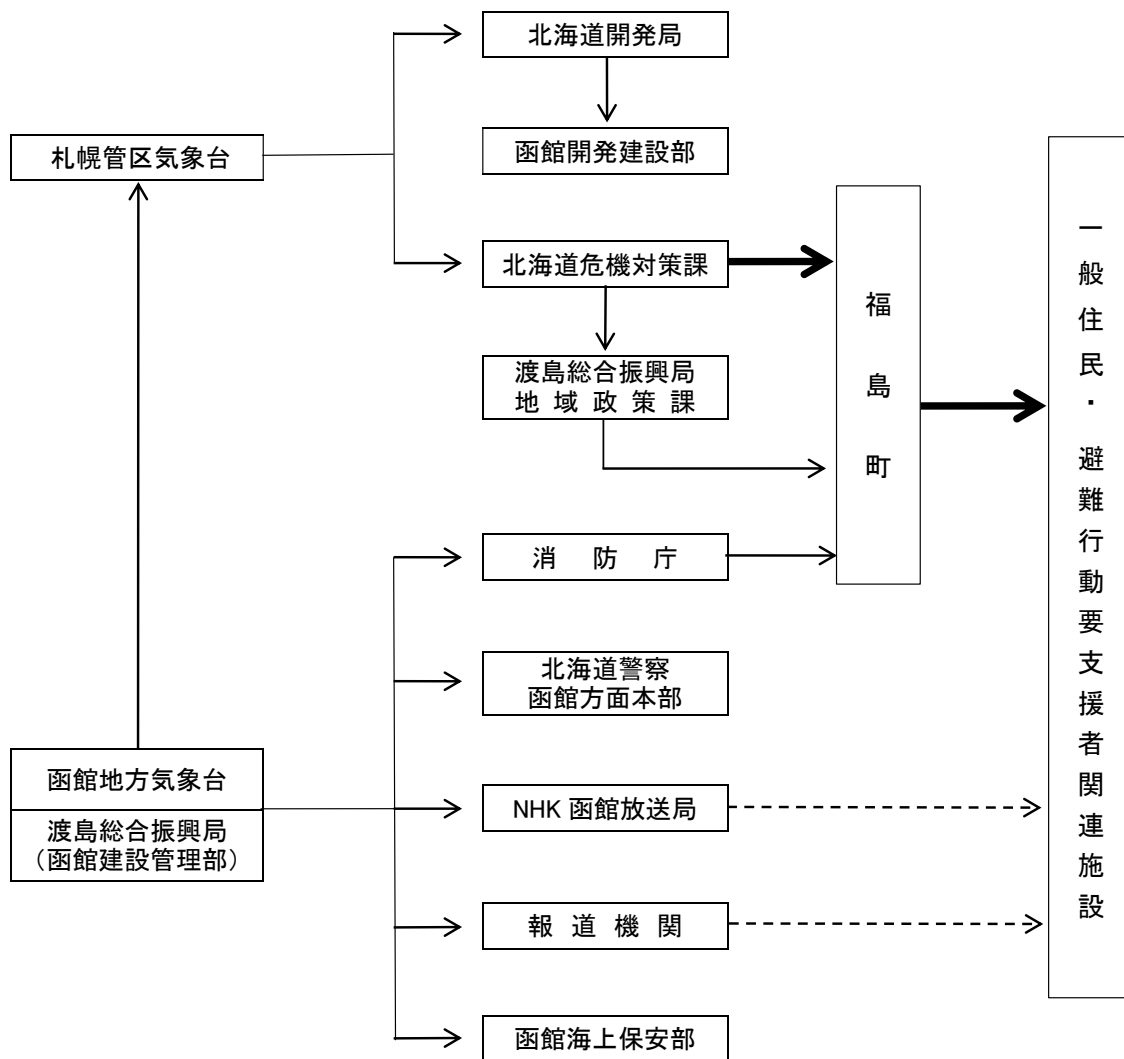
市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。

土砂災害警戒情報伝達系統図



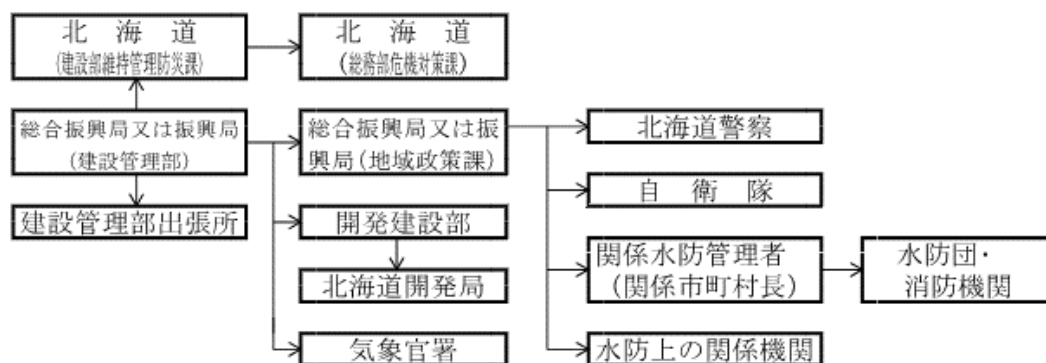
➔ は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十七条に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

- -> は、放送・無線

6 水防警報（水防法第16条）

知事が行う水防警報

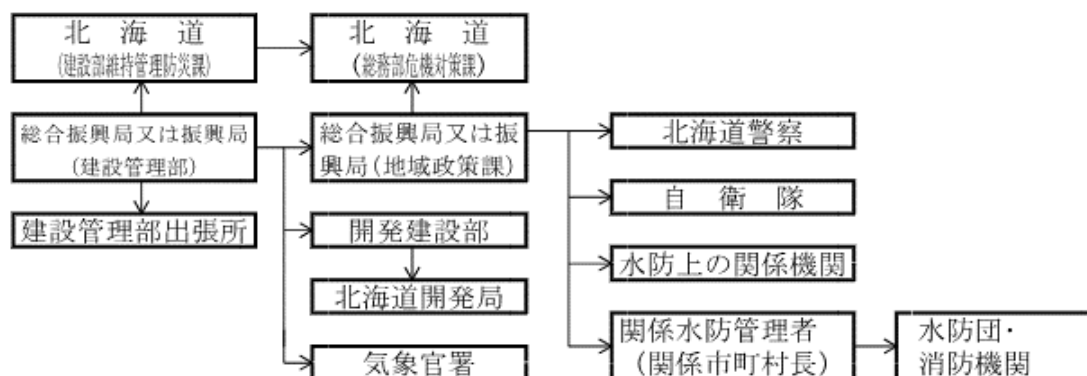
水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。



7 水位情報の通知

知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



8 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

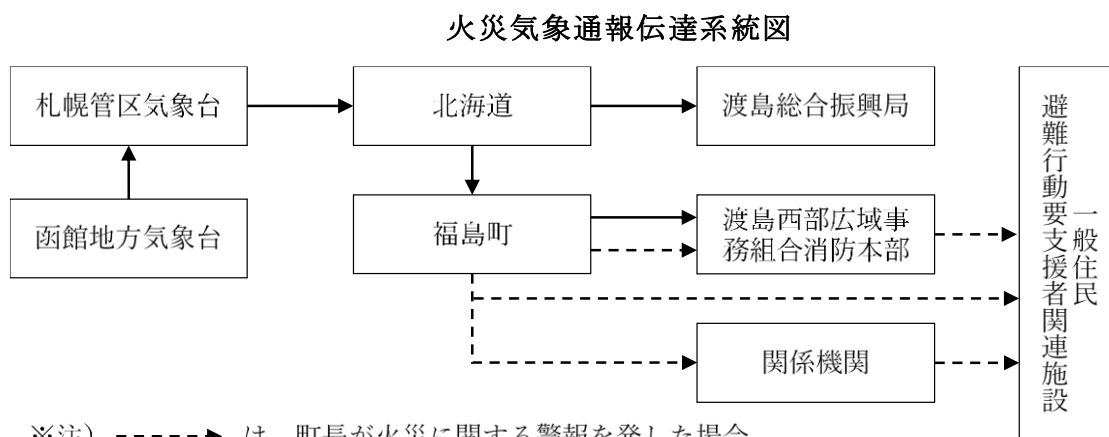
函館地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



※注) -----▶ は、町長が火災に関する警報を発した場合

(2) 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

(3) 通報時刻及び内容

(ア) 定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

(イ) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

(ウ) 火災気象通報の終了

火災気象通報の対象となる注意報の解除をもって、火災気象通報の終了とする。

(4) 火災警報発令基準

町長は、知事（振興局長）から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が次の火災警報発令の基準に該当したときは、消防法第22条第3項の規定に基づく火災警報を発令することができる。

- ・実効湿度68%以下、最小湿度42%以下で、平均風速が10m/s以上のとき。
- ・最大風速が15m/s以上の風が連続して吹くとき、またはその見込みのとき。

9 地震動予報及び警報等（緊急地震速報）

(1) 地震動予報及び警報の区分、名称、基準

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

（※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(2) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達間に合わない場合がある。

(3) 緊急地震速報の伝達

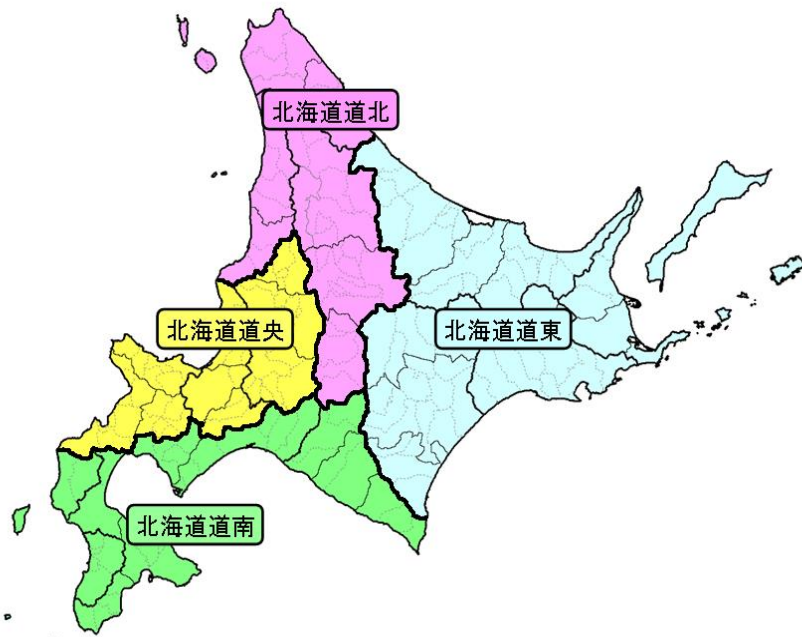
緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 地震動予報及び警報（緊急地震速報）の発表区分



※ 道内4地域全てを対象に発表する場合は、「北海道」として発表される。

(5) 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度情報で用いる区域名	町名
北海道道南	渡島地方西部	松前町、福島町、知内町、木古内町

10 津波警報等の種類・内容及び標識

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。


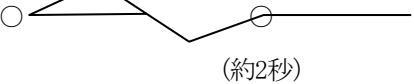

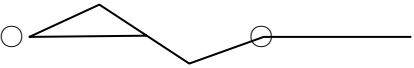
津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識


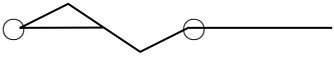
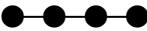

気象庁の定める予報警報標識規則における鐘音又はサイレン音による津波注意報標識等は次のとおり。

ア 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報 及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

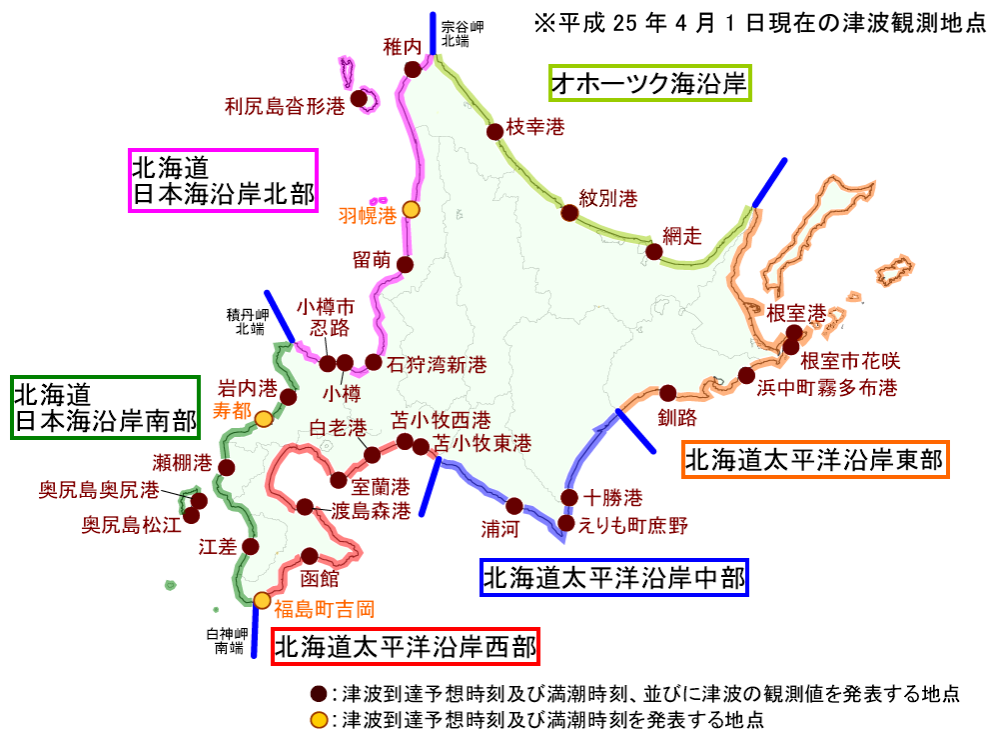
(注) 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

イ 津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

(4) 津波予報区名及び津波情報に用いる観測点

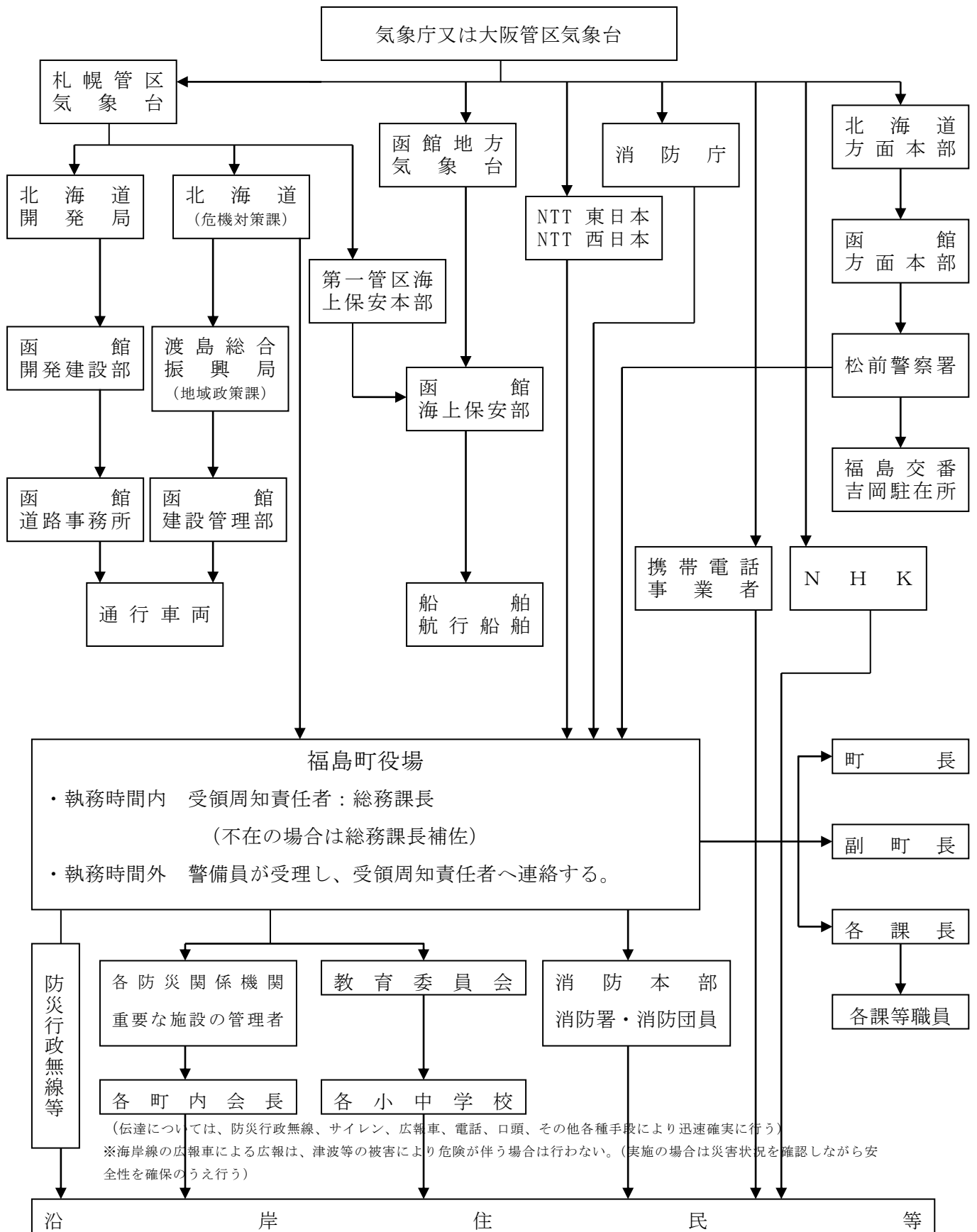


(5) 津波予報区域

オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

(注) 根室振興局に、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

津波警報等の伝達系統図



11 地震情報及び津波情報

(1) 地震に関する情報

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、10(2)アの(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

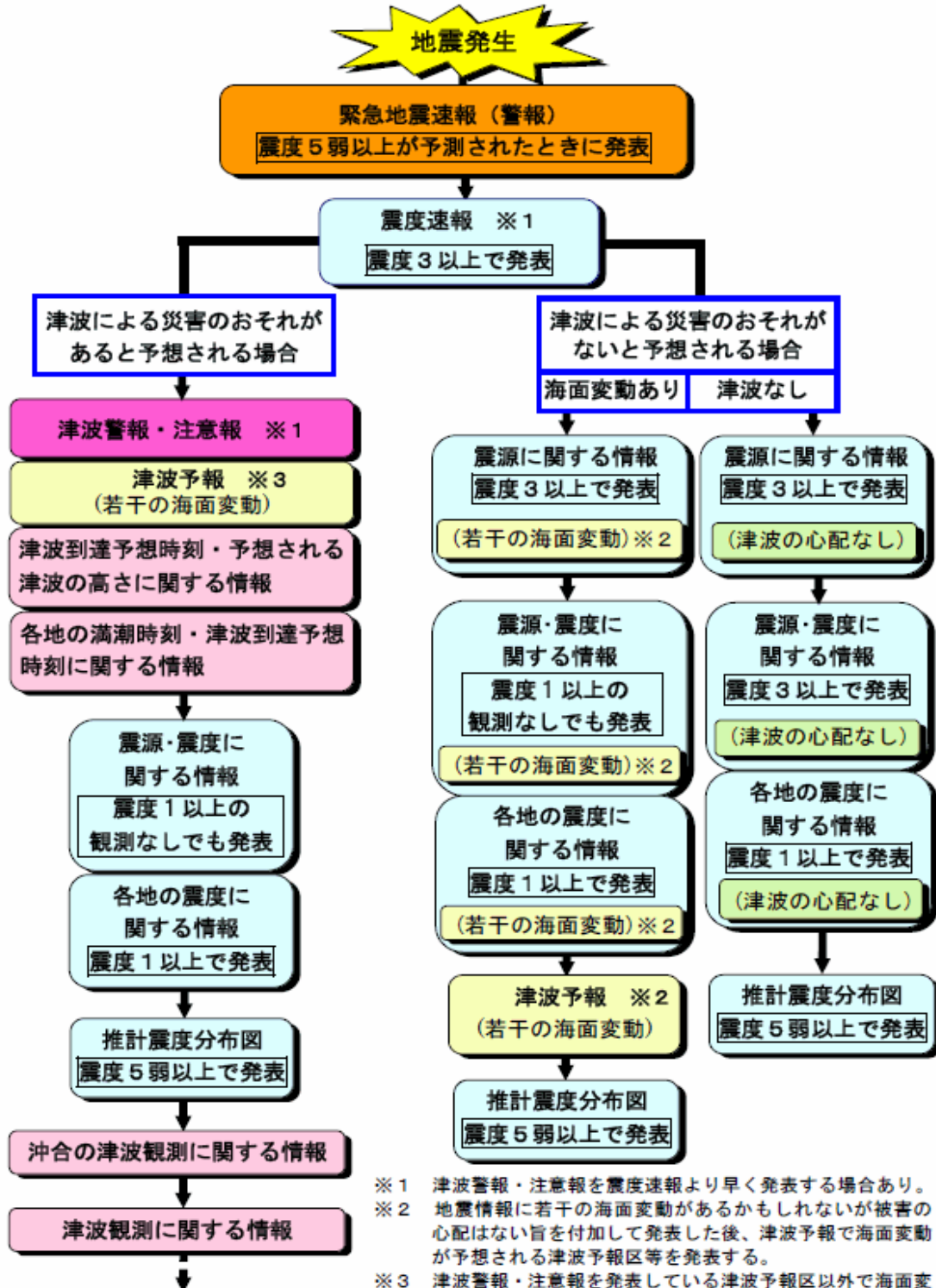
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

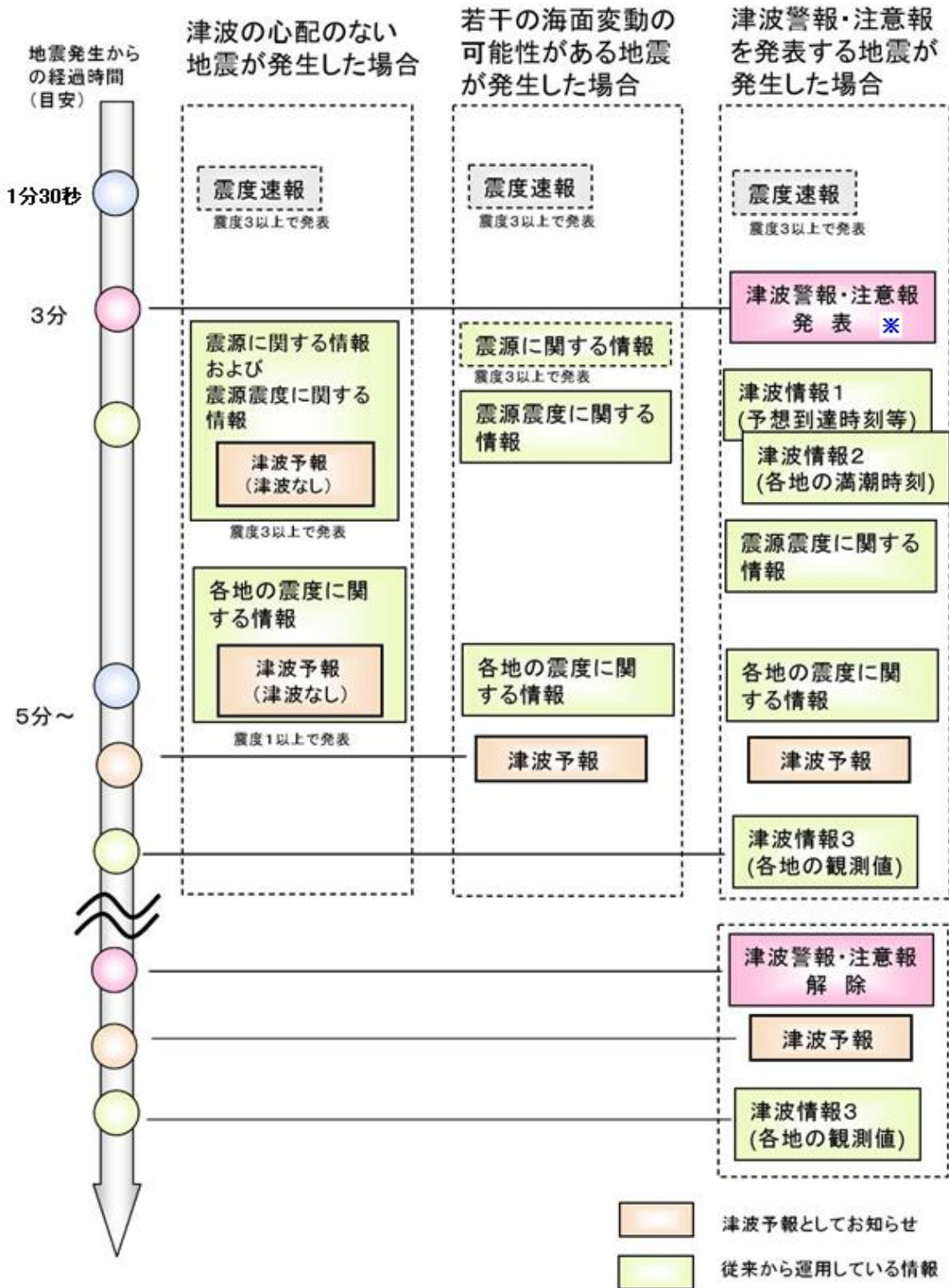
※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

地震及び津波に関する情報



津波予報発表のタイミング



※ 緊急地震速報の震源を用いて2分前に発表することがある。

12 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 北海道地方気象情報、渡島・檜山地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

記録的短時間大雨情報の発表基準

令和元年6月4日現在

発表官署	対象区域	1時間雨量 (mm)
気象庁	渡島・檜山地方	100

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を

呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に渡島地方に対し発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト) : <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

13 異常現象を発見した者の措置等

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合または発生するおそれがある現象を発見した者は、速やかにその状況を町長または消防署、警察に通報しなければならない。

(2) 消防署等への通報

異常現象を発見した場合あるいは発見者から通報を受けた消防署または警察、函館海上保安部はその旨速やかに町長に通報しなければならない。

(3) 各機関への通報

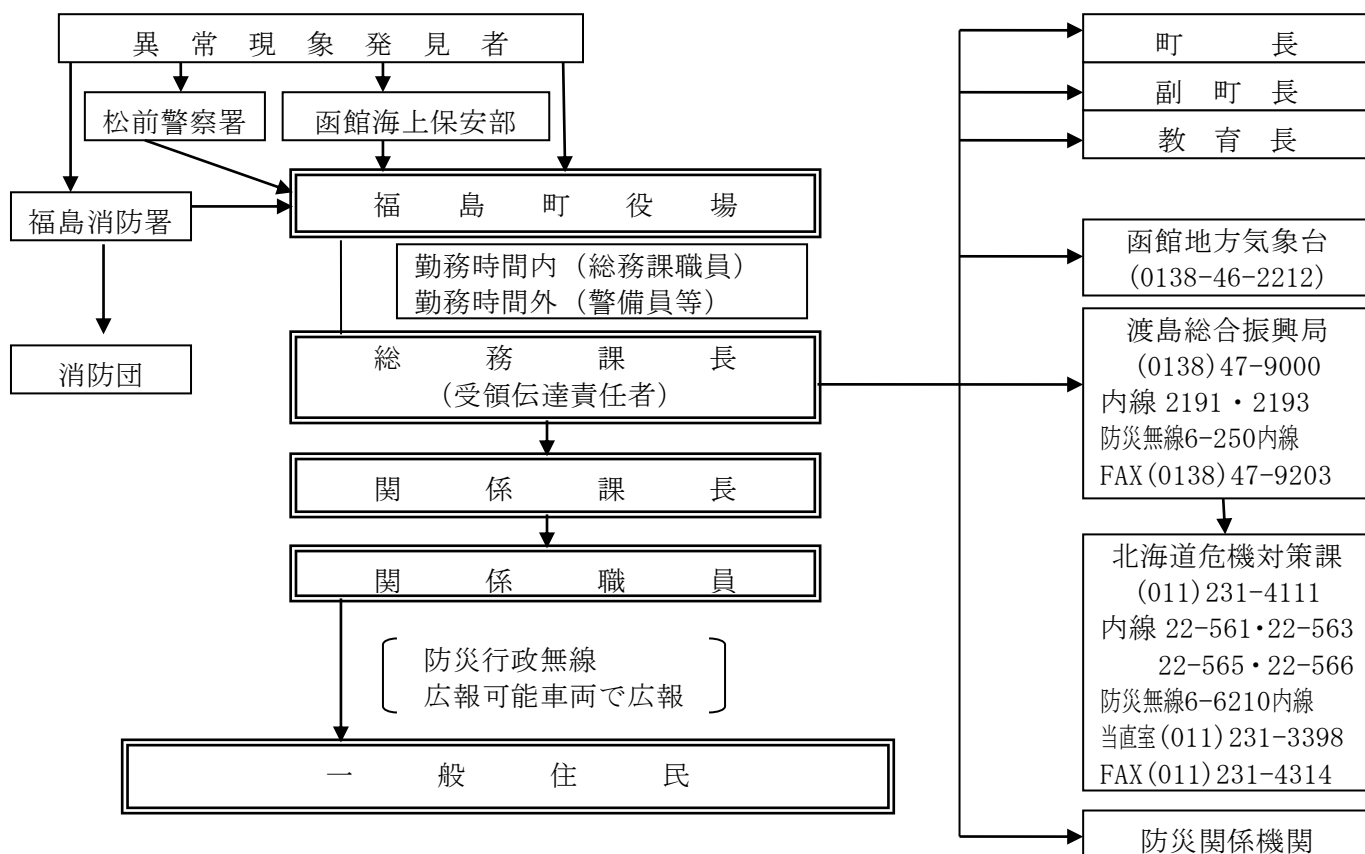
町長は災害発生、または異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により函館地方气象台、渡島総合振興局及び各関係機関に通報しなければならない。

(4) 住民への周知

住民に対する周知は、防災行政無線や広報車等で周知するほか、必要があるときは、町内会長等を通じ、気象情報等を住民に伝達するものとする。

(5) 情報収集及び伝達系統

災害情報連絡系統図



(6) 災害情報の収集

町長は災害が予想される地域の情報を収集するため、福島消防署等の関係機関より雨量及び河川の水位等、状況を把握するものとする。

- ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
- イ 降雨、降雪、河川の水位、崖等急傾斜地、海岸水位の異常状況
- ウ 住民の生命と財産の安否、避難状況
- エ 水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況
- オ 人畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況
- カ 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。

災害の予防は基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、その他防災上重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のために必要とする施策を確実に実施し、災害発生の原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

災害発生が予想される区域については、次に定める「災害危険区域現地調査実施要領」に基づき総合的な実施調査を行い、その結果をもとに防災関係機関は危険な箇所における災害防止対策を講ずるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

「災害危険区域現地調査実施要領」

1 目的

町防災会議は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い、災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

町防災会議は、関係機関の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険区域

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風襲来期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等について、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取扱い

- (1) 町防災会議は、現地調査完了後速やかに関係機関へ報告するものとする。
- (2) 町防災会議は、災害危険区域を町防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。
- (3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

第1節 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び住民に対する災害予防応急対策と防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 福島町、北海道

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できよう地図情報その他の方法により公開に努める。

エ 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るもの

とする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) 町広報誌（紙）、町ホームページ
- (3) 新聞、テレビ、インターネットの活用
- (4) 防災マップ、テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (5) 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) 学校教育、社会教育を通しての普及
- (8) 防災イベントや研修会、講演会等の開催
- (9) その他

4 普及・啓発を要する事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 災害に関する一般知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (4) 災害の応急措置

- ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
- イ 災害の調査及び報告の要領・方法
- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の)連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害予防等の知識の向上及び防災に関する実践的な活動方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとする。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用して、災害現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、単独、または関係機関と緊密な連絡をとり各種の防災訓練を実施し、防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上を図る。

1 防災訓練実施機関

防災訓練は、町、渡島西部広域事務組合、福島消防署及び防災訓練関係機関が自主的訓練計画を作成し、防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上を図る。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2 防災訓練の種別と実施方法

(1) 水防訓練

各種水防工法、水防資機材の輸送、通報、伝達等を行う。

(2) 消防訓練

ア 出動訓練

出動準備の迅速、かつ、的確性を期するため、機械の調整及び器具の装備点検を行う。

イ 操縦訓練

地理、水利の周知徹底並びに水利施設及び消防自動車等の操縦を行い、技術の向上を図る。

ウ 放水訓練

放水技術の向上を図るために行う。

エ 救助訓練

人命救助作業の迅速、確実を期し、的確な救助技術の習得を図るため、建築物件の利用及び救助器具の取扱いを行う。

オ 通信訓練

通信の迅速、かつ、確実な運用を期するため、通信用語及び運用等を行い習熟を図る。

カ その他の訓練

病院、学校、ホテル、官公署を対象とした自主防火訓練を行う。

(3) 避難訓練

避難の指示、伝達方法、避難場所等の開設、避難誘導及び給水給食等を行う。

(4) 災害通信連絡訓練

警報伝達、情報連絡訓練並びに通信施設の点検等を行う。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部員、防災関係機関の業務従事者の招集を行う。

(6) 大火訓練

消防機関の出動、隣接市町村の応援、避難、立退き、救出救助、消火、広報、情報連絡を織り込んだ訓練を実施する。

(7) 地震津波訓練

住民の初期消火、津波に関する海岸線監視、同時多発火災避難、大火訓練広報、津波警報伝達等を織り込んだ訓練を実施する。

(8) 総合訓練

各種の災害を想定して、防災関係機関と協力して図上訓練等、総合的防災訓練を行う。訓練の実施要領は、その都度定めるものとし、訓練効果のある時期に適宜実施する。

(9) 個別訓練

大雨、土砂災害、地震、津波などの具体的な災害を想定し、町内会等を特定した防災訓練を実施します。

3 民間団体等との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第3節 重要警戒区域及び整備計画

災害が予想される重要警戒区域の状況を調査し及び災害対策が講ぜられるようにするための整備計画については次のとおりである。

1 重要警戒区域の指定

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等の危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等の危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険溪流区域

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

2 整備計画

重要警戒区域は、災害予防のため随時調査を行うが、その他異常な自然現象等による防災上必要が生じた時に行うものとし、必要によって応急措置を講ずるとともに、早急に整備計画を樹立するものとする。

また、これら災害発生時においては、ただちに被害を防止するために、各種の防災用資材の運用につき確保するものとする。

第4節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、または被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

1 水防組織

町は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総轄は総務対策班において行うものとする。

2 町の措置

(1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため防災行政無線の保守整備に努めるとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

なお、町内における水防危険区域については、本章第3節「重要警戒区域及び整備計画」に定めるところによる。水防資機材の整備状況等については、本章第12節「食料の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」に定めるところによる。

(2) 浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなどの措置を講ずるものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、本来、水防法に基づき作成する福島町水防計画の定めるところによるが、当面は第4章第11節「水防計画」によるものとする。

第5節 風害予防計画

風による公共施設等の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 予防対策

学校や公共施設等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第6節 雪害予防計画

大雪、なだれ等において迅速かつ的確な除雪を実施し、道路交通の確保及び交通安全、消防対策を図るための雪害の予防及び応急対策は本計画の定めるところによる。

1 町道の交通確保

大雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとし、昼夜交通を確保することを原則とするが、住戸数及び交通量を勘案して、緊急順位を決定するものとする。

路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 主要となる幹線道路
- (2) 公共施設に通ずる町道
- (3) 通学用道路となっている町道

2 積雪時における消防対策

消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪には特に留意し、消防団員、地域住民の協力を得て、火災発生時の消防活動に万全を期するものとする。

異常降雪及び吹雪、なだれ等のため、消防車両の通行が停止し、または停止するおそれがある場合は、小型動力ポンプの人力搬入等の対策を講ずる。

その他の消防対策は本章11節の「消防計画」によることとする。

3 除雪車出動の要請先

町道において、特に交通確保を必要とする除雪路線の降雪の状況が除雪必要量に達したときは、町により速やかに除雪を実施するが、防災上急を要する場合は、建設対策班へ除雪車出動の要請をするものとする。

4 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪、なだれ等による交通が途絶した孤立地域の食料の供給、救急医療対策については、町有除雪機械を活用し、万全を期すほか、必要に応じて民間所有の機械を借り上げ、車道確保に努めるものとする。長時間の孤立によって食料等が極度に不足した場合、または急病発生が発生した場合等においては、関係機関の協力を要請し、雪上車、ヘリコプター等により救急処理を講ずるものとする。

5 なだれ警戒対策

町長及び関係機関、各道路管理者は、常に的確な積雪情報を把握し、なだれ発生危険

箇所の点検を実施するほか、表示板を掲示するなどして必要な情報を住民に周知徹底を図り、状況に応じて必要な対策措置をとるものとする。

6 建造物雪害対策

積雪量が大量となり、住家及び建造物等に被害をもたらすおそれのある場合は、住民に対し雪下ろし作業の励行をPRするとともに、町内会等を通じて屋根の雪下ろし作業を組織的、計画的に行うこととする。

特に、高齢者世帯に対しては、支援を図るものとする。

7 雪捨場

雪捨場の設定については、溢水災害等に十分配慮して指定するものとする。

第7節 融雪災害予防計画

本計画は、融雪による河川の溢水、低地帯の浸水等の災害に対応するための方策について定めることを目的とする。

1 気象情報の把握とその伝達

融雪による災害を防止するため、函館地方気象台から発表された融雪注意報を受理したとき及び融雪量及び降水量の状況から融雪出水の発生するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、関係住民に周知するものとする。

2 融雪予防体制

融雪による出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり等災害を予防するため、関係各課及び関係機関と協力して情報交換や連絡体制を確立し、第4章第11節「水防計画」に定めるところによるほか、融雪による災害等警戒区域の予防対策を講ずるものとする。

3 警戒区域等の巡視

水防上重要な警戒区域の災害を未然に防止し、また融雪による被害の拡大を防止するため、建設対策班長（建設課長）は、重要警戒区域の巡視を行い、次の状況を総務対策班長（総務課長）に報告するものとする。

- (1) 融雪出水の状況
- (2) なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所

4 障害物の除去

建設対策班（建設課）及び関係機関は、積雪、排雪、結氷、なだれ等により河道が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、または橋梁の流失を防ぐため、河川管理者と連絡をとり融雪出水前に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め、流水能力の確保を図るものとする。

5 道路の除雪

なだれ、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、除雪に努める。

第8節 高波・高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防計画は、次のとおりである。

1 警報等の伝達等並びに周知及び避難体制

- (1) 当町においては、必ずしも秋季の台風時のみならず、冬季春先の発達した低気圧の影響による、漁船・漁具や水産施設などの被害もみられる。そのため、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等の所要の措置を講じ、日頃より水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対して、防災行政無線による高潮警報等の迅速な伝達、また、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制については第4章第6節「避難対策計画」に定めるところによる。

第9節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、資料編（別冊）「資料4 災害危険個所に関する資料」のとおり

2 予防対策

降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

(2) 警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 市町村地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

- (4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 崖崩れ防災対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、福島町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(3) 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するために必要な措置事項は、次のとおりである。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、防災の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第11節 消防計画

施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、または地震等の災害を防除し、その被害を軽減するための計画は、次のとおりとする。

なお、福島町、松前町、知内町、木古内町で構成する渡島西部広域事務組合消防本部において具体的な計画を定めるものとする。

1 消防体制の整備

(1) 消防計画の充実

消防計画の策定にあたっては、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し効果的な消防活動を行えるよう一層の充実を図るものとする。

(2) 火災防御対策

計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務全般を網羅した計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除または発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期する内容とする。

(3) 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域基本計画を踏まえ、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

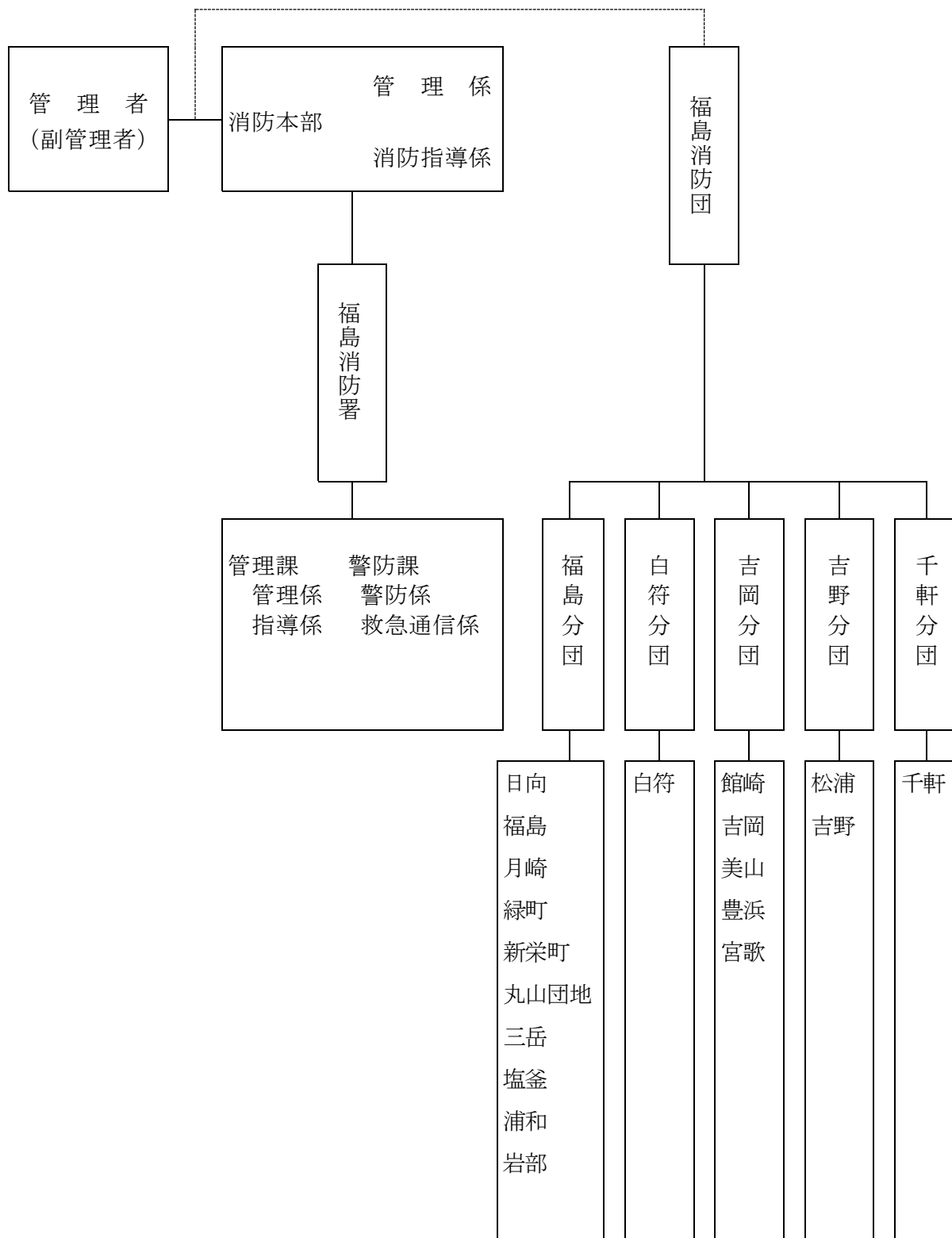
4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北

海道広域消防相互応援協定」や第4章第32節「広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村への応援を要請するものとする。

別表 事務機構

(1) 平常時の事務機構



(2) 非常時の事務機構



■第3章 災害予防計画

- 備考1 非常災害時の事務機構は、火災または水害が発生し、その防災活動に全消防職・団員を招集し、当該町に災害対策本部が設置された場合の事務機構である。
- 2 人員及び車両は、本部並びに災害地以外の消防職・団員及び消防車若しくは借上げ車両を充てる。

第12節 食料の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

町及び各関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、食料及び飲料水等の確保を図るとともに、防災倉庫の増設に努めるものとする。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料等の確保

- (1) 災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- (2) 防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るため計画的な整備に努める。また、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、町のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷地にある町の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房器機等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期すものとする。

第13節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所（以下「避難場所等」という。）の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりとする。

1 避難場所等の選定・確保及び標識の設置

(1) 町は、大規模災害、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所等及び避難路の整備を図るとともに、避難場所等、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備するものとする。

また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとする。

(2) 建築物が密集する市街地は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

なお、避難場所等の定義については、第4章第6節「避難対策計画」によるものとする。

(3) 町は、津波警報など避難の必要が予想される警報が発せられた場合に、住民の安全かつ迅速な避難を確保するため、避難時間の短縮・日常生活などを考慮した避難場所等及び避難路の指定・整備に努めるとともに、避難場所等、避難経路について、防災マップ等で住民への周知徹底に努めるものとする。

(4) 町は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した避難場所等を指定、整備するとともに、高層建物などは、施設管理者の協力を得て緊急避難所とする。

なお、指定・整備にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難に十分配慮するほか、次の事項に留意すること。

ア 津波に対する避難場所等は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること。

イ 津波の到達が予想される時間内における避難場所等への到達可能時間を考慮したものであること。

2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失したものを収容するための避難所をあらかじめ選定・確保し、整備を図るものとする。

また、火山などの影響範囲の大きい災害については、当該市町村の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

(1) 避難所の選定要件

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 津波、浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能なこと。
- エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- カ その他被災者が生活する上で適当と認める場所であること。

(2) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 指定緊急避難場所の確保

- (1) 町は、災害の危機が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

4 指定避難所の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。
 - ア 規模：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
 - イ 構造：速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造設備を有すること。
 - ウ 立地：想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
 - エ 交通：車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
 - ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について留意するものとする。
 - ア 指定避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を

加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認められるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

5 福祉避難所の確保及び管理

町は、避難場所における要配慮者の負担を軽減する観点から、要配慮者に適した設備等を有している施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。また、特別なケアが必要となる避難者のために、高齢者福祉施設等とあらかじめ応援協定を締結し、福祉避難施設として指定する。

(1) 福祉避難所の選定要件

ア 建物自体の安全性が確保されていること。

イ バリアフリー化され、施設内の要配慮者の安全性、利便性が確保されていること。

ウ 要配慮者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること。

(2) 福祉避難所の管理

ア 福祉避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。

イ 福祉避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における福祉避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

6 各避難所の整備

(1) 各避難所は、避難行動要支援者等が避難生活に支障をきたすことがないように、バリアフリーなど整備をしておくこと。

(2) 各避難所は熱中症などの気温による疾病を防ぐために冷暖房機器を整備すること。

(3) 避難所は避難住民の通信手段を確保するため、インターネット回線の整備をすること。

(4) 上記の事項が停電時でも確実に運用できるよう、非常用電源の整備をすること。

(5) 救助法が適用された場合において、町が福祉避難所を設置した場合、生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）の配置を行うものとする。

7 避難場所等の住民への周知

避難場所等の指定にあたっては、住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難場所等の周知。避難場所等は資料編「津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所」のとおりとする。

- ア 避難場所等の名称・所在地
 - イ 避難対象世帯の地区割り
 - ウ 避難場所等への経路及び避難手段
 - エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及
- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
 - イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携帯品など
 - ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

8 避難計画

町は、下記の事項に留意し計画を作成するものとし、特に高齢者、障がい者及び外国人等の避難行動要支援者が、災害時において安全、かつ、迅速な避難を行うことができるよう配慮する。また、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成する。

- (1) 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難行動要支援者に関する情報（避難準備情報を含む）の把握、共有及び地域住民への周知
- (3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所等への避難経路及び誘導方法
- (5) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (6) 指定緊急避難場所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (7) 指定緊急避難場所等の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (8) 避難に関する広報

- ア 防災行政無線による周知
- イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
※海岸線の広報車による広報は、津波等の被害により危険が伴う場合は行わない。
（実施の場合は災害状況を確認しながら安全性を確保のうえ行う）
- ウ 避難誘導者による現地広報
- エ 住民組織を通ずる広報

9 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所）
- (2) 避難の経路
- (3) 患者等の避難方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

10 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備を検討する。なお、個人データの取り扱いには、十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第14節 相互応援体制整備計画

大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、または他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ効率的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるように、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援体制の整備

- (1) 町は、道や他の市町村への応援要求またはほかの市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先を共有するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、町、その他防災関係機関との連絡の共有を図るとともに災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボラ

ンティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第15節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等いわゆる要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が多い。

このため、町及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者対策

町は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとし、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- (イ) 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (ウ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

イ 平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供

平常時における避難行動要支援者名簿の提供については、避難行動要支援者名簿に記載されている者のうち、同意を得ている者の避難行動要支援者名簿情報とする。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

ウ 避難行動要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を避難行動要支援者

名簿情報の提出先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。

エ 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

オ 避難体制の確立

町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ援助者を定めておくなど具体的な措置を講じておく。

カ 防災教育、訓練の充実等

町は、要配慮者自身の対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

キ 福祉避難所の整備

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など要配慮者の避難支援体制の整備に取り組むこと。

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者や入居者が寝たきり老人や心身障がい者（児）等、いわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制を確保する。

また、平常時から町及び消防機関と連携し、施設相互間及び近隣住民並びにボランティア組織等と入所者の実態に応じた協力が得られる体制の整備に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるための防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がと

れるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

適切な援助活動を行う対策は、次のとおりである。

(1) 避難行動要支援者の確認、早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否確認に努める。

(2) 避難所等への搬送

町は、避難行動要支援者を発見した場合、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所若しくは福祉避難所への搬送

イ 病院への搬送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

3 在宅者対策

(1) 緊急通報システム等の整備

町は、単身の老人及び障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高める。

(2) 防災知識の普及・啓発

道及び町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、災害時の際にとるべき行動など啓発のためパンフレット等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努力する。

4 病院入院患者等対策

病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり老人及び、乳幼児、重傷患者等自力で避難することができない患者等について、看護師詰所に隣接した病室やできる限り低

い階で避難救出が容易な病室に收容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

5 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件、環境整備に努めるとともに、あらゆる機会を通じて防災対策の周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所等、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第16節 自主防災組織指導育成計画

災害の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分の地域は自分で守る」という精神のもとに自主防災体制の整備、育成を推進する。また、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、事業所等と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動を推進するため、町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図り、地域の女性の参画促進に努めていくものとする。

また、町は結成された自主防災組織が、災害時に有効に活用できるよう組織の充実強化を図るため次による指導及び支援を行うものとする。

- (1) 自主防災組織育成のための職員派遣
 - ア 要請による講習会等の防災知識の普及活動
 - イ 防災訓練等の指導
 - ウ 防災計画立案等の指導及び助言
- (2) 自主防災組織への資料提供
 - ア 防災知識普及に関する資料
 - イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

3 事業所等の防災組織

(1) 多数の者が利用し、または従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所は、制度の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質向上に努めるものとする。

(2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

4 自主防災組織の活動

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適正な措置をとることができるようにするために、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要である。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練は通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して訓練を実施し、消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場にたった図上による訓練を行う。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織として定期的に点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましい。これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

オ 避難行動要支援者の状況掌握

自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行うこと。

(2) 警戒宣言時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(エ) 防災行政無線施設の活用

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を行うよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツなどを使い、隣家が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を行い、医師の手当を必要とする者があるときは最寄りの医療施設等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長、警察官等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

避難の実施にあたっては、次のことを留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないことを確認しながら実施する。

・市街地	……………	火災、落下物、危険物、路面凍結
・山間部・起伏の多いところ	………	がけ崩れ、地滑り、雪崩、吹きだまり、 路面凍結
・低地	……………	浸水、たまり水凍結

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。特に、冬期は積雪や路面凍結で足元が危ないので、十分に注意を払う必要がある。

(イ) 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意する。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、町民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

災害時には、避難行動要支援者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策により確立される。

このため「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、町道等の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等として、ガス式発電機の設置に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第18節 業務継続計画の策定

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第19節 町民の心構え

町民は、「自助、共助」「備えあれば憂いなし」が基本であるとの自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切である。

災害発生時には、家庭または職場において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害を最小限に止めるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

平常時の心得

- ・ 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を話し合い確認する。
- ・ がけ崩れ、津波、出水、火山噴火等に注意をする。
- ・ 建物の補強、家具等の固定をする。
- ・ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ・ 消火器等の用意をする。
- ・ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常用持出品等を準備する。
- ・ 防災講演会、研修会等や地域の防災訓練に参加する。
- ・ 配布される広報紙、防災ハンドブック、ハザードマップ等をよく読む。
- ・ 隣近所と災害時の協力等について話し合う。

災害発生時の心得

- ・ まず我が身の安全を図る。
- ・ がけ、海岸、河岸等危険な場所には近寄らない。
- ・ 地すべり、がけ崩れ、津波、土石流・泥流、火山噴火現象等に注意する。
- ・ 皆が協力しあって、応急救護を行う。
- ・ 防災行政無線、ラジオ、テレビ等により正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、冷静な行動をとる。
- ・ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

平常時の心得

- ・ 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ・ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ・ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ・ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

災害発生時の心得

- ・ すばやく火の始末をすること。
- ・ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ・ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ・ 正確な情報を入手すること。
- ・ 近くの職場同士で協力し合うこと。

第4章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画を定め、災害対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通信等については、この計画の定めるところによる。

1 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が保有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するとともに、その情報の活用に向け、通信ネットワークのデジタル化の推進や大容量ネットワークに対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達ができるよう防災行政無線（同報系）整備、有線系及び携帯電話等を含めた多様な体制整備に努めるものとする。

2 情報交換及び被害状況の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛生通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速、かつ、的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速、かつ正確な収集・連絡を行うためのシステムのIT化等にも努める。

(1) 災害情報等の収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を関係機関の長に連絡するものとする。

イ 災害情報等の伝達・連絡体制は、第2章第4節第13項「異常現象を発見した者の

措置等」の連絡体系に準ずるものとする。

(2) 北海道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について次により渡島総合振興局に通報する。

- ・ 災害状況及び応急対策の概要・・・災害発生後速やかに
- ・ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ・ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、または応急復旧が完了するまで随時
- ・ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 北海道への被害状況報告

ア 町長は、災害が発生したときは、資料編に示す「火災・災害等即報要領」に基づき知事に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、通信の途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

- ・ 航空機、大型タンカー等、交通機関の火災
- ・ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し、または発生するおそれのあるバスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

回線 区分	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-7527 048-500-7537	048-500-7782 048-500-7789

イ 災害状況報告

速報、中間報告、最終報告とする。

自らの対応力のみでは、十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に努め、災害の情報が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に渡島総合振興局長に報告するよう

努める。

3 災害通信計画連絡

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための通信施設、系統及び通信途絶時における措置については、次のとおりとする。

(1) 災害通信の連絡方法

ア 災害対策本部に対する連絡方法

(ア) N T T一般加入電話利用

(イ) 無線通信施設利用（防災行政無線移動局、消防無線移動局）

(ウ) 車両

(エ) 徒歩

イ 災害対策本部から渡島総合振興局に対する連絡

北海道防災行政無線またはN T T一般加入電話利用（携帯電話含む）

4 公衆電気通信施設

(1) 非常電気通信

ア 災害優先電話として指定されている「重要電話」（「重要電話」の表示がある。）を利用して通話する。

また、(株)N T T東日本は、災害の発生等により通信施設に障害が生じたとき、または通信が著しくふくそうして通話の全部を接続することが困難な場合は、防災関係の電話及び防災に関連する機関以外の一部若しくは全部の通信を制限することができる。

イ 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、防災行政無線等の通信施設及び北海道地方非常通信協議会（北海道総合通信局無線通信部私設課内）が定める機関別通信系統による各無線局等の協力等により通信を行う。

ウ 通信途絶時等における措置

前記による通信系統で連絡ができないとき、または著しく困難であるときは、臨機の措置を講ずるものとする。

《非常・緊急電報の利用方法》

- ① 115番(局番無し)をダイヤルしN T Tコミュニケーターを呼び出す。
- ② N T Tコミュニケーターがでたら
 - ・ 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」
 - ・ 予め指定した登録電話番号と通信責任者名等を告げる。
 - ・ 届け先、通信文等を申し出る。

5 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、3から4までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第2節 災害情報等の収集及び伝達計画

災害情報および被害状況報告の収集並びに伝達を迅速かつ的確に行うための方法は、次のとおりとする。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報等の収集連絡は、災害の予防および応急対策を実施する基本となる。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ的確な災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ的確は収集・連絡を行うためのシステムのIT化等にも努める。

2 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

(1) 報告責任者

災害情報等の受領周知責任者（総務課長）は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、把握した状況については、速やかに北海道知事（渡島総合振興局）に報告する。

(2) 「災害情報等報告取扱要領」

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を北海道知事（渡島総合振興局）に報告する。

ア 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ・ 人的被害、住家被害が発生したもの
- ・ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ・ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- ・ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、または広域的な災害で当町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- ・ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- ・ その他特に指示があった災害

イ 報告の種類及び内容

(ア) 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、別表1の「災害情報」（資料編参照）の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(イ) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共関係の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

速報

被害発生後、直ちに別表2の「被害状況報告」の様式により件数のみ報告すること。

中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

（別表2は、資料編にて掲載）

(ウ) その他の報告

災害の報告は、(ア)及び(イ)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

ウ 報告の方法

(ア) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行うものとする。

(イ) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

渡島総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表（資料編参照）によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

エ 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4の「被害状況判定基準」（資料編参照）のとおりとする。

第3節 動員計画

災害応急対策活動要員系統及び人数等は、次のとおりとする。

1 配備体制

災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとる。

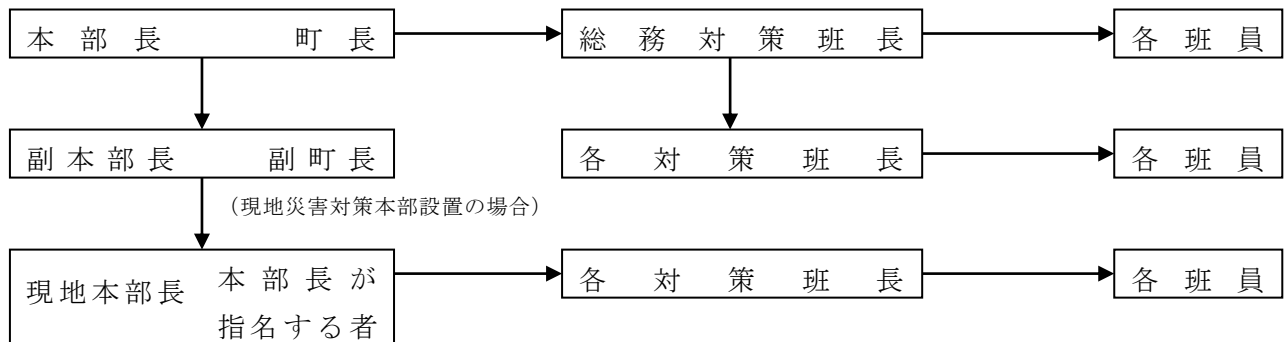
配備の種類、配備内容、配備時期等については、本部及び現地本部の非常配備に関する基準によるが、災害の規模別動員人数等は、各対策班長が別に定め、平常時から配備班員に周知徹底する。なお、本部及び現地本部が設置されない場合であっても、非常配備の体制を必要としたときは、これに準ずる。

2 動員体制

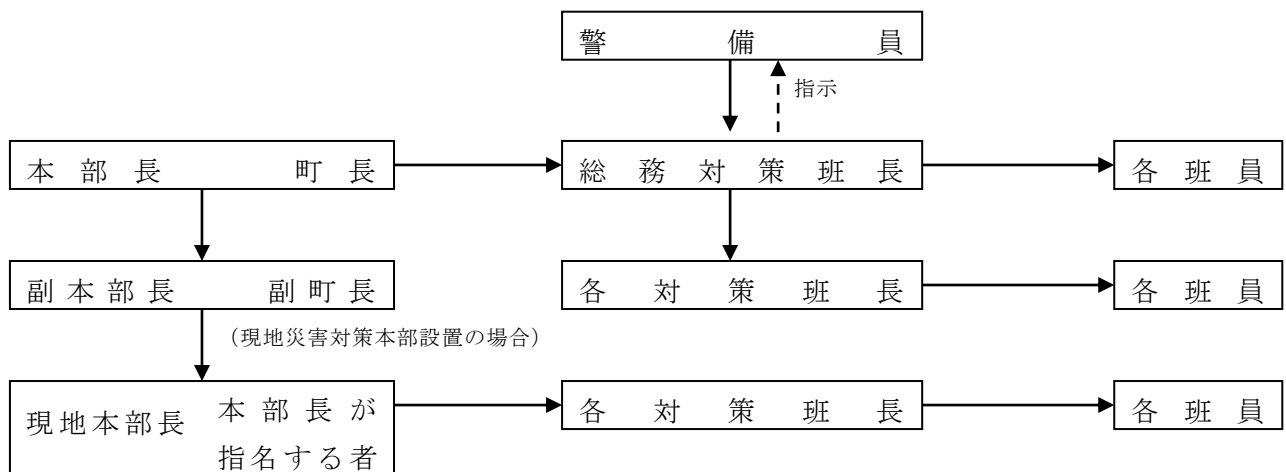
本部長の配備決定に基づき、総務対策班長は次の動員配備伝達系統図により行う。

動員配備伝達系統図

ア **平常勤務時**の場合（口頭、庁内放送、電話等）

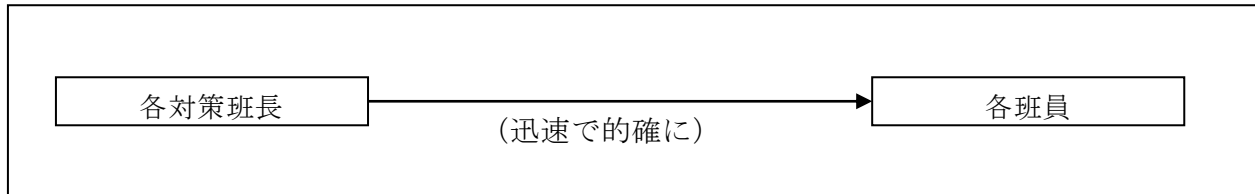


イ **夜間休日**の場合（電話、防災行政無線、伝達員等）



3 伝達の方法

平常執務時においては口頭、庁内放送、電話等で行い、夜間休日においては、電話、防災行政無線、伝達員等により行うものとし、その細部にわたる方法及び順序等は各対策班長が班員と協議し、最も迅速で的確な方法をあらかじめ定めておくこととする。



第4節 災害広報計画

災害時において、災害の動向及び予想等を検討し、被害の防止に必要な注意事項等を地域住民に対し広報活動を行うものとする。

1 広報資料の収集要領

被害情報及び災害情報等の資料収集は、住民組織（各町内会等）及び一般住民その他関係機関と緊密な連絡により収集に努め、広報資料の収集及び作成にあたるものとする。

2 災害情報等の発表方法

(1) 住民に対する広報

広報主管	広報責任者	伝達方法	広 報 事 項
総務 対策班	総務 対策班長	防災行政無線 消防無線 広報車	ア 災害の状況に関すること。 イ 避難に関すること。 (ア) 避難の指示に関すること。 (イ) 収容施設に関すること。 ウ 応急対策の状況に関すること。 (ア) 救護所の開設に関すること。 (イ) 交通機関、道路の復旧に関すること。 (ウ) 電気、水道の復旧に関すること。 エ その他住民生活に必要なこと。(二次災害防止情報を含む。) (ア) 給水、給食に関すること。 (イ) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。 (ウ) 防疫に関すること。 (エ) 臨時災害相談所の開設に関すること。 (オ) その他必要な情報に関すること。

(2) 報道機関に対する発表方法

広報主管	広報責任者	伝達方法	広 報 事 項
総務 対策班	総務 対策班長	口頭、文書問い合わせによる 回答等	・災害発生の日時及び種類、発生場所、被害の状況、応急対策の状況、住民に対する指示事項 ・住民に対する注意及び協力要請事項等

■第4章 災害応急対策計画

(3) 対策本部員に対する広報

総務対策班は、災害状況の推移を対策本部員に周知し、各対策班に対し措置すべき事項及び伝達事項を連絡するものとする。

(4) 関係機関に対する広報

総務対策班長は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

被災者を援護するため、災害の状況に応じ「被災者相談所」を設け、担当は町民対策班がこれにあたり、民生の安定に努める。

4 災害時における記録写真

災害時における記録写真の撮影は、総務対策班及び福島消防署と相互に協力して行うものとする。

なお、各課等の主管施設等については、努めて該当主管課等において行うものとする。

第5節 応急措置実施計画

当町の区域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により国、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
(基本法第62条)
- (2) 知事（基本法第70条）
- (3) 警察官または海上保安官（基本法第60条、第63条第2項）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第17条及び第21条）
- (7) 消防長または消防署長等（消防法第29条等）

2 町長の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、当町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、当町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林その他物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占用等に対する通知

町長は、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の

工作物または土石、竹林その他の物件（以下「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権限を有する者（以下「占有者」という。）に対し、当該土地建物等の名称または種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間または期日その他必要な事項（以下「名称または種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称または種類等を、福島町公告式条例（昭和30年1月25日条例第1号）（以下「公告式条例」という。）に定める掲示場に掲示しなければならない。

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物の除去及び保管

町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。この場合において、除去した当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他工作物について権限を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により工事しなければならない。

(ア) 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物の名称または種類、形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物等を保管を始めた日時及び保管の場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(イ) 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- a 公示は、保管を始めた日から起算して14日間、役場の掲示板に掲示する。
- b 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙または新聞紙に掲載すること
- c 前2号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を町総務課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ 町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、または

その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(ア) 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物

b 競争入札に付しても入札者がいない工作物

c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

(イ) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。

(ウ) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、これらの者に工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(エ) 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び6条の規定を準用する。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等

町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、基本法第68条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請するものとする。

(6) 住民等に対する緊急従事者指示等

ア 町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときは、当町地域内の住民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
(基本法第65条)

イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない理由、または必要があるときは、当町地域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させること

■第4章 災害応急対策計画

ができる。 (水防法第24条)

ウ 消防職員、また消防団員は、人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。 (消防法第29条第5項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。 (消防法第35条の7第1項)

第6節 避難対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を保護するため、町長が必要と認める地域住民に対し、安全地域への避難のための立退きを指示し、若しくは避難場所を開設するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者及び措置内容

(1) 町長（基本法第60条、第61条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに渡島総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

エ 避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

(2) 水防管理者（水防法第29条）

洪水、津波または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示することができる。この場合においては、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する松前警察署長にその旨を通知しなければならない。

(3) 知事またはその命を受けた道の職員

（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事または知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きまたは緊急安全確保の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ 渡島総合振興局は、町長から避難のための立退き指示、立退き先の指示及び避難の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

(4) 松前警察署長または函館海上保安部長（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

松前警察署長または函館海上保安部長は、町長から要求があったとき、または町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きまたは緊急安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合直ちに町長に通知するものとする。

警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察及び函館海上保安部がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡及び助言

(1) 連絡

道、町、松前警察署及び函館海上保安部及び自衛隊は、法律または本防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、相互にその旨を連絡する。

(2) 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している函館地方气象台等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 避難指示等の周知

避難指示等の避難情報は、第2章第4節1「気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図」により、警察、消防等関係機関と緊密な連絡をとりながら周知する。

(1) 周知すべき指示等事項

- ア 避難指示等の理由及び内容
- イ 避難場所及び経路
- ウ 火災、盗難の予措置等（灯油、ガスの元栓閉鎖、戸締まり等）
- エ 携行品（食料、懐中電灯、水筒、携帯用ラジオ、着替え、タオル等必要最小限のもの）

(2) 周知の方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況、地域の実情等を考慮し、2つ以上の方法を併用して周知する。

ア 広報車による伝達

広報車（町有車両で放送設備積載のもの）、消防広報車及び消防自動車により伝達する。

また、必要がある場合は警察のパトロールカー等の出動を要請し、伝達する。

※海岸線の広報車による広報は、津波等の被害により危険が伴う場合は行わない。

（実施の場合は災害状況を確認しながら安全性を確保のうえ行う）

イ 信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

ウ 防災行政無線施設による伝達

役場及び消防署に設置してある防災行政無線施設を利用し、伝達する。

エ 緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス

4 避難方法

(1) 指定緊急避難場所等の設置

避難のための立退きを勧告、または指示及び立退き先の指示を必要とした場合、当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、あらかじめ定めてある指定緊急避難場所等のうち、最も安全で速やかに避難できる避難場所等を指定する。

指定緊急避難場所等は、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、一時避難場所、広域避難場所及び避難所とし、必要によりこれを開設するものとする。

また、避難開始とともに、総務対策班は各避難場所等に責任者その他の要員を派遣し、住民組織等の協力を得て誘導、収容等を行い、避難人員及び世帯確認等の業務にあたるものとする。

ア 指定緊急避難場所

災害の危機が切迫した緊急時に置いて町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所のうち町長が指定したもの

イ 指定避難所

家屋が相当の被害を受け、またはライフライン（電気・ガス・水道・電話など）の切断等により居住できないと判断した場合に、一時的な生活の拠点が確保できる施設とする。

ウ 福祉避難所

福祉施設や公共施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した施設とする。

エ 一時避難場所

広域避難場所に避難する前の中継地点であり、状況の変化により住民等が速やかに移動可能な安全な場所とする。また、ボランティア等の活動拠点ともなる公園、緑地、学校のグラウンドなどの場所である。

オ 広域避難場所

災害規模の拡大等により事前避難や避難として利用した一時避難場所に危険が生じ、さらに他の安全な避難場所等に移動する場合の集団避難輸送の集合場所とし、さらには被害が広範囲にわたると予想される地震、津波、大火等に対応しうる避難場所として利用する場所とする。

カ 避難路

広域避難場所へ通じる道路等で、避難圏の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路とする。

キ 電話による伝達

N T T回線電話及び携帯電話により、住民組織、防災関係機関等に伝達する。

ク 個別訪問による伝達

停電時、放送施設の被害や交通遮断等による広報車、消防自動車の運行が不可能な場合は消防団、または伝達班を編制し、個別訪問による伝達をする。

ケ ラジオ、テレビ放送による伝達

各報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送を利用できる場合は、これにより

伝達をする。

(2) 避難場所等の収容人員及び施設の状況

指定する避難場所等は、第3章第13節避難体制整備計画、資料編の「津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所」のとおりであり、原則として最寄の安全な施設に収容することとするが、災害の種別、規模等により随時、災害対策本部より指示するものとする。

(3) 寝たきり老人、介護を要する者等にあつては、必要に応じ、福祉施設や医療機関等の協力を求めて行うこととする。また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。

(4) 避難誘導

住民の避難誘導は、町長が指定した町職員が誘導員としてこれを行い、状況により消防職員・消防団員・警察官の協力を得る。

誘導にあたっては、あらかじめ把握している高齢者・乳幼児・障がい者等の避難行動要支援者を優先し、町内会等の協力を得ることとする。

(5) 移送の方法

避難は各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、車両による輸送を行うものとする。

また、町は、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、町において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

5 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

6 避難所の開設

町長は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮して避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

7 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

- (1) 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (2) 知事及び町長は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 町長は、必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

8 避難所の運営管理

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は、町長が指定する職員及び管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係機関と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。
- (3) 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (4) 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (5) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、道や関係機関と連携して、段ボールベッドの早期導入を図るものとする。
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。
- (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- (7) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等

と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- (10) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるように、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

9 避難の指示区分の基準

(1) 避難情報等の種別

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない 〔福島町が発令〕
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 〔福島町が発令〕
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 〔福島町が発令〕
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） 〔気象庁が発表〕
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） 〔気象庁が発表〕

(2) 避難の基準

次の災害については、前項の発令基準に加えて、具体的判断基準として「避難情報

の発令判断・伝達マニュアル」を整備し、基準に該当した場合は、すみやかに避難指示等を行うものとする。

(ア) 土砂災害

(イ) 津波災害

(ウ) 浸水害

(エ) 高潮災害

(3) 避難の種類

ア 事前避難

災害の種類、特性により過去の発生例、地形、気象条件などから判断し、災害が発生するおそれがある場合（特に津波警報等が発表された場合等）に、危険地域の住民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備または開始を指示する。また、津波警報等の情報が入手できない場合も、覚知した震度に応じ避難指示を行うものとする。

イ 緊急避難

災害が現に発生し、地域住民の生命に著しく危険が迫っていると判断される場合は、災害発生地域の住民に対し、ただちに避難の指示を行う。

10 町長の消防長に対する権限の委任

町長は、消防長に対し、「予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発令中若しくは災害が発生し、または発生が予想される」場合において、危険と認められるものに対する事前措置及び応急措置並びに避難立退きについての指示の権限を委任するものとする。ただし消防長は、緊急やむを得ない場合を除くほかは事前に町長の指示を仰ぎ、事後の経過措置については、直ちに町長に報告するものとする。

11 関係機関への報告

(1) 避難指示発令の報告

町長は、避難のための立退きを指示し、または立退き先を指示したときは、次の事項を速やかに渡島総合振興局長に報告する。町長以外の実施責任者が、指示を行った旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を発表するとともに、渡島総合振興局長に報告する。

ア 避難の指示等の発令者

イ 発令の日時及び理由

ウ 周知方法

エ 避難の対象区域

オ 避難方法及び避難先

(2) 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を渡島総合振興局長に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

ア 避難所の開設の日時、場所及び施設名

イ 収容状況及び人員及び開設期間の見込み

12 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（基本法第63条）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

イ 警察官または海上保安官は、町長（権限の委任を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、または町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講ずることとする。

イ 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することができる。

13 広域一時滞在

(1) 道内の市町村への一時的な滞在

ア 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受入れについて協議を行うものとする。

イ 町長は、道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告

する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を受入先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務の引き継ぎを行うものとする。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について町長に通知する。

(2) 道内の市町村住民の一時的な滞在

ア 町長は、協議先道内市町村長または知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れを決定したときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

イ 町長は、協議先市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を利用し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

ウ 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に関する機関等に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、被災元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第7節 救助救出計画

災害によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各関係相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

町（災害救助法が適用された場合を含む。）及び福島消防署は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関または救護所に収容する。

また、町のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等に応援を要請する。

2 救助救出活動

町、福島消防署及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第8節 災害警備計画

災害時における北海道警察の諸活動は、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害警備体制の確立

風水害等の各種災害が発生した場合は、その災害の規模、様態に応じて、北海道警察の定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

3 応急対策の実施

(1) 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

(2) 避難の指示等

ア 基本法の規定に基づき、避難の指示を行うとともに、本章第6節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。

イ 住民の避難にあたっては、町及び消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締等にあたるものとする。

(3) 広報

風水害各種災害時は、関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び様態に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

(4) 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに死体見分等にあたるものとする。

函館方面松前警察署	松前郡松前町字福山164番地	TEL42-3110
福島交番	松前郡福島町字三岳39番地5	TEL47-2042
吉岡駐在所	松前郡福島町字吉野519番地8	TEL48-5007

第9節 交通応急対策計画

災害時における消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するために必要な道路交通の確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施機関及びその対策の内容等は、次のとおりとする。

実施機関	応急対策の内容等	根拠法令
北海道公安委員会	(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確、かつ、円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する傷害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の道路における交通の規制をすることができる。	基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	(1) 公安委員会は、歩行者、又は車両等の通行の禁止、その他交通規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。	道路交通法第5条
警察官	(1) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害救助対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。又、命ぜられたものが、当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 (2) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	基本法第76条の3第1項及び第2項 道路交通法第6条第4項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	(1) 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第3項
消防職員	(1) 警察官がその場にいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第4項
道路管理者 開発局 北海道 福島町	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条第1項
函館海上 保安部	(1) 海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行うことができる。	海上保安庁法第18条 第1項各号

2 道路の交通規制

災害が発生した場合、町長、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

(1) 道路交通網の把握

- ア 損壊し、または通行不能となった道路及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止、または制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

町長、道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合、町長は関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止または制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

渡島総合振興局長、または北海道公安委員会は、総合振興局、または警察署及び交通検問所において、車両の使用者等の申し出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

確認したものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するもの

とする。

- ア 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛、または拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認める車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象外車両として通行を認める。

ア 確認手続

- ・ 北海道公安委員会（松前警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。
- ・ 規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
- ・ 規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両毎に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- ・ 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
 - ・ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
 - ・ 都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
 - ・ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。
- (1) 道路維持作業用自動車
 - (2) 通学通園バス
 - (3) 郵便物の収集または配達のため使用する車両
 - (4) 電報の配達のため使用する車両
 - (5) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (6) 感染症患者の収容または予防のため使用する車両
 - (7) その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

4 海上交通安全の確保

函館海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- (3) 海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、または勧告する。
- (4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が破損し、または流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 対象地域
道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

6 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を指定している。当町においては、次の緊急輸送道路に指定されているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

(1) 第1次緊急輸送道路

(広域的な輸送に必要な主要幹線道路、特に重要な地震時に通行を確保すべき道路)

- ・ 国道228号(町内全区間)
- ・ 町道福島月崎幹線(L=0.2km)

(2) 第2次緊急輸送路

(市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路、地震時に通行を確保すべき道路)

- ・ 道道岩部渡島福島停車場線(全区間)
- ・ 道道渡島吉岡停車場線(全区間)
- ・ 町道館古団地1号線(L=0.1km)

第10節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救護のための資材物資の輸送を迅速かつ確実に行うため輸送の方法及び範囲は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。また、町長は、必要と認める場合は知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊等の派遣、出動を要求する。

2 輸送の対象

- (1) 避難のための住民の輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
- (4) 運搬給水による飲料水確保のための輸送
- (5) 生活必需物資の確保のための輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

3 緊急輸送車両の申請

災害時において公安委員会等が車両の通行禁止、または制限をした場合は、町長は松前警察署長に対し当該車両が緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請するものとする。

4 道路輸送

原則として町有車両を使用するが、災害の規模に応じ、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。

5 海上輸送

陸上輸送に不可能な事態が生じたときは、福島吉岡漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、函館海上保安部、自衛隊等の協力を得て輸送を行う。

なお、海上輸送の拠点港は、福島漁港とする。

6 鉄道輸送

北海道旅客鉄道株式会社の協力を得て、鉄道輸送を行う。

7 費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第11節 水防計画

本計画は、河川の洪水その他による水災時において、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するための組織及び活動要領等を、次のとおり定めるものである。

1 水防組織

水防組織は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるものをこれに充てることとする。

消防機関の組織は、第3章第11節に定める事務機構のとおりとし、消防団が水防団を兼ねるものとする。また、消防施設等については、資料編「消防施設及び消防体制」のとおりとする。

2 重要水防区域

当町の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒防御区域は、第3章第3節「重要警戒区域及び整備計画」のとおりとする。

3 水防施設

(1) 雨量、水位観測所

当町の区域内に設置された雨量観測所、気象観測所、水位観測所は、次のとおりである。

雨量観測所

福島川水位雨量局	……………	福島町字福島665番1地先河川敷
吉野雨量局	……………	福島町字館崎83番地1

気象観測所

千軒地域気象観測所	……………	福島町字千軒284番地
-----------	-------	-------------

水位観測所

福島川水位雨量局	……………	福島町字福島665番地1地先河川敷
吉岡川水位局	……………	福島町字吉岡310番地2地先河川敷

(2) 水防用資機材の配置及び調達先

町は年次計画を立て、水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくものとする。このほか、事前に町内の資材業者及び土木業者と協議し、緊急時に調達しうる数量等を確認して災害に備えておくものとする。

(3) 水防用土砂の採取、堆積

町は、有事に備え土砂採取場を調査し、または土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

4 水防活動用気象注意報及び気象警報

法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	内容
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があ

■第4章 災害応急対策計画

		げられる。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（なお、「大津波警報」の名称で発表する）。
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報はもうけられていない。

（大雨警報・洪水警報を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表するこれらの概要は次のとおりである

種 類	概 要
大雨警報（浸水害） の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

5 水防活動用気象注意報及び気象警報等の伝達

町は、水防活動用気象注意報及び気象警報等の通知を受けたときは、第2章第4節「気象警報等の伝達計画」により、遅滞なく水防に関係ある機関に、迅速的確に伝達を行うものとする。

また、住民への周知徹底について遺漏のないよう必要な措置を講ずる。

6 水防非常配備体制

町は、次による非常配備体制により、水防活動を行うものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、第2章第2節「災害対策本部」による非常配備体制により処理するものとする。

(1) 非常配備による基準

第2章第2節「災害対策本部」に定める非常配備に関する基準のとおりとする。

(2) 非常配備を指令したときの措置

町は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、渡島総合振興局長に報告するものとする。

7 監視及び警戒

(1) 常時監視

町は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに町に報告するものとし、町は管理河川等以外については、当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

(2) 非常監視及び警戒

巡視責任者は、町が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに町に連絡するものとする。監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ・ 裏法で漏水または飽水による亀裂及び崖崩れ
- ・ 表法で水当りの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- ・ 天端の亀裂または沈下
- ・ 堤防の越水状況
- ・ 樋門の両袖または底部よりの漏水と扉の締め具合
- ・ 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

8 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができる。

緊急を要する場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

(水防法第21条、昭和24年法律第193号)

9 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

水防工法は、木流し、シート張り、月の輪、積土のう、改良積土のう等とする。

10 避難及び立退きの指示並びに順序

避難及び立退きの指示並びに順序は、第4章第6節「避難対策計画」によるものとする。

11 避難者の輸送

避難者の輸送は、第4章第10節「輸送計画」によるものとする。

12 避難場所の指定

避難場所は、第4章第6節「避難対策計画」によるものとする。

13 非常輸送

非常の場合の資機材、人員等の輸送は、第4章第10節「輸送計画」によるものとする。

14 決壊通報

水防に際し、堤防その他ダム等の施設が決壊したときは、町長及び消防署長は直ちに関係防災機関に通報するものとする。

15 水防信号

水防信号は、水防法第20条の規定により次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘	サイレン	摘 要
警戒信号	○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止	警戒水位に達した時及び气象台から気象の通報を受けたとき
出動 第1信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき
出動 第2信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止	町の区域内に居住する者が出動するとき
危険信号 (避難立退き)	乱打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるとき

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを防げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

16 水防報告

町長は、水防のために、水防団や消防機関を出動させたとき及び他市町村に応援を要求したとき並びにその他必要と認める事態が発生したときは、速やかに渡島総合振興局

■第4章 災害応急対策計画

長にその旨を報告する。

また、町長は、水防が終結したときは、すみやかに記録を整理するとともに、別紙様式により、水防活動実施報告を渡島総合振興局長に提出するものとする。

様式

(福島町)

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

区 分	水防活動		使用資機材			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主要資材	その他資材	計	
県（都道府）分 前 回 迄	—	—	円	円	円					
月 分	—									
月 分										
月 分										
月 分										
小 計	—		—	0	0	0	—			
累 計	—		—	0	0	0	—			
水防管理団体分 前 回 迄							—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
小 計	0	()	0	0	0	0	—			
累 計			0	0	0	0	0	円	円	

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

(提出期日等)

- 水防が終了した月の翌月 5 日までに渡島総合振興局長に 2 部提出する。

第12節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する計画は、次のとおりである。

1 実施責任者

(1) 福島町

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

(3) 北海道農政事務所

北海道農政事務所長は、必要に応じて、食料の調達及び供給について、道との連絡調整を実施する。

2 食料の調達

(1) 福島町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について渡島総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、渡島総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 北海道

知事は、町から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の班の応援を受け、町民対策班が次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

4 炊き出し計画

(1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、町民対策班長は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督にあたらせるものとする。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、福島町赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

(3) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア 炊き出し給与状況

イ 炊き出し等による食品給与物品受払簿

5 食料輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第10節輸送計画及び本章第29節労務供給計画により措置するものとする。

第13節 給水計画

災害により給水施設が被災、または飲料水の供給が不能となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために行う応急給水は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

飲料水の応急供給の実施は、町長が行う。救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

2 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。ただし、自己の水道破損があっても他に飲料水を得ることができる者は、対象としない。

3 補給水利の取水場所

- (1) 導給水管の全部または大部分が破損し、利用できない場合は、近隣市町村の給水タンク車等を要請する。ただし、破損の程度により浄水場等から取水が可能な場合は、取水を行うものとする。
- (2) 特定地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、町内の消火栓から取水して行う。

4 給水方法

- (1) 被害の規模、給水の緊急性及び需要の度合い等情勢を的確に判断し、計画的に供給する。搬送給水に重点をおき、福島消防署の協力を得て、給水用車両（消防タンク車を含む。）並びに容器をもって行うものとする。
- (2) 町は、飲料水を始めとする生活用水を災害発生後3日間分程度確保することを個人においても日頃から準備しておくよう、住民に広報していくものとする。
- (3) 家庭用井戸による給水が可能な場合、井戸の水質検査を実施し、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者に飲料水として供給できるよう協力を得るものとする。
- (4) 加工場用井戸による給水が可能な場合は、被災者に飲料水として供給できるよう協力を得るものとする。

5 資機材の調達方法

応急給水用・給水施設用応急復旧資機材については、福島町水道事業指定水道工事店により調達するものとするが、必要数量を確保できない場合は知事に対してそのあつせんを要請する。

6 給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療施設等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

7 応援・派遣要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村または道へ飲料水の供給またはこれに要する給水資機材の応援を要請するとともに、必要と認めた場合は道知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求する。

第14節 上水道施設対策計画

災害時の上水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次のとおりとする。

1 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となれば住民の生活維持に大きな支障をきたすため、水道事業者は、あらかじめ施設の応急復旧計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村等への応援要請を行う。
- (4) 住民に対する広報活動を行う。

2 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

第15節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPガスを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 福島町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び集積場所等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 石油業協同組合等との応援協定を締結する等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPガスについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

(2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

第16節 衣料・生活必需品等物資供給計画

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により必要により委任される救助については、町長が行う。なお、災害時における災害救助活動物資等については、知事は町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

2 調達方法

生活必需品物資の調達は、町内業者より調達するものとする。なお、調達が困難な場合は、近隣市町村または道に要請し調達するものとする。

3 給与または貸与の対象者

給与または貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害による住家に被害を受けた者。（住家の被害程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水とする。）
- (2) 災害により被服、寝具、その他生活物資が損傷、または喪失し、日常生活を営むことが困難な者。

4 給与または貸与の方法

- (1) 担当対策班

救援物資の給与及び貸与については町民対策班が担当することとする。

- (2) 衣料等物資の供給範囲

寝具	就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
外衣	普通着か作業衣、婦人服、子供服、防寒コート等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身廻品	タオル、手拭い、長靴、運動靴、防寒手袋、靴下等
炊事採暖道具	なべ、釜、包丁、ガス器具、ストーブ等
食器	茶碗、汁碗、皿、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス、灯油等
その他	スコップ、除雪用具、ポリタンク、バケツ等

(3) 数量及び期間

被害状況及び世帯構成人員に応じて一時的に急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他生活必需品の数量及び期間を災害発生の日からおおむね10日間とし、その状況によりその都度町長が定めるものとする。

(4) 地区別の取扱責任者の決定

給与及び貸与物品の取扱いを適正に行うため、地区毎に取扱者（民生委員）及び取扱責任者（町内会長）を置くものとする。

(5) 配給経路及び方法

ア 給与及び貸与物資は、被害状況別、避難所別、世帯別に配給計画をたてて支給する。

イ 物資の輸送は、本部からの配車を受けて行う。

(6) 給与及び貸与台帳の整備

被災者に対し、給与または貸与を行った場合は「給与及び貸与台帳」を作成し、その内容を明確に記録するものとする。

5 救援物資の取扱

町に送付された救援物資の取扱いは町民対策班が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じて適切、正確かつ公正に行うこととする。

6 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努め、要配慮者を優先的に配分することなどの配慮を行う。

7 給与または貸与の費用の限度

救助法（昭和22年法律118号）の定めに準じて行うものとする。

第17節 電力施設対策計画

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社は、次の対策を講ずるものとする。

1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」によって対策を講ずるものとする。

(1) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込などの状況について、町及び道に連絡するものとする。

また、福島町災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。

(2) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込を直接又は報道機関等を通じて速やかに周知するものとする。

(3) 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に要請し、本部は融通動員するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（渡島総合振興局長）に要請するものとする。

第18節 医療救護計画

災害のために医療機関の機能がなくなり、または著しく不足、若しくは混乱した場合における医療救護の実施は、本計画に定めるところによる。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、原則として町、または道が設置する救護所により実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- (2) 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - ア トリアージ
 - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 授産救護
 - オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - ア 傷病者に対する精神科医療
 - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 実施責任

- (1) 町長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事（知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部）または知事の委任を受けて町長が実施する。

3 医療救護の対象

- (1) 対象者
 - ア 直接災害による負傷者
 - イ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

ウ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り正確かつ迅速に把握し、町長に通知する。通知を受けた町長は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策班に指示する。

4 医療救護活動の実施

(1) 福島町

ア 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ、渡島医師会に救護班の編成及び要請するものとする。

(ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況

(イ) 出動の時期及び場所

(ウ) 出動を要する人員及び資機材

(エ) その他必要な事項

イ 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

ウ 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

エ 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

(2) 北海道

ア 道は、災害発生時に町からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

イ 道は、救助法を適用した場合、または町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

ウ 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

エ 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

オ 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣

医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

カ 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

キ 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

(3) 災害拠点病院

ア 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

(4) 医療救護所

応急医療等を行うため、当該地域において安全が確保されている公共施設等を医療救護所に指定し、必要な整備を行う。この場合、関係住民への周知は迅速かつ的確に実施するものとする。

5 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等でを行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

(2) 重傷患者等

重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として福島消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道または救護班が確保した車両により搬送する。

道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

6 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄等の活用または町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道または関係機関にその確保について要請する。

7 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

8 臨時の医療施設に関する特例

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

9 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 救護班活動状況
- (2) 医療実施状況
- (3) 助産台帳
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況

第19節 防疫計画

災害時における感染症の発生、または感染症のまん延を予防するため防疫は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が知事の指導及び指示に基づき実施する。

2 防疫班、検病、検水班の編成

町長は災害現場における防疫活動を円滑、かつ能率的に実施するため防疫班等を編成するものとする。なお、福島町のみでは実施困難の場合は、道や、関係機関の応援協力のもとに実施する。

種 別	編成基準	器具用具
防疫班	衛生技術者 1名 事務職員 1名 作業員 2～3名	その都度準備する。
検病調査班	医 師 1名 保健師または看護師 1名 助 手 1～2名	
検水調査班	衛生技術者 1名 作 業 員 3～4名	その都度準備する。

3 防疫の種別とその方法

(1) 町長は、知事が行う感染症の状況、動向及び原因の調査並びに健康診断、就業制限、予防接種、消毒等に協力する。

ア 浸水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所等においてはできる限り多く、少なくとも1日1回以上行うこと。

イ 地域の住民組織等の協力を得て、感染症予防対策上必要な情報の早期把握に努める。

ウ 検病調査の結果、必要があるときは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第17条に基づき健康診断に協力すること。

(2) 臨時予防接種

町長は知事の指示により感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(3) 消毒その他の措置

■第4章 災害応急対策計画

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条および令和4年3月11日付け健感発0311第8号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長（町民対策班）は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示により、病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の当該ねずみ族、昆虫等を駆除する。

(5) 飲料水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間は第4章第13節「給水計画」に準じて給水を実施する。なお、供給量は、1日1人当たり20ℓ程度とするが、災害状況によっては3～5ℓとすることもある。

4 感染症患者に対する措置

町長は、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対し、感染症の予防及び感染症の患者医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症のまん延を防止するため、入院する当該病院に係る病院、または診療所に移送するときは協力する。

(1) 感染症指定医療機関

2類感染症患者は第二種感染症指定医療機関である市立函館病院に、1類感染症患者は第一種感染症指定医療機関である市立札幌病院に入院させる。

種別	病院名	住所	電話
第一種	市立札幌病院	札幌市中央区北1条西13丁目1-1	011-726-2211
第二種	市立函館病院	函館市港町1-10-1	0138-43-2000

(2) その他

緊急、その他やむを得ない理由があるときは、当該患者が入院している病院、または診療所以外の病院、または診療所であっても知事が適当であると認めるものに入院させることができる。

6 避難所の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設に対して次により防疫指導を実施するものとする。

(1) 健康調査等の実施

避難住民に対しては、少なくとも1日1回の検病調査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

(2) 消毒方法等の指導

保健師等の指導のもと、避難場所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うように指導するものとする。

また、必要があれば、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒や避難場所、身の回りの清掃等を行うように指導するものとする。

(3) 集団給食及び飲料水等の管理

給食従事者は、原則として健康診断を受けたものを従事させるよう努めるものとする。また、配膳時の衛生保持及び残飯等の衛生的処理についても指導徹底に努めるものとする。

飲料水については、水質検査や消毒等を指導徹底し、炊事場、炊事場の衛生保持を行うよう指導するものとする。

第20節 廃棄物処理等計画

災害時における環境衛生の万全を期するため、被災地のじん芥の収集、し尿の汲取及び死亡獣畜の処理等の清掃業務は、本計画の定めるところによる。ただし、住居またはその周辺に運ばれてきた土砂、竹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿

災害地における清掃は、ごみ収集委託業者及びし尿収集委託業者の協力を得て町長が実施するものとする。なお、単独で処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜及び逸走犬の処理

災害時における死亡獣畜等の処理は所有者が行うこととするが、所有者が判明しない場合または所有者が実施することが困難であると認められる場合は、町長が行う。

なお、逸走犬の処理は、町長（町民対策班）が実施するものとする。

2 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、応急対策の障害にならないよう配慮するものとする。

3 清掃班の編成

清掃班編成	班編成内容
ごみ処理班	町民対策班が各対策班の協力を得て、必要な人数で編成する。
し尿処理班	
死亡獣畜処理班	

4 廃棄物等の処理方法

処理基準はおおむね次の要領により行うこととする。

(1) ごみ収集処理の処分

ア 食物の残廃物を優先収集すること。

イ 処理方法は、廃棄物処理施設を使用することを原則とし、衛生上他に影響の及ぶことのないよう、地域の状況に応じた措置を講ずる。

名 称	住 所	電話番号
渡島西部広域事務組合 衛生センター	福島町字千軒31-1	0139-47-2201
有限会社松川	福島町字吉岡175	0139-48-5040

(2) し尿の収集処分

ア 収集不能地域に対しては、容器を配布すること。また、被災の状況により、災害を受けた住居地に対して臨時公衆便所を設置し、人員に応じた便所数とする。

イ 処理方法は、し尿処理施設を使用することを原則とし、衛生上他に影響の及ぶことのないよう、地域の状況に応じた措置を講ずる。

名 称	住 所	電話番号
有限会社上嶋環境営繕	福島町字三岳23-1	0139-47-2037

5 死亡獣畜の処理方法

(1) 死亡獣畜の処理方法は、所有者が行うものとする。

(2) 所有者が判明しないとき、または所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。

(3) 死亡獣畜の処理は、町が指定する死亡獣畜取扱場において行うものとする。

(4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合または運搬することが困難な場合、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

第21節 家庭動物等対策計画

ペットの飼育、保護は、所有者の責任において行うことを原則とする。避難活動時には、避難者自らがペット救護所等にペットを預けるように広報する。

1 ペット救護所等の開設

町長（町民対策班）は、ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、北海道及び北海道獣医師会にペットの救護及び飼育管理について応援を要請する。

町長は、北海道及び北海道獣医師会と連携して、ペットの種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。

【参考】災害時における小動物救護マニュアル（（社）北海道獣医師会）

被災地でのペット対策

- ・ 被災地域の飼い主よりの受託小動物の飼育管理
- ・ 飼主不明動物の保護及び飼育管理
- ・ 行政が行う規制区域内等に残された動物への給餌活動の支援
- ・ 全ての保護管理動物の獣医療救助
- ・ 引き取り手のいない収容動物の新しい飼い主探し

2 飼養動物の取扱い

(1) 動物の管理者（飼い主）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

(2) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲、収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第22節 文教対策計画

災害時において、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急教育及び文化財の保全に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任者

保育所における教育の確保については、町長（町民対策班）が行い、小学校・中学校における教育の確保については、学校管理者である教育委員会（教育対策班）が行う。

また、保育所、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、保育所園長、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。なお、幼稚園及び高等学校にあっても、本計画に準じ文教対策を実施するものとする。

救助法による救助は道知事が行い、町長はこれを補助する。ただし救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

2 応急教育対策

(1) 休所・休校措置

ア 登校前の措置

保育所園長及び各学校長は、学校施設等の被災その他の理由により校務等の運営上やむを得ないと認めるときは町民課並びに町教育委員会と協議し、休所、休校の措置をとる。この場合、保育所園長、各学校長または町民課並びに町教育委員会は、保育所及び各学校であらかじめ定めてある連絡網や防災行政無線施設、広報車等により保育児童、児童、生徒、保護者等に周知徹底を図る。

イ 登校後の措置

授業等を中断し、帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、集団下校等の措置や保育児童、児童、生徒にあっては教職員等が地区別に付添うなどの措置をとる。また、必要に応じ、保護者や地区町内会等の協力を得るものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための学校施設の確保は、被害の程度により、おおむね次の方法による。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用する、なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。

イ 校舎の全部または大部分が使用できない場合

最寄りの学校または公共施設等を利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

被害を受けない学校または公共施設等を利用する。また利用する施設がない場合

は、応急仮設校舎を建設するなどの措置をとる。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じて特別な計画をたて、授業の確保に努める。授業することが不可能な場合、家庭学習の方法等について指導することにより学力の低下を防ぐよう努める。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 授業の場所が寺院等、学校以外の施設を利用する場合は、授業の能率化、児童生徒の保健衛生等に留意する。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容及び程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。

ウ 被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ 学校が避難所に充てられた場合には、児童生徒の管理に注意するとともに、授業の効率低下にならないよう留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

3 教科書の調達及び学用品の支給

(1) 支給の方法

被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失、又はき損し、就学上支障のある者に対して支給する。

(2) 支給の方法

学校長を通じ対象者に支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

エ その他特に必要と認めたもの

(4) 学用品の調達

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、道教育委員会の指示に基づき、教科書供給店に連絡して供給を受けるものとする。また、町内の他の学校に対し、古本の供与を依頼するものとする。

学用品の調達は、道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、町内文房具店等から調達する。

4 学校給食対策

- (1) 学校給食施設の応急修理を行い、学校給食の継続を図る。
- (2) 学校給食用主要物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行い、その他学校給食用物資については、緊急調達に努める。
- (3) 衛生管理には、特に注意し、食中毒等の事故防止に努める。

5 被災教職員、園児、児童、生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員、児童生徒に対し、感染症予防対策、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）の規定による予防接種、健康診断等を実施する。

6 衛生管理対策

学校等施設が、避難場所等の応急施設や被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して、衛生管理をし、防疫に努める。

- (1) 施設内、特に水飲場、炊事場、便所等は常に清潔にし、必要に応じて消毒剤による消毒を実施すること。
- (2) 施設の一部に被災者を収容し、授業を継続する場合は、収容施設との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わった時は、施設全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。

7 文化財の保全対策

- (1) 文化財の名称及び所在地

文化財の現況は、資料編「指定文化財」のとおりとする。

- (2) 保全対策

文化財の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に努め、被害を受けたときは、町教育委員会に連絡するとともに道教育委員会の意見を聴いて必要な措置を講ずるものとする。

8 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに準じて行うものとする。

第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策については、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については、原則として知事が行うが、知事から救助法第30条第1項の規定により委任を受けた場合は町長が行う。

2 実施の方法

(1) 避難場所の設置

町長は、本章第6節「避難対策計画」の定めるところにより、避難場所を開設する。

(2) 公営住宅の利用

町長は、災害のため住宅が被害を受け、住居の場所を失った者を収容するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

(3) 応急仮設住宅の建設

町長は、必要により災害のため住家が滅失した者の一時的な居住の安定を図るため、事前に知事からの委任を受けて応急仮設住宅を建設する。

ア 入居対象者

(ア) 住家が全焼、全壊、または流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者であること。

a 生活保護法に定める被保険者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6連以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てまたは木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する

る法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう拝領するものとする。

エ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

3 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半焼、または半壊し、当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者
- ウ その他、町長が特に必要と認めた者

(2) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

4 住宅の建設等

- (1) 原則として町の指名登録業者のうちから指名する。
- (2) 町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定実施の決定

町長（建設対策班）は、災害の発生による宅地被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災地宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定実施マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調査員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町及び道は、災害発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築または宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (3) 町は道と協力して危険度判定に仕様する資機材の備蓄を行う。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容、処理及び埋葬は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

行方不明者の搜索及び遺体の收容、処理及び埋葬は、町長が関係機関の協力を得て行うものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。なお、救助法による死体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ 搜索の実施

(ア) 町長が、消防署、警察署、海上保安部、その他の関係団体の協力を得て実施する。

被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(イ) 遺体が流失等により他市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対し、次の事項を明示して捜査の応援を要請する。

A 遺体が埋没または漂着していると思われる場所

b 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 処理方法・処理の対象は、災害により死亡し、または遺体で発見された者で、納棺

用品等必要器材を確保し遺体を収容する。

ア 遺体を発見したときは、速やかに警察官または海上保安官の死体見分及び医師の検案を受け、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、または引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保管をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

イ 遺体の収容は、町内の寺院、公共建物等、遺体収容に適切な場所を選定するが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(火葬場)

名 称	場 所
福島町火葬場（安養苑）	福島町字福島625番地ほか

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害により死亡した者で個人で埋葬を行うことが困難な場合または遺族のいない遺体のみ、次により行う。

(2) 埋葬の方法

ア 埋葬は原則として火葬とし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うこととする。

また、一時的かつ集団的に多数の死者が発生した場合には、死者の埋葬が適切に行われるよう「災害時における葬祭用品の供給に関する協定」により、知事の協力を得て行うものとする。

イ 事故死等による遺体は、警察から引き継ぎを受けた後に埋葬する。

ウ 身元不明の遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により仮埋葬する。

エ 町のみで埋葬等を行うことが困難な場合は、近隣市町村及び関係機関による協力を得て実施するものとする。

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

障害物の除去は、町長が実施する。

なお、道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模、障害物の内容等により各管理者は相互に協力し障害物の除去にあたる。救助法による救助は知事が行き、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、または与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合。
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 除去の方法

原則として機械器具により行き、状況に応じて土木業者を雇い、速やかに実施する。

また、町長は必要と認める場合は、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、実施にあたっては、原状回復ではなく応急的な除去とする。

4 機動力

機動力は、現場の状況に応じて機械力、人力等によって行き、必要に応じ関係機関や民間から機材等を借入調達する。

5 除去した障害物等の集積、保管場所

集積、保管場所は、付近の町有地、遊休地を利用するが、次の点を考慮して決定する。

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。
- (3) 工作物等の保管場所は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公表するものとする。

6 障害車両等の除去

災害時に放置された車両等の除去については、次のとおりとする。

- (1) 警察官及び消防職員は、通行禁止区域等において放置された車両等が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害となる場合、その障害車両等の占有者、所有者、管理者に対して障害車両等の移動等の措置を命ずることができる。

また、警察官及び消防職員は、その障害車両等の移動との措置を命ぜられた者が措置を取らないとき、または、命令の相手が現場にいない措置を命ずることができないときは、自らその措置を行うことができる。

この場合、移動等の措置を取るため、やむを得ない限度において放置車両等を破損することができる。

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にいないときに、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講じ、または、自らその措置を取ることができる。
- (3) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (4) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

7 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第27節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

1 災害の原因

- (1) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (2) 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
- (3) 波浪
- (4) 津波
- (5) 山崩れ
- (6) 地すべり
- (7) 土石流
- (8) がけ崩れ
- (9) 火山噴火
- (10) 落雷

2 被害種別

- (1) 路面及び路床の流失埋没
- (2) 橋梁の流失
- (3) 河川の決壊及び埋没
- (4) 堤防の決壊
- (5) 海岸線の浸食
- (6) 溜め池等えん堤の流失及び決壊
- (7) 漁港施設の被害
- (8) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

3 応急土木復旧対策

- (1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

- (2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

ア 警戒区域の状況等、応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本章第1節「災害通信計画」及び本章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」の定めるところによ

り、迅速、確実に行うものとする。

警戒区域の情報内容は、地表水、湧水、表層、亀裂、植木等の傾斜、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

イ 警戒区域の情報連絡

警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、各町内会長等を通じ情報連絡を行うものとする。

ウ 警戒体制

警戒体制及び基準雨量等は、別表のとおりとする。

エ 警戒体制区域の巡視

異常現象を発見した場合は、本章第1節「災害通信計画」に定めるところにより、必要な措置を行うものとする。

オ 避難及び救助

災害から住民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、本章第6節「避難対策計画」に定めるところにより避難の指示等の処置を行うものとする。

4 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び業務計画並びに本防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

別表 警戒体制及び基準雨量等

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	町の配備体制	措置基準
第1警戒体制	全地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 前日までの連続雨量が100ミリメートル以上で当日の日雨量が50ミリメートルを超えたとき。 2 前日までの連続雨量が10～100ミリメートルで当日の日雨量が80ミリメートルを超えたとき。 3 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100ミリメートルを超えたとき。 	非常警戒体制とし、警戒巡視員、連絡員をもって組織し、次の配備体制に円滑に移行できるよう措置すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険区域の警戒及び巡視 2 住民等への広報等
第2警戒体制	全地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 前日までの連続雨量が100ミリメートル以上で当日の日雨量が50ミリメートルを超え、時間雨量30ミリメートルの強雨が降り始めたとき。 2 前日までの連続雨量が10～100ミリメートルで当日の日雨量が80ミリメートルを超え、時間雨量30ミリメートル程度の強雨が降り始めたとき。 3 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリメートルを超え、時間雨量30ミリメートル程度の強雨が降り始めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班をもって組織し、災害応急活動ができる体制とすること。 2 災害が発生し、その規模範囲により更に拡大することが予想される場合は、町防災計画によること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等の避難準備 2 警告 (基本法第56条) 3 事前措置 (基本法第59条) 4 避難の指示 (基本法第60条)

第28節 応急飼料計画

災害時に行う家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1 実施責任

家畜飼料の応急対策は町長が実施する。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって渡島総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、北海道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第29節 労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に推進するため必要な作業従事者の雇用等に関する計画は、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇い上げは、町長（水産商工対策班）が実施するものとする。

2 作業従事者雇用の対象

- (1) 土木、清掃作業等災害応急対策のための雇用
- (2) 遺体の捜索及び処理並びに埋葬のための雇用
- (3) 救出機械器具操作のための雇用
- (4) 避難及び医療助産の輸送のための雇用
- (5) 飲料水の運搬給水のための雇用
- (6) 救助物資の支給のための雇用
- (7) その他の応急対策のための雇用

3 作業従事者雇い上げ方法

函館公共職業安定所長に対し、文書又は口頭で次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 期間及び賃金等の労働条件
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) 労務者の雇用を要する目的
- (6) その他必要事項

4 賃金

福島町における同種の業務及び技能に対して支払われる一般の賃金水準を上回るよう努めるものとする。

5 住民組織・団体等への協力要請

町長は、災害応急措置や被災者の救護活動等への協力・支援等の必要が生じた場合、住民組織、団体等に対して協力要請を行うものとする。

■第4章 災害応急対策計画

住民組織・団体等の要請先及び協力要請内容は、第2章第3節「住民組織等の活用」に基づいて行うものとする。

第30節 ヘリコプター要請活用計画

災害時におけるヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な応急対策を実施するために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、広域的かつ機動的な活動が可能な消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

2 応援要請

(1) 要請の要件

町長は、災害が発生し次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

- ア 町（渡島西部広域事務組合）の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合。
- イ 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合。
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合。

(2) 要請の方法

応援要請は、北海道（総務部危機対策課防災航空室）に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援対策
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

3 活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者・医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他ヘリコプターの活動が有効と認められるもの

4 支援体制

ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。離着陸可能指定場所については、資料編「ヘリコプター離発着可能場所」のとおりとする。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の視点体制も講じるものとする。また、離着陸場指定地については、ほとんどが避難場所となっているため、離着陸に際しては、地上支援要員を配し、避難住民の安全を確保するものとする。

北海道消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場選定条件

選定条件

■ 離着陸場の広さ

密集地においては 21m×17mが確保できること。

非密集地においては 18m×14mが確保できること。

※ 非密集地とは、周囲に民家や他の構築物等がなく、広く開放されている場所（これ以外の場所は全て密集地として扱う。）

■ 周囲の障害物の状況

- ・ 離着陸帯を中心として、その周囲500m先まで1/8の勾配（約7.1°）の傾斜面上に出る障害物がないこと。（次図参照）

この条件を満足できない場合は、少なくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足すること。

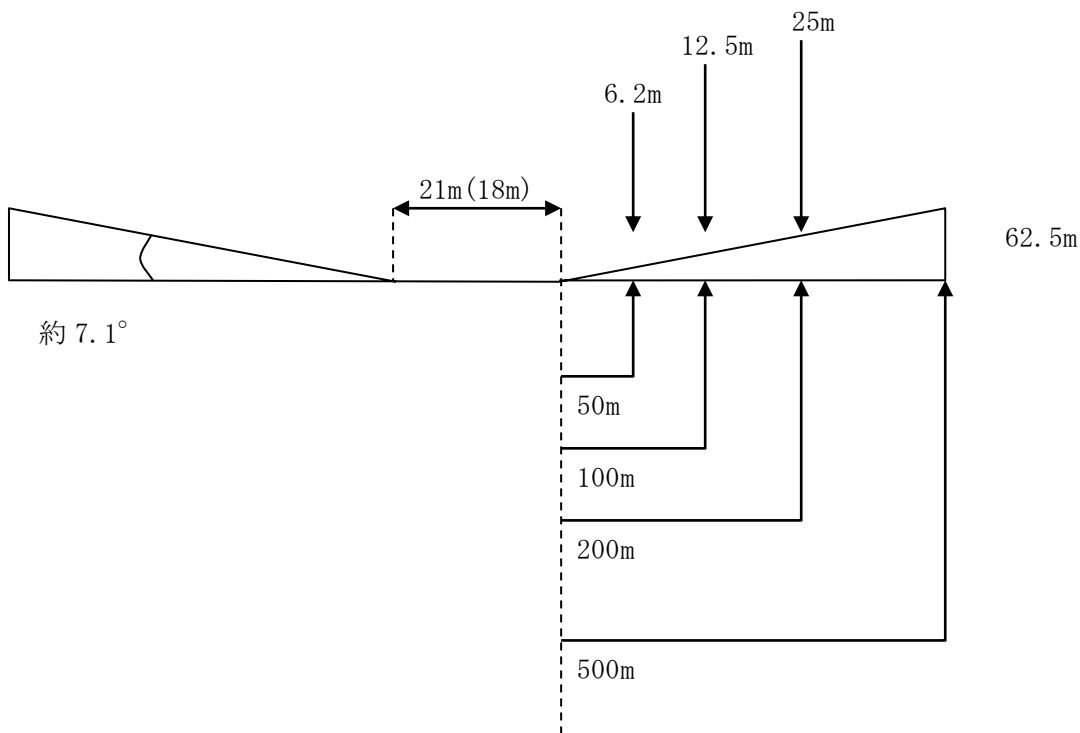
■ 離着陸帯等の条件

- ・ 離着陸帯については、平坦な場所であり、かつヘリコプターの重量に耐える地盤の強度が確保できること。
- ・ 地盤の緩い草地等については、転圧をするかロードマットまたは鉄板等が敷けること。
- ・ 離着陸帯及びその周辺は、ヘリコプターのローター吹き出し嵐（ダウンウォッシュ）によって飛散するような物がないよう、整理されていること。

■ その他参考事項

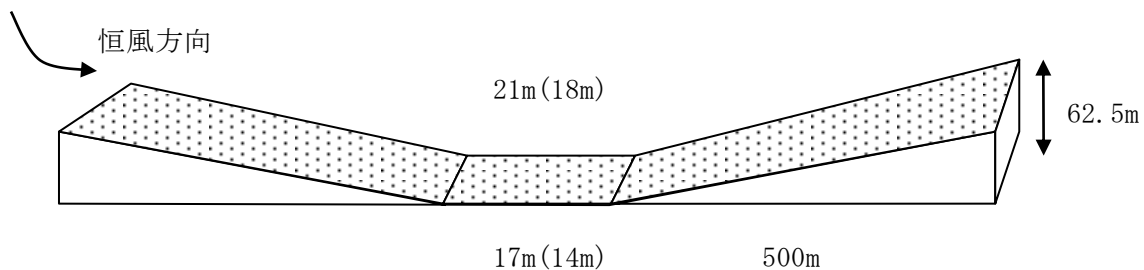
- ・ グラウンド等の場合は、地表面が乾燥している時は砂塵の巻き上げ防止のため、十分な散水を行う必要があること。
- ・ 離着陸帯中央に直径約10mの正円と中にHのマークを石灰、ペンキ等でマーキングすることが可能なこと。（次図参照）
- ・ 救急車等の車両の出入りの便のよい場所であること。
- ・ 通信連絡手段を確保できること。

障害物制限高（概略図）

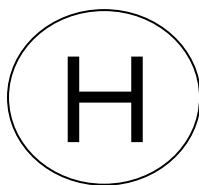


全方向ではなく、恒風方向に対して、下図の網掛け面上に障害物がなければ可

【最低条件】



離着陸帯マーキング



第31節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊派遣要請は次に定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮、津波等の災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請手続

派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事（渡島総合振興局長）へ要求する。

ただし、緊急を要するときは、口頭または電話により要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、緊急を要する場合、または通信手段が途絶し、知事（渡島総合振興局長）に要求ができない場合は、直接部隊長に通知するものとする。

ただし、事後速やかにその旨を知事（渡島総合振興局長）に連絡するとともに、文書により要請要求の手続きをするものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況及び派遣を申請する事由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ 派遣部隊が展開できる場所 ・ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 |
|---|

3 災害派遣部隊の受入体制

町長は、知事または自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、宿泊所、車両、機材等の保管場所の準備、派遣部隊及び渡島総合振興局との連絡責任者の指名、作業計画等について協議調整のうえ、必要な措置をとる。

4 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、市町村等）において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に、その旨を報告する。なお、日時を要するときは、口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

自衛隊災害派遣要請先

隊名	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話
陸上自衛隊	第11旅団 函館駐屯地司令 (第28普通科連隊長)	連隊第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線235(当直302) FAX 0138-51-9171
	海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部3室	むつ市大湊町4-1 0175-24-1111 内線2224
海上自衛隊	函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 FAX 0138-27-9806 内線224
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久 保125-7	0176-53-4121 内線2353
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231

第32節 広域応援計画

町長は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施内容

(1) 福島町

ア 町長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。

イ 町長は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入体制を確立しておく。

ウ 知事に対する応援要請等

(ア) 町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、または応急対策の実施を要請するものとする。

(イ) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

(2) 福島消防署

ア 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）等、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 他の消防機関との応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関との応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

エ 福島消防庁舎が災害により使用不能になった場合、福島町役場（福島町健康づくりセンターを含む）の一部を一時消防署事務所として使用することができる。

その場合、消防車両は役場庁舎駐車場に駐車する。また、非常用電話（119番用）として役場直通電話を使用できる。

第33節 職員応援派遣計画

災害応急対策または災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、または第30条の規定により職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1 要請権者

町長または委員会若しくは委員

なお、町の委員会または委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び受入側双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用を受ける。ただし、関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については地方自治法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定による。また地方

公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員のサービスは、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団体及び各種ボランティア団体等との連携は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

防災ボランティアの活動は、奉仕団体及び各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズを把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技術等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

4 ボランティア活動の環境整備

町は、道、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第35節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を援護するための災害義援金の受付け及び配分は、災害義援金募集（配分）事業要綱骨子の定めるところに準ずることとする。

第36節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融の大要は、資料編に示すとおりとする。

第37節 災害救助法の適用と実施

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災した者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 救助法の実施機関

救助法による救助活動は、一定規模以上の災害に際して町に対し適用し、応急救助活動を実施する。

知事は救助を迅速に行うために、次に掲げる救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している。ただし、(2)、(10)、(16)については、事前に渡島総合振興局長の承認を得なければならない。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しの実施
- (4) 食品の給与
- (5) 飲料水の供給
- (6) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (7) 医療
- (8) 助産
- (9) 被災者の救出
- (10) 被災住宅の応急修理
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 障害物の除去
- (16) 輸送及び賃金の職員等の雇い上げ

2 被害状況の把握

(1) 町長は次のいずれかに該当する災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに渡島総合振興局長を通じて知事に報告する。

ア 救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に救助法が適用されている場合で、同一の原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した場合

- エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害
- (2) 町長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- (3) 町長は、被害の認定を次のとおり行う。

被害等の認定基準

被害等の区分	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
負 傷	災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。
重 傷 ・ 軽 傷	重傷とは1か月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは1か月未満で治療できる見込みのものとする。
全 壊 全流出、全埋没 全焼失を含む。	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
半 壊 半流出、半埋没、 半焼失を含む。	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
一 部 損 壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
床 上 浸 水	浸水が、その住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。
床 下 浸 水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものとする。
住 家	現実に居住のため仕様している建物をいう。
非 住 家	住家以外の建物をいう。
世 帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
棟（むね）	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

3 救助法適用の基準

(1) 次の基準に基づき、救助法の適用に該当するか判定を行い、該当または該当する見込みがあると認めた場合は次の手続きを行う。

ア 法適用は市町村単位とすること。

イ 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 町における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、滅失等の1/2世帯、床下浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

適用基準				
市町村の人口	被害区分	住居滅失世帯数		被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合等 (ウ)
		市町村単独の場合 (ア)	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) (イ)	
(千人) 5未満		30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき

(イ) 被害が広範囲にわたり、道内の滅失世帯数が2,500世帯以上あつて、本町の滅失世帯数が全道の滅失世帯数の1/2（15世帯）に達したとき。

(ウ) 被害が広範囲な地域にわたり、道内の滅失世帯数が12,000世帯以上あつて、町内の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

(エ) 町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- ・ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ・ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。
- ・ 時間的に同時に、または相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が(ア)に規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。
- ・ 当該災害前に上記に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
- ・ その被害状況が上記に準ずる場合で救助の必要があるとき。

4 適用の手続き

災害に際し、町における被害が前記3(1)の基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を渡島総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに渡島総合振興局長を通じ知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

5 救助の実施

(1) 救助の役割分担

町長は、知事から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料編に示す別表の基準により行う。

第38節 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害の程度について、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明の発行は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

罹災証明は、町長（総務対策班）が行うものとする。

2 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。

3 罹災証明書の発行

災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものとする。

4 被害家屋の判定基準

被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき行う。判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」にしたがって被害家屋調査を行うものとする。

5 罹災台帳の作成

被害状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災者に関する必要な事項を登録するものとする。

6 広報

罹災証明の受付・発行窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。

第5章 地震・津波災害対策計画

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する対策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防対策の推進を図らなければならない。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推すための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

1 実施責任

(1) 福島町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 北海道

北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、道、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務は「第1章第5節防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」を準用する。

■第5章 地震・津波災害対策計画

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第4節 北海道における地震・津波の発生状況

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖の地震以来、約410年間に100回以上発生しており、1945年（昭和20年）以降においても、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、1960年（昭和35年）の「チリ地震津波」、「1973年6月17日根室半島南東沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。特に「1993年（平成5年）北海道南西沖地震」では、大津波と火災により死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

第5節 被害想定

1 町における地震・津波の想定

(1) 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

(2) 地震動による被害想定

北海道が、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った調査結果によると、町に被害を想定している地震は、「函館平野西縁断層帯の地震」がある。

① 断層帯の位置

函館平野西縁断層帯は、函館平野西縁付近から北斗市を縦貫して南北に延びる全長24kmの活断層帯であり、将来的にマグニチュード7.0～7.5程度の地震が発生すると推定されている。

② 断層帯の過去の活動

函館平野西縁断層帯は過去4～5万年間に3回活動した可能性がある。

活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に3m程度隆起したと推定される。

この値から、本断層帯を構成する渡島大野断層、富川断層はそれぞれ個別に活動するのではなく、断層帯全体が一括して活動すると推定される。最新の活動は1万4千年前以後にあったと考えられる。

函館平野西縁断層帯周辺では、歴史時代の被害地震の記録や地震考古学上の知見は知られていない。

1611年の津波に関する松前藩の記録が残っているが、この断層帯から発生した可能性のある地震の記述はないので、最近約400年間はこの断層帯は活動しなかったと考えられる。

③ 断層帯の将来の活動

函館平野西縁断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動し、マグニチュード7.0～7.5程度の地震が発生すると推定される。

また、断層の近傍の地表面には、西側が東側に対して相対的に3m程度高まる、ゆるやかな段差（撓（たわ）み）が生ずると推定される。

本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は次

の表に示すとおりであり、我が国の主な活断層の中では地震発生可能性がやや高いグループに属することになる。

断層帯名称	予想される マグニチュード	30年以内の 発生確率等	発表年月日
函館平野西縁断層帯	7.0-7.5程度	ほぼ0~1%	平成13年6月13日

(地震調査研究推進本部地震調査委員会より)



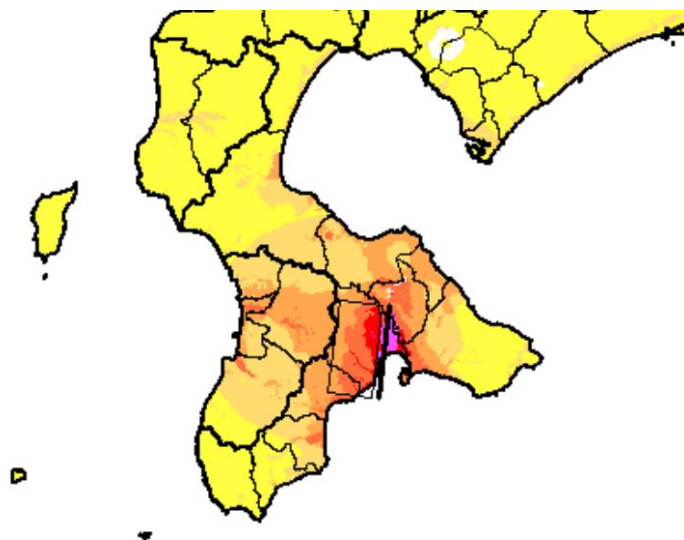
函館平野西縁断層帯の活断層位置 (詳細図) より

④ 函館平野西縁断層帯における地震被害想定（モデル 45_3）

函館平野西縁断層帯で地震（M6.6）が発生した場合の地震被害想定概要は以下のとおりである。

ア 地震動

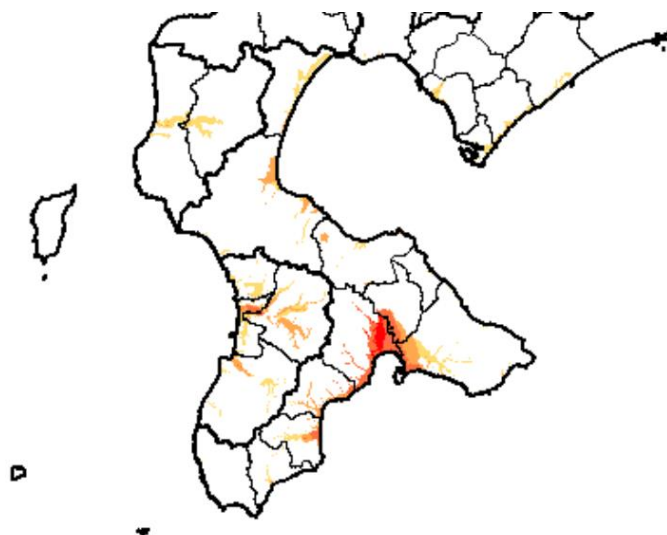
地表における震度（最大）5強と予想される。



資料：平成28年度地震被害想定調査結果（北海道）

イ 液状化危険度

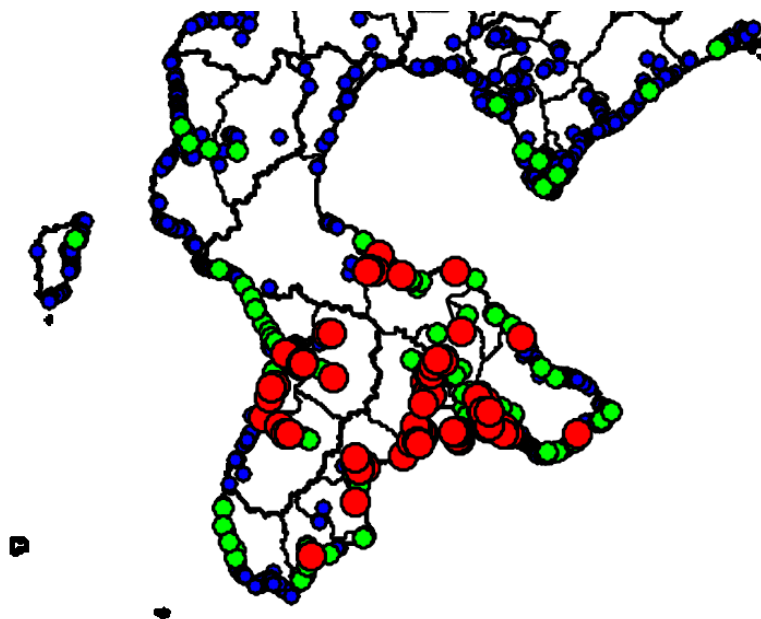
液状化による建物被害は、全壊棟数1棟未満、半壊棟数1棟未満が想定される。



資料：平成28年度地震被害想定調査結果（北海道）

ウ 急傾斜地崩壊危険度

急傾斜地崩壊による建物被害は、全壊棟数2棟、半壊棟数6棟が想定される。



資料：平成28年度地震被害想定調査結果（北海道）

エ 建物被害

揺れによる建物被害は、全壊、半壊共0棟、液状化による建物被害は、全壊、半壊共1棟未満、急傾斜地崩壊による建物被害は、全壊2棟、半壊6棟と想定される。

オ 火災被害

火災被害については、全出火件数、炎上出火件数共0棟、焼失棟数0棟と想定される。

カ 人的被害

死者数、重傷者数共1人未満、軽傷者数2人と想定される。

また、避難者数は、避難所生活者数9人、避難所外の生活者数5人、合計避難者数で14人と想定される。

キ ライフライン被害（上下水道）

上水道の被害は、被害箇所数は、1箇所未満、断水世帯数（直後）14世帯、断水人口（直後）31人と想定される。

ク 交通施設被害

主要な道路の被害は、1箇所未満、その他の道路の被害は、4箇所と想定される。

(3) 津波による被害想定

北海道が平成17年度・18年度に行った北海道太平洋沿岸に係る津波被害想定結果によると、町に被害を及ぼすと想定されている地震は「青森県西方沖の地震」「三陸沖

北部の地震」「500年間隔地震」の3種類である。

各地震による津波の状況や被害想定は以下の通りである。

① 津波の状況

想定地震	地区名	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
青森県西方沖の地震	吉岡	26	28	3.4
	月崎	29	33	2.2
三陸沖北部の地震	吉岡	57	73	1.0
	月崎	52	71	1.1
500年間隔地震	吉岡	83	91	0.8
	月崎	84	89	0.8

② 被害想定

想定地震		青森県西方沖の地震	三陸沖北部の地震	500年間隔地震
建物被害	全壊	36	0	0
	半壊	87	7	0
	床上	59	52	33
	床下	167	42	39
人的被害	死亡		0	0
	重傷	4	0	0
	中等	9	0	0

※建物被害、人的被害共構造物効果なし、人的被害は夏期の調査結果

③ 最大クラスの津波浸水想定

北海道は、令和3年7月に太平洋沿岸で「最大クラスの津波」が発生した場合に想定される津波高、浸水域等を示した津波浸水想定を設定し公表した。

この想定で示された、各代表地点の津波の状況は、次のとおりである。

代表地点	最大津波高	影響開始時間		(参考)	
		±20cm	+20cm	第1波	最大波
岩部漁港	4.9m	8分	15分	26分	26分
浦和	5.2m	10分	17分	22分	22分
月崎	4.7m	8分	8分	22分	28分
福島漁港(白符)	8.6m	9分	9分	20分	28分

吉岡	5.3m	5分	5分	19分	19分
吉野	8.8m	5分	9分	17分	22分

④ 日本海沿岸の津波浸水予測図の見直し

北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成 22 年 3 月に設定しているが、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。

見直しにあたっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成 24 年度から 25 年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道として「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成 28 年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直した。

当町は太平洋側との位置づけであり公表された津波浸水予測図には入っていないが、見直し時に行われた調査では函館市までの浸水予想も含まれており、そのデータを参考に当町でも津波浸水予測図の見直しを行い、防災マップに反映する。

第6節 災害予防計画

地震及び津波による災害発生及び拡大の防止を図るため、第3章「災害予防計画」の定めるところにより実施し、災害予防対策の推進を図るものとする。

基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町内における地震（津波）災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的、かつ、計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練、防災講演会、救急研修会等に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。「机等の下へ」
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。「靴をはく」
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意し、危険が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にし、「手がる」にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、あわてず、冷静に行動する。

- サ 秩序を守り、衛生に注意する。
- シ 低地では出水等による浸水に注意する。
- ス 流言飛語による軽はずみな行動をやめる。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 事業継続計画、消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ 消防計画により避難訓練を実施する。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 職場の消防計画に基づき行動する。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手する。
- キ 近くの職場同士で協力し合う。
- ク エレベーターの使用は避ける。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅、危険物車両等の運行は自粛する。

3 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

4 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。

イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。

ウ 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

5 津波に対する心得

(1) 住民

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台に避難、緊急の場合は3階以上の強固な建物に避難する。

イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して、最大限の避難等防災対応をとる。

ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。

エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、1日以上にわたり継続する可能性がある。

オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。

カ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

キ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。

ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

サ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報・注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者

ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

（ア）津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

（イ）津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

6 地震に強いまちづくり

町は、地震に強いまちづくりに取り組むために、次の予防対策の推進に努めるものとする。

(1) 建築物等の安全化の促進

ア 町は、不特定多数の者が使用する施設及び学校並びに医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。

イ 町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 町は、福島町耐震改修促進計画等に基づき、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震補強・不燃化等の促進に努める。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言等を行う。

エ 町は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化対策に努める。

(2) 公園等の整備

町は、震災時における避難場所・災害応急対策活動拠点等として防災上重要な役割を果たす公園、広場を防災まちづくりの一環として、より充実整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の計画的な整備推進

町は、各町内会地域の既存避難場所及び防災拠点となる避難所に指定している公共施設の耐震化・不燃化等の計画的な整備促進に努める。

特に福祉センターについては、耐震化・不燃化等の整備とともに、施設のバリアフリー化、備蓄食料や防災資機材の整備にも努める。

(4) 主要交通の強化

町は、防災関係機関等の協力を得て、道路、橋梁等の基幹的な交通施設用の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(5) 通信・上水道等の機能の強化

町は、防災行政無線等通信施設や上水道施設等の機能の確保を図るため、震災時応急体制の確保、主要整備の耐震化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

また、緊急地震速報について、町民がこの情報の特徴を理解して的確な行動が取れるよう、普及啓発を進める。

(6) 地盤の液状化対策の推進

地震による地盤の液状化現象は、一般的には砂質土地盤で地中から地下水や砂が噴出することにより、急激に周辺の地盤支持力が失われる現象をいう。

この液状化の発生地点は、過去の大きな地震発生では震度5弱以上のときに埋立地や旧河道等に集中して発生している特徴が知られているため、港湾地区の埋立地をはじめ、その他の地域でも地形、地質の分布状況を把握のうえ、十分警戒する必要がある。

また、地域住民、建築物等設計・施工業者等に対してパンフレット等の作成配布、講習会等の開催により知識の普及を図るなどの液状化対策を推進する。

なお、液状化対策としては、大別して次の3つの工法が考えられる。

- ・ 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ・ 発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策
- ・ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

対策工法の選択においては、現地の地盤等を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を検討し、相互に判断し、液状化対策を推進する必要がある。

(7) 漁港の整備

町は、防災関係機関等の協力を得て、漁港の整備に当たって、輸送施設を含めた耐震性の強化を図り、漁業活動の早期再開や緊急物資の輸送手段の確保に努める。

7 予防対策の推進

町は、地震による災害発生の未然防止や被害の軽減を図る予防対策として、第3章「災害予防計画」の定めるところにより、各種予防対策の計画的な推進を図るものとする。

(1) 地震、津波等による災害が予想される重要警戒区域及び整備計画については、第3章第3節「重要警戒区域及び整備計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

(2) 積雪時における地震の発生の場合、積雪による避難場所、避難道路等の確保に支障

が生じることが懸念されるため、第3章第6節「雪害予防計画」の定めるところにより、雪害対策等の推進に努める。

(3) 地震に起因して発生する多発火災、大規模火災、危険物火災等を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等の火災予防対策等については、第3章3節「重要警戒区域及び整備計画」、第3章第11節「消防計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

(4) 地震災害応急対策を円滑に実施するため、第3章第2節「防災訓練計画」の定めるところにより、単独または関係機関と緊密な連絡をとり各種防災訓練を実施し、地震防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上に努める。

(5) 地震防災諸活動を円滑に行い、かつ地震防災の成果をあげることを目的として、第3章第1節「防災思想普及・啓発計画」の定めるところにより、防災関係者及び町民に対して災害予防及び応急対策等の防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 地震発生時における要配慮者の安全の確保については、第3章第15節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

(7) 町民は、第3章19節「町民の心構え」の定めるところにより、「自らの身の安全は自らが守る。」「備えあれば憂いなし。」が基本であるとの自覚をもち、平常時より地震災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することに努めるものとする。

(8) 地震災害発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る。」という精神のもとに町民や事業所等が自主防災組織を結成、活動することが極めて重要であり、第3章第16節「自主防災組織指導育成計画」の定めるところにより、その普及啓発及び指導育成の推進に努める。

(9) 津波対策の対象地域は、原則として海岸区域の全域とし、その災害予防対策に関しては次のとおりとする。

ア 津波警戒等受伝達に関する対策

(ア) 津波警報等の正確な伝達を図るため、警報等の種類並びに標識（サイレン等）について必要な機器を通じて、その周知徹底を図るものとする。

(イ) 特に津波警報等の迅速、確実な伝達を期するため、防災行政無線施設による連絡体制の確認を行うものとする。

(ウ) 各防災関係機関は、地震配備体制に基づく休日、夜間の配備も含め、迅速な情報伝達を可能とする組織体制を確立するものとする。

イ 津波警報等と標識

ウ 津波避難、退避に関する対策

(ア) 沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等の早期かつ迅速な避難の実施を確保す

るため、地域団体、福島吉岡漁業協同組合等との連絡体制を強化し、緊急を要する場合は、自主的に避難誘導措置が講じられるよう指導を実施する。

(イ) 小型船舶の避難、安全性を確保するため、早期の沖合避難、係留船の係留網補強措置、引き上げ固縛措置等の指導を実施する。

(ウ) 津波防災意識の啓発、広報、訓練に関する対策

a 「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全町民の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、必要な機会を通じて啓発に努め、その周知を徹底する。

b 広報紙、防災パンフレット、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練等の機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報するものとする。

c 沿岸地域を重点として津波避難、誘導訓練には、地域住民を積極的に参加させる。

(10) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、その整備を重点的・計画的に推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進を図る。

第7節 災害応急対策計画

地震及び津波による災害発生時に、本計画の定めるところにより、迅速かつ的確な応急対策を実施し、町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 災害対策本部の設置

町長は、地震による災害が発生し、または津波のおそれがある場合、第2章第2節「災害対策本部」で定める設置基準に基づき本部を設置し、防災関係機関と緊密な連携のもと応急活動体制を確立し、応急対策を実施するものとする。

また、本部組織及び運営、各部の主な所掌事務、廃止の時期、設置及び廃止の通知及び公表、本部の名称等についても第2章第2節「災害対策本部」の定めるところによる。

災害対策本部設置基準

- ・ 災害が広範囲な地域にわたり発生、または拡大するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ・ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ・ 町内域に震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発表されたとき。

2 災害情報連絡室の設置・廃止等及び設置基準

町長は、地震が発生し、または津波のおそれがある場合、次の設置基準により、「福島町災害情報連絡室」を短期間設置する等の体制をとるものとする。

災害情報連絡室の体制及び廃止の時期については、町長がその都度必要に応じて判断し、指示をするものとする。

- (1) 災害が発生するおそれがあり、災害情報の収集や災害対策を要する事態の発生等に備え速やかな連絡体制の確保等を要するとき。
- (2) 町内域に震度4の地震が発生したとき、または津波注意報が発表されたとき。
- (3) 災害対策本部廃止後も、災害発生後の情報等収集や再度対策を要する事態の発生等に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。

3 災害対策本部の配備体制

配備基準及び配備体制は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

4 通信連絡対策

- (1) 通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、第4章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定めるところとし、防災行政無線、有線電話、無線電話等のうち、最も迅速であるものを選定し、伝達を図ることとする。

(2) 有線電話途絶時の連絡

有線電話が途絶した場合の通信連絡は、防災行政無線、消防無線、警察無線等を活用し実施する。

ア 災害調査班等の派遣

災害現地の実態を把握するため、災害調査班等を派遣して被害状況等を調査・報告する。

イ 調査班は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるところにより、災害の実情に応じて編成し派遣する。

ウ 放送局、無線関係者との協力体制の確立

放送局、新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常無線通信協議会の組織を通じ、関係機関の応援を求める等、通信の万全を図るものとする。

エ 機動力による通信連絡

災害時の交通不可能地域及び通信連絡不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、船舶等を活用し通信連絡を図ることとする。

5 広報活動対策

災害時の被害地域の混乱防止及び迅速な避難救出活動を図るため、次により適切な広報活動を実施する。

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、緊急時においても直ちに出勤できるよう、平常時から点検、整備を行い、また、直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

広報内容の主なものは次のとおりである。

ア 津波に関する情報（予報、注意報、警報、危険区域等）

イ 避難場所等について（避難場所、位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込時期、道路交通状況、通話可能区域）

エ 火災状況（発生箇所、避難指示等）

オ 電気、水道施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

カ 医療救難所の開設状況

キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

- ケ 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、第4章第4節「災害広報計画」に定めるところにより実施する。

6 消防対策

地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これら火災発生時及びその拡大を最小限に食い止めるため初期消火活動を迅速に行う事であり、第3章第11節「消防計画」及び第7章第7節「林野火災対策計画」に定めるところにより万全な活動を実施するものとする。

7 避難対策

町長は、地震の発生に伴う火災、住宅崩壊、山崩れ、がけ崩れ、津波の発生により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地帯の住民に対して、防災行政無線等によりただちに避難先を明示して立退き勧告または指示するものとする。

津波は、地震地等によりその到達時間に差があるため、一早く高台に避難できる避難路の整備に努める。また、津波避難計画の策定にも努める。

(1) 避難勧告または指示の周知徹底

ア 周知の方法

第4章第6節「避難対策計画」の定めるところによる。

イ 勧告または指示の内容

避難対象地域（地区）、避難先（場所）、避難経路理由とその他注意事項

(2) 避難場所の設定

町長は、災害時における避難場所の選定に当たっては、次の設定基準を勘案して設定するものとする。

ア 指定緊急避難場所

避難勧告または指示に先立ち一時的に避難を必要とするときは、別に定める避難場所のうちから、災害状況、気象条件等を勘案し最も適当と思われる場所を設定する。

イ 指定避難所

避難が長時間または長期間にわたると認められるときは、別に定める指定避難所のうちから、災害状況及び当該施設の規模、構造、位置条件を勘案し、最も適当と思われる場所を設定する。

ウ 福祉避難所

避難が時間または長期間にわたると認められるときは、別に定める福祉避難所のうちから、被害状況、当該施設の規模、構造、位置条件を勘案し、最も適当と思われる場所を設定する。

エ 広域避難場所

指定緊急避難場所に危険が生じ、または生じるおそれがある場合、及び被害が広範囲にわたると予想される場合は、別に定める指定緊急避難場所のうちから、被害状況及び当該施設の規模、構造、位置条件を勘案し、最も適当と思われる場所を設定する。

(3) 避難経路の確保

警察官、消防職員、町職員は、迅速かつ安全に避難させるため交通の妨げや障害物等を排除するとともに、自動車の運転を停止させるなどして、通行の支障とならないよう避難路の確保に努める。

(4) 避難の方法

ア 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員・消防団員、警察官が当たるが、避難立退きの誘導にあたっては、老人、病人、及び婦女子等を優先的に行うこととし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜に指導する。

イ 誘導の方法

避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その地域の実情に応じて安全な避難経路を2ヵ所以上設定し、広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標地点を示す案内板等を設置し、避難場所において表示板等を掲げる。

ウ 移送の手段

(ア) 小規模の場合

避難は、個々に行うことを原則とする。ただし避難者が自力によって立退き不可能な場合においては、車両、船舶、ヘリコプター等によって行う。

(イ) 大規模の場合

被災地が広域で大規模な移送を要し、町単独で対応できないときは、道や近隣市町村に応援を求めて実施する。

エ 患者の避難対策

別記1に定める。

オ 児童・生徒の避難対策

別記2に定める。

8 津波応急対策

(1) 津波情報の収集に関する対策

ア 防災関係機関は、地震を感じた場合は、即時にテレビ、ラジオの聴取体制を確立し、的確な情報収集に努めるものとする。

イ 町長は、気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震（震度4以上）を感じた場合または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で津波予報が発表されないときであっても、安全な場所からの潮位観測等海面の監視並びに警戒にあたり、異常発見に努めるものとする。

ウ 各対策班は、強い地震により所管する関係施設の損壊が予想される場合は、班員を関係施設に派遣し、巡回調査を実施するものとする。

(2) 津波情報等の伝達に関する対策

ア 町長及び各関係機関は、津波予報及び海面監視情報等を早期に掌握し、防災行政無線施設等により、各沿岸地域、河川流域周辺を重点として、迅速、的確な情報伝達活動を実施し、テレビ、ラジオ、町等の情報に注意するよう呼びかけるものとする。

イ 津波情報の伝達にあたり、津波の発生、襲来が確実視された場合は、規模の大小に拘らず、海浜からの早期退避を併せて呼びかけるものとする。

(3) 避難の指示等に関する対策

ア 町長は、津波警報等が発表された場合は、「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」により、地域住民等に対して避難、立退きの指示等の必要な処置を取るものとする。

イ 避難の指示にあたっては、津波警報の内容、海面の状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、沿岸要避難地域を優先的に実施するものとする。なお、避難先については、別に定める避難場所のうちから、津波一時避難場所として指定する。

ウ 前各号の伝達は、町内会及び福島吉岡漁業協同組合等の協調、協力を得て、組織的に実施するものとする。

9 救出対策

救出対策については、第4章第7節「救助救出計画」に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1) 住民等による救出・救助活動

被災者の救出救助活動は、原則として消防機関が実施するが、地震発生時においては、火災の同時多発、延焼等も予想され、また、地震の発生状況から被災地が広範囲にわたると予想されるので、消防機関による救出救助のほか、町長は住民等による自主的救出救助活動を促進するものとする。

ア 付近住民に対する協力依頼

報道機関、防災行政無線、広報車等により、住民に対し訴え、救出救助活動の協力を呼びかける。

イ 各種団体に対する協力依頼

町内会、日赤奉仕団、その他に対し協力を求める。

ウ 住民に対する協力要請

現場付近の住民に対して、基本法第 65 条に基づき、救出救助活動の協力を求めることができる。

(2) 応援要請

町長は、緊急に多数の住民を救出救助する必要があると認めた場合は、第 4 章第 31 節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求する。

10 避難行動要支援者等の配慮者への対策

第 3 章第 15 節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

11 医療救護計画

第 4 章第 18 節「医療救護計画」に定めるところによる。

12 給水対策

第 4 章第 13 節「給水計画」に定めるところによる。

13 防疫対策

第 4 章第 19 節「防疫計画」に定めるところによる。

14 食料供給対策

第 4 章第 12 節「食料供給計画」に定めるところによる。

15 衣料、生活必需品等物資供給対策

第 4 章第 16 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

16 廃棄物処理対策

第 4 章第 20 節「廃棄物処理等計画」に定めるところによる。

17 行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理並びに埋葬対策

第 4 章第 25 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

ろによる。

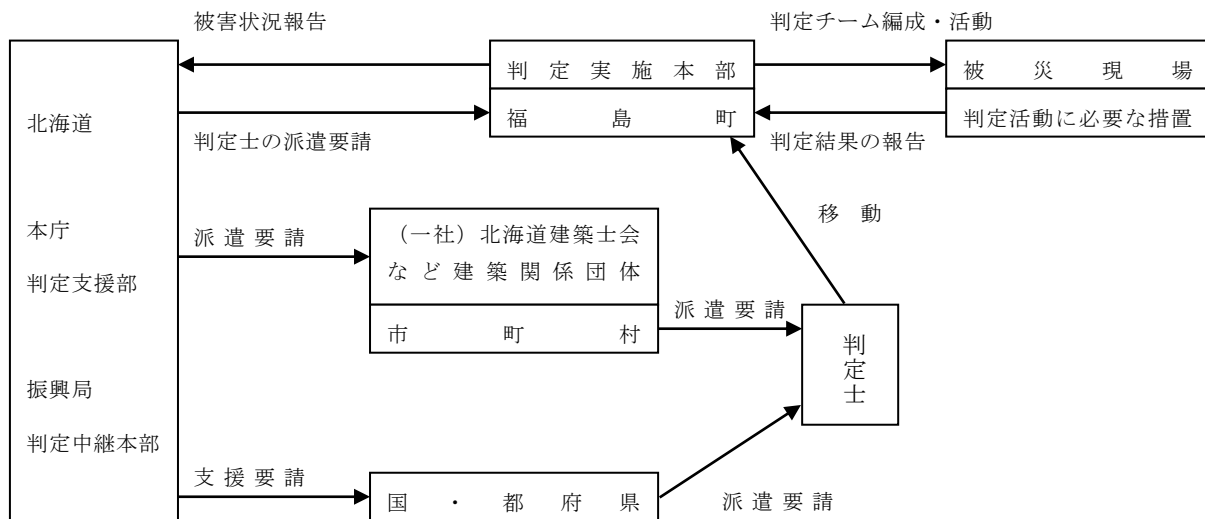
18 障害物除去対策

第4章第26節「障害物除去計画」に定めるところによる。

19 被災建築物安全対策

町長は、被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定士による応急危険度判定の実施を、北海道及び建築関係団体の協力を得て行う。

応急危険判定の活動体制は、次のとおりとする。



(1) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」の3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすいところに貼付する。

なお、3段階の判定内容は、次のとおりである。

- ・危険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
- ・要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- ・調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(2) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

ア 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

イ 実施主体及び実施方法

(ア) 北海道及び町

道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(イ) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(ウ) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(エ) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

20 輸送対策

第4章第10節「輸送計画」に定めるところによる。

21 文教対策

第4章第22節「文教対策計画」に定めるところによる。

22 被災宅地安全対策

第4章第24節「被災宅地安全対策計画」に定めるところによる。

23 自衛隊派遣要請対策

第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び活動計画」に定めるところによる。

24 危険物等災害対策計画

第7章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるところによる。

25 その他必要な対策

その他必要な対策については、第3章「災害予防計画」及び第4章「災害応急対策計画」により実施し、震災時の応急対策に万全を期する。

別記1 患者の避難対策

地震災害のため病院等において、緊急の避難の必要がある場合は、次により迅速、適切な措置を講ずるものとする。

1 地震直後の措置

病院等の施設に収容されている患者の多くは、起居動作の不可能または困難な傷病者、高齢者及び幼児であり、地震が発生した場合、病院等の施設管理者は、特に迅速、的確に施設及び地域の被害状況を把握し、患者に対しては極度の恐怖心、不安感をなくすよういたわり、また避難するための輸送車両並びに搬送用タンカその他必要資機材の確保、医師、看護師等職員の確保に努める。

(1) 非常扉の開放等

災害発生後、直ちに非常扉を開放し、避難を円滑にする。

(2) 患者の区別

患者等の病状及び身体の状態に応じ区分の上、避難体制を整える。

(3) 施設の保安

電気、配管設備等について、異常の有無を確認するとともに火気危険物等の保安措置を講ずる。

(4) 情報の収集及び周知

災害情報及び院内の災害情報を収集し、院内放送等により災害状況を周知する。

(5) 患者に対する措置

患者等には落下物、倒壊等のおそれのある所から遠ざけるとともに、布団等を頭上にのせ落下物に注意させる。

2 避難行動の措置

病院等の施設管理者は、被災の状況、実態の推移から判断して避難する必要を認めた場合は、患者の病状等の区別に応じ誘導員その他健康管理に必要な職員を同行させ、所定の避難所または他の安全な医療施設に移送する。

(1) 単独行動に対する注意

災害の状況を患者等によく周知し、患者等が個々に行動しないように注意する。

(2) 患者の誘導

避難を要する状況に立ち至った時は、避難経路を的確に把握して患者等を移送する。避難の際には、担送患者、子供、老人等を優先的に誘導する。重傷患者は、屋内運動場等屋内に避難誘導する。

(3) 携行品

避難者には、必要に応じて防寒具（毛布等）雨具を携行させ避難させる。

別記2 児童、生徒の避難対策

地震災害により、小学校、中学校、高校等の管理者は、次の事項留意のうえ、児童、生徒を迅速、適切に避難させるものとする。

1 第一次避難

(1) 地震発生時

両手を後頭部にあて、机の下に身をかくさせるとともに、非常口の扉、特に一階の窓を開放し緊急避難に備える。

(2) 地震発生後の措置

地震発生後は、職員は児童、生徒をグラウンドに誘導し集合させ、人員の確認、施設内を巡回して残留している児童、生徒のほか、火気の始末等を確認し、次の事項を行う。

ア 人員の確認と点呼

児童、生徒の掌握は最も重要であり、緊急に行わなければならない。グラウンドに集合の上、直ちに各学級等の単位別に生徒委員等により能率的な人員点呼を行う。

また、児童、生徒の中には恐怖のため職員等の指示も耳に入らず、衝動的に校外に逃避することも予想されるので、職員等は十分に児童、生徒を掌握する。

イ 火災発生の防止

地震の発生と同時に、職員は校内の全ての火気の消火、電源の切断、ガス栓の密閉及び理科室内の発火しやすい薬品等についても同様に行う。

ウ 非常用携行品

避難旗、懐中電灯、呼笛、出欠簿

2 第二次避難

学校長等は、第一次避難を完了したときは、速やかに地域の被災状況等を把握し、その場所以外に移動させることが必要と判断したときは、所定の避難所に誘導、収容する。

(1) 避難誘導の方法

避難誘導にあつては、学級単位、またはできるかぎり、小集団に区分し各集団に教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して避難途中における脱落者のないよう配慮し、特に次のことに留意する。

ア 脱落者の防止

小学校の児童等は、施設から出るとき、その集団から離れやすい（恐怖心、父母の安否を心配）から脱落者が出るおそれがあるので、脱落者のないよう充分配慮する。

イ 誘導者の自覚

児童、生徒にとっては、職員が唯一の頼りであるので、的確な判断の上行動する。

ウ 誘導の方法

児童、生徒が引率者を見失うことのないよう色腕章、旗等を用いて誘導する。

3 避難場所に収容後の措置

施設の長は、所定の避難場所に児童、生徒を収容した場合は、次のような措置を行う。

(1) 父母に対する連絡

児童、生徒を収容した場合は、速やかに父母に対し、ラジオ等による広報及び避難所等に氏名及び収容先等を掲示する等、あらゆる方法をもって連絡する。

(2) 解散、帰宅させる場合の措置

災害の状況等から解散、帰宅させる場合は、父母の連絡を待って引渡すことを原則とする。

第8節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

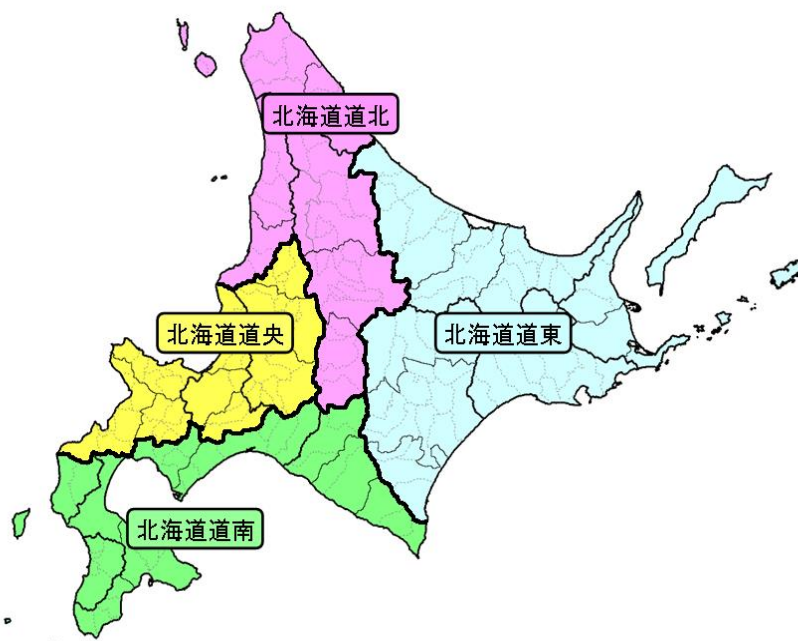
緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(3) 地震動予報及び警報（緊急地震速報）の発表区分



※ 道内4地域全てを対象に発表する場合は、「北海道」として発表される。

(4) 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度情報で用いる区域名	町名
北海道道南	渡島地方西部	松前町、福島町、知内町、木古内町

2 津波警報等の種類・内容及び標識

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単

位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合は、以下の内容を津波予報で発表する。


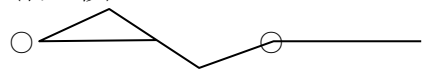

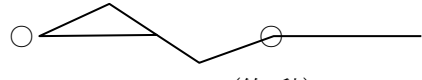
津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

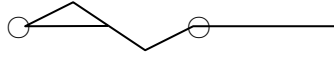

気象庁の定める予報警報標識規則における鐘音又はサイレン音による津波注意報標識等は次のとおり。

ア 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

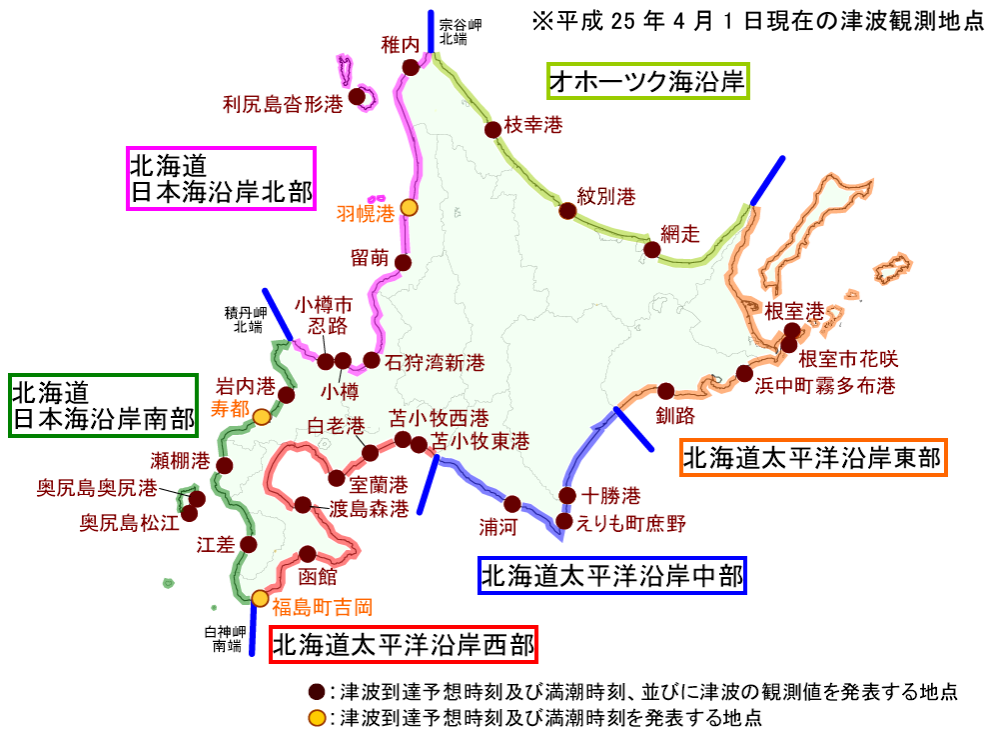
(注) 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

イ 津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●●●●●●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●●●●●●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

(4) 津波予報区名及び津波情報に用いる観測点



(5) 津波予報区域

オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、

	石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬 南端以東を除く。）の管内

（注）根室振興局に、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

第6章 火山噴火災害対策計画

第1節 基本方針

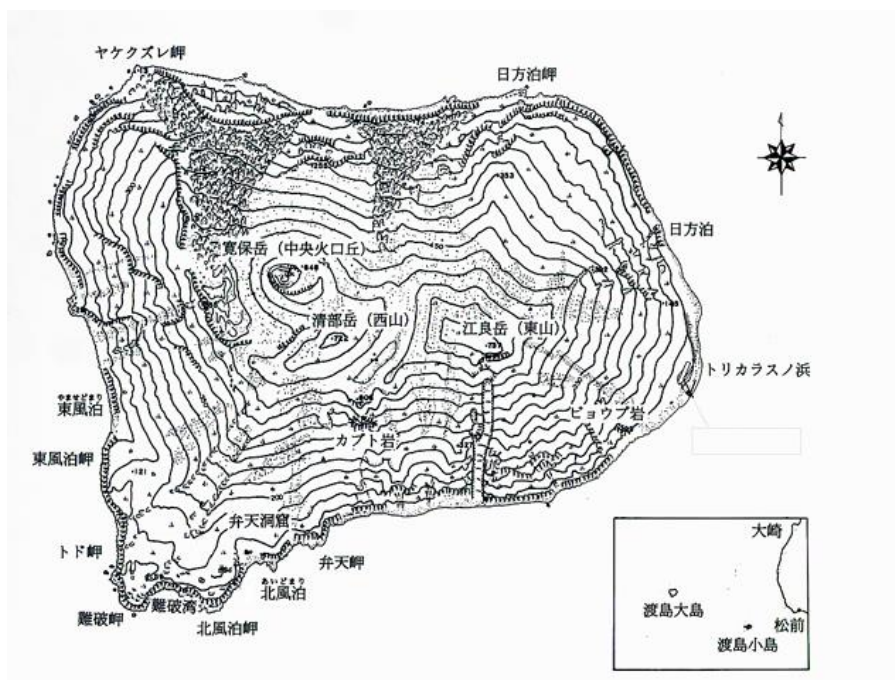
噴火、降灰（礫）、溶岩流、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための予防並びに応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 火山の概況

1 渡島大島の概要

北海道渡島半島の西海岸から約50km西方の日本海に位置し、海底からの比高約2300mの玄武岩～安山岩質の成層火山で、東西約4km南北約3.5kmの無人島。西山外輪山内に生じた中央火口丘に微弱な噴気孔がある。火山活動には大きく分けて3つのステージ(東山ステージ、西山ステージ、中央火口丘ステージ)があり、東山、西山ステージには溶岩流や火砕物からなる円錐状の火山体が存在したと考えられる。1741年の噴火活動では2.4km³の山体崩壊、岩屑なだれの発生により大津波を生じ、対岸の北海道(現在の松前～熊石沿岸)をはじめ日本海側の各地に大被害を与えた。

渡島大島全図



2 噴火の記録

(1) 有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況
▲1741（寛保元）年	マグマ噴火→(山体崩壊)→マグマ噴火	8月18日、西山から噴火。火砕物降下→岩屑なだれ→火砕物降下・溶岩流。25日からは降灰のため江差で昼も暗くなる。29日に大津波が発生し、死者1467名（北海道・津軽）、流出家屋791棟。
▲1742（寛保元～2）年	大規模：マグマ噴火	1月22日、2月8～24日、5月18日西山から噴火（推定）。火砕物降下(0s-a)・溶岩流。松前・津軽地方に降灰。1741年～1742年噴火の合計で総噴出物量0.11km ³ 、マグマ噴出量0.05DREkm ³ 。(VEI4) 山体崩壊量2.4km ³ 。
▲1759（宝暦9）年	中規模：マグマ噴火	8月19日、西山中央火口丘から噴火。青森で降灰。総噴出物量0.001km ³ 、マグマ噴出量0.0004DREkm ³ 。(VEI2)
1786（天明6）年	噴煙	この頃、常に噴煙。
1790（寛政2）年	噴煙	6月2日頃、噴煙活動活発。

日本活火山総覧(第4版) (気象庁編、2013) による

第3節 災害予防対策

噴火災害による被害を最小限にとどめるため、災害予防に必要な施設の整備及び防災教育、防災訓練等の計画を実施するものとする。

1 火山観測体制

(1) 火山観測体制

渡島大島においては、気象官署は、札幌管区気象台が担当し、常時観測火山には指定はされていないが、北海道大学の地震計が設置されている。

(2) 調査研究

北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況（地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測）過去の火山噴火における火砕流等の発生状況（噴火の規模、形態）、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。

2 災害発生地区の把握

町長は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、防災マップ（火山災害に関するハザードマップ等）を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

3 避難体制の整備

町長は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、近隣市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図るものとする。

4 通信体制の整備

町長は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮した、通信ネットワークの構築に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施

町長は、平常時から広報紙、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関と連携し、実践

■第6章 火山噴火対策計画

的な防災訓練も実施するものとする。

第4節 災害応急対策

1 防災組織

生命、身体に関わる突発的な渡島大島の噴火が認められたとき、または札幌管区気象台から渡島大島の噴火警報等が発表されたときは、ただちに第2章第2節「災害対策本部」の定めるところにより、「渡島大島火山噴火災害・福島町災害対策本部」を設置し、防災関係機関の災害対策組織と連携を図りながら、火山災害対策を実施する。

また必要に応じて福島町防災会議を開催し、防災活動の万全を期するものとする。

町は、渡島大島火山噴火災害の応急、復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、火山噴火災害対策の広域的、総合的な運営を図るため、実施体制の更なる確立を図るものとする。

2 噴火警報等伝達計画等

(1) 火山現象予報及び警報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

ア 火山現象警報及び火山現象予報の種類

(ア) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(イ) 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(ウ) 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発

表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルが運用されていない火山 (渡島大島)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に における厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺 における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	火口から 少し離れた所までの火口周辺 における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(エ) 噴火速報

札幌管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的に

いち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(オ) 火山の状況に関する解説情報

札幌管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(カ) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、

■第6章 火山噴火対策計画

予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（注 2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、提供。

（注 2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キークラド	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm ≦ 厚さ < 1 mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2 mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

（※1）富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

■降灰予報の発表イメージ



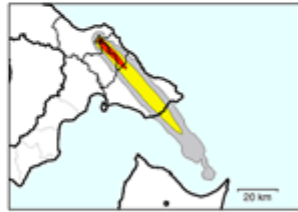
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



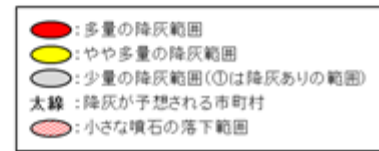
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。

そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

(キ) 火山ガス予報

札幌管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(ク) 火山現象に関する情報等

札幌管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

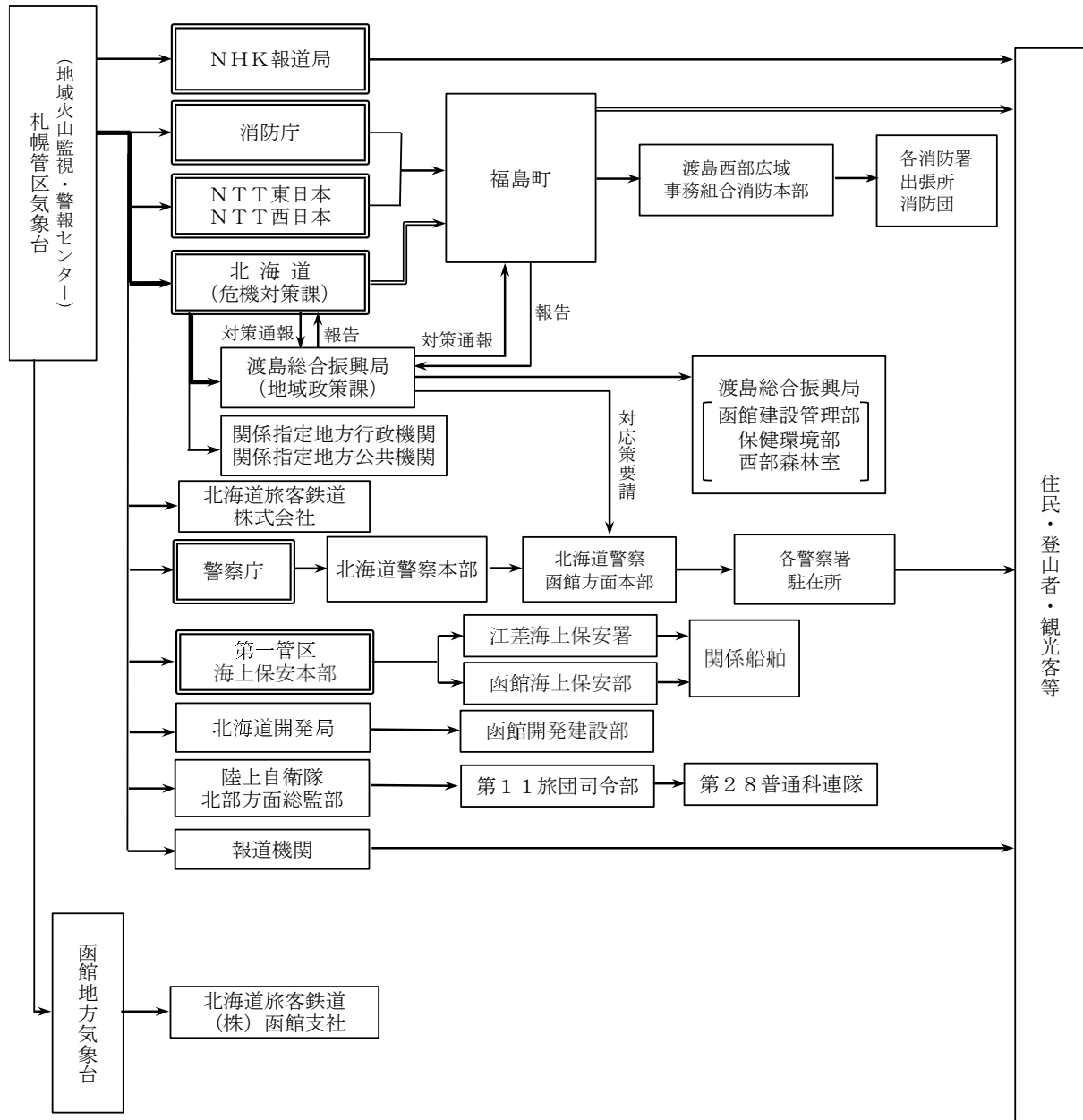
イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 噴火警報等伝達系統図



- 注 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行第8条第1号および第9条の規定に基づく法定伝達先。
 2. 太線は、「噴火警報」、「噴火速報」および「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって通報もしくは伝達の措置が義務付けられている経路。
 3. 二重線は、上記活動火山対策特別措置法の規定に加えて、気象業務法第15条によって通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(3) 火山周辺市町村

1 常時観測火山周辺市町村

火山名	総合振興局又は振興局	市町村
アトサヌブリ	釧路	弟子屈町
雌阿寒岳	十勝	足寄町
	オホーツク	津別町、美幌町
	釧路	釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村
大雪山	上川	上川町、東川町、美瑛町
十勝岳	上川	上富良野町、美瑛町、中富良野町、富良野市、南富良野町
	十勝	新得町
樽前山	胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	石狩	千歳市、恵庭市
倶多楽	胆振	登別市、白老町
有珠山	胆振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
北海道駒ヶ岳	渡島	森町、鹿部町、七飯町
恵山	渡島	函館市

2 その他の火山周辺市町村

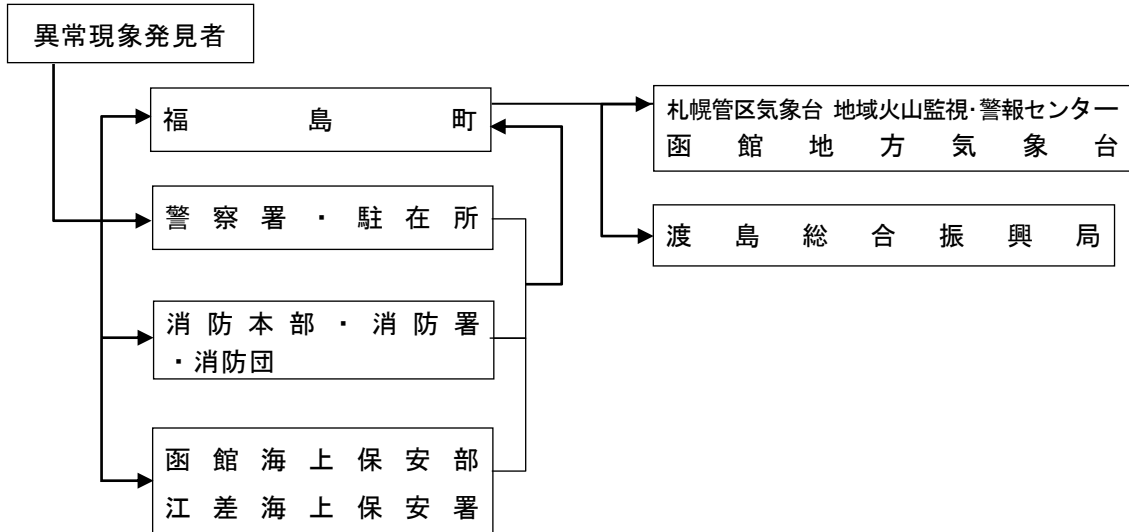
火山名	総合振興局又は振興局	市町村
知床硫黄山	オホーツク	斜里町
羅臼岳	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
天頂山	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
摩周	オホーツク	清里町
	釧路	弟子屈町、標茶町
	根室	中標津町
雄阿寒岳	釧路	釧路市
丸山	十勝	新得町、上士幌町、鹿追町
恵庭岳	石狩	千歳市、恵庭市
ニセコ	後志	倶知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町
羊蹄山	後志	倶知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町
渡島大島	渡島	松前町
利尻山	宗谷	利尻町、利尻富士町
北方領土の火山	根室	

(注) 北方領土の火山とは、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

3 災害情報等の収集及び伝達計画

火山噴火災害時の、迅速かつ的確な災害情報等の収集及び伝達については、第4章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定めるところによる。

(1) 異常現象発見者通報系統図



(2) 異常現象発見者通報官署

通報先	電話番号
札幌管区気象台 (地域火山監視・警報センター)	011-611-2421 (夜間・土日休日を除く)
函館地方気象台 (観測予報官グループ)	0138-46-2212 (夜間・土日休日を除く)
発見者通報用専用ナビダイヤル	0570-015-024 (24時間)

(3) 火山災害の種類

火山災害をもたらす噴火現象と噴出物 ■火砕流・火砕サージ ■山体崩壊・岩屑なだれ ■大きな噴石 ■小さな噴石、火山灰 ■溶岩流 ■火山ガス	火山活動に伴う二次的な災害 ■火山泥流・土石流 ■地震による崖崩れ・落石 ■地殻変動 ■火山ガス ■津波 ■酸性雨・エアロゾル
---	---

(4) 火山異常現象の種類

■火山地域での地震の群発 ■火山地域での鳴動の発生 ■火山地域での顕著な地形変化 (山くずれ、地割れ、土地の昇沈等) ■噴気、噴煙の顕著な変化 (噴気孔及び火口の新生・拡大・移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、湿度、昇華物等の変化等) ■火山地域での溝水の顕著な変化 (温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の変化等) ■火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及びそれに伴う草木の立枯れ、または小動物の異常行動等

■火山付近の海岸、湖沼、河川の顕著な変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等浮上及び発泡、温度の上昇）

4 避難計画

渡島大島の火山噴火災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、生命または身体等を保護するために必要と認める地域住民及び観光客等に対して、安全な地域への避難のための立退きを指示、誘導し、または避難場所を開設するための計画は、第4章第6節「避難対策計画」の定めるところに基づき、迅速性、安全・確実性、広域性に留意し、実施するものとする。

(1) 基本方針

ア 火山噴火による被災地域が、最終的には広域に及ぶとしても、噴火により直接人命に危険を及ぼす範囲は、時間の経過とともに拡大していくことが予想される。

さらに、一挙に大規模な避難を実施することにより生じる混乱を可及的に防止し、避難に際しては、最も危険と予想される地域から、段階的に危険地帯を脱出することを基本とする。

イ 近隣市町村への応援要請

予想を超える大規模な噴火により、被災地域が広域に及び対応が不可能となった場合には、北海道及び近隣市町村に応援を要請するものとする。

(2) 避難の指示

ア 実施責任者

町長は、渡島大島が噴火し、または噴火するおそれがある場合において、危険地域の住民及び観光客等の生命、身体及び財産に直接被害が生じ、または生ずるおそれがある場合は、速やかに避難先、避難経路等を明示して立退きを指示するものとし、これらの措置をとった場合は、速やかにその旨を知事（渡島総合振興局長）に報告するものとする。

また、警察官は、町長が立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要請があった場合は、危険地域の住民及び観光客等に対して、避難のための立退きを指示するものとし、これらの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

イ 指示事項

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難先（場所）
- ・ 避難経路
- ・ 避難指示の理由
- ・ 注意事項

(3) 噴火災害危険区域

1741年渡島大島噴火に基づき、第1危険区域を吉岡地区、第2危険区域として吉岡地区を含む白符・日向・福島までとし、第3危険区域については全町地区を対象とする。

なお、噴火災害については、噴火による山体崩壊により生ずる津波を想定する。

(4) 避難施設について

避難施設については、次のところにより避難するものとし、収容しきれない場合は、資料編資料6「避難に関する資料」に掲載されている施設を決定し収容するものとする。

区分	区域	避難施設
第1危険区域	吉岡地区（松浦～宮歌）	吉岡総合センター・吉岡小学校
第2危険区域	白符・日向・福島	福島町健康づくりセンター・福島小学校・福島中学校
第3危険区域	全町	福祉センター・総合体育館 活性化センター

第5節 災害復旧

火山災害による被害が発生した場合における災害復旧については、第8章「災害復旧対策計画」の定めるところによる。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害大規模な火事災害、林野災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関事故等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 海難防止推進機関

(1) 海難防止推進機関は次のとおりである。

福島町、福島吉岡漁業協同組合、福島消防署、松前警察署、函館海上保安部、北海道運輸局函館海運支局、北海道漁船海難防止センター、北海道

(2) 災害対策組織

町長は、海難が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害現地対策本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

2 災害予防

海難防止推進機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防

止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとし、防災関係機関の協力のもとに、次の事項に留意し指導する。

(1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、福島吉岡漁業協同組合

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(2) 北海道運輸局、函館海上保安部、北海道、松前警察署、福島町、福島消防署

ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

3 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協議のうえ、福島吉岡漁業協同組合、水難救済センター救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行うものとする。

4 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第4章第7節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 福島町（基本法第62条、水難救護法第1条）

(ア) 遭難船舶を認知した場合は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、町防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車両その他の物件を徴用し、または他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

イ 函館海上保安部（海上保安庁法第5条）

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。

(イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。

(ウ) 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うこと。

(エ) 関係機関の救助活動の調整に関すること。

ウ 松前警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ 福島吉岡漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡にあたるものとする。

オ 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

5 消防活動

船舶等火災の消火活動については、函館海上保安部と消防機関が相互に密接に協議のうえ行うものとする。

6 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

海難発生時における交通規制については、第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請要求

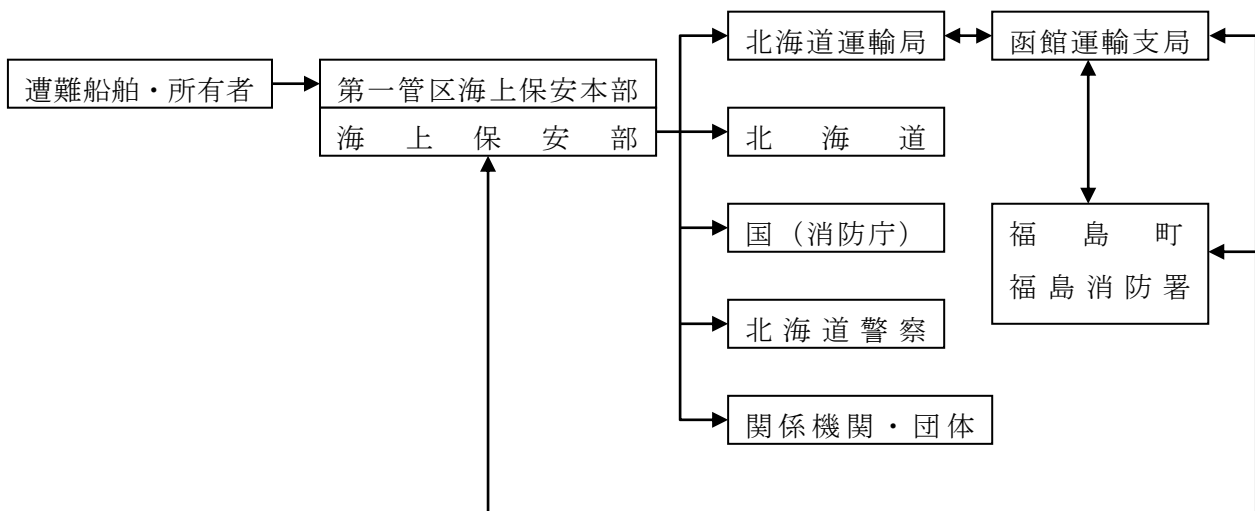
海難発生時における自衛隊派遣要請の要求については、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

10 広域応援

道、町及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、知事等へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



第2節 流出油対策計画

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については本章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるところによる。

1 予防対策

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

2 町（消防機関）・船舶所有者及び福島吉岡漁業協同組合の実施すべき事項

(1) 町が実施すべき事項

ア 船舶所有者等、福島吉岡漁業協同組合に対し、次のとおり指導する。

- ア 消火機器の配備指導
- イ 流出油事故の予防対策及び化学消化剤等の配備指導
- ウ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底指導

(2) 船舶所有者等、福島吉岡漁業協同組合の実施すべき事項

ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる

ものとする。

3 応急対策

海難事故により海上流出等をした油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その船舶所有者等（原因者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみで対応できないときは、函館海上保安部をはじめとする「渡島沿岸排出油等防除協議会」の構成機関等が原因者ととともに、防除計画を策定するとともに、次の応急対策を実施する。

- (1) 流出油等の拡散防止のためのオイルフェンス展張並びに処理剤、吸着剤使用による
応急対策
- (2) 油回収船による流出油等の回収
- (3) 海難事故船舶からの油等の抜き取り
- (4) 流出油等の漂着のおそれのある沿岸等へのオイルフェンスの展張
- (5) 流出油等の防除作業に必要な資機材の迅速なる流出油等の防除作業
- (6) 地域住民、防災ボランティア等の協力による流出油等の防除作業
- (7) 流出油等の沿岸等への漂着に対処するための防除作業及び環境モニタリング等の必要な措置
- (8) 油流出等の海岸等への漂着した漂着油に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、漂着油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他、流出油等の防除活動に必要な措置等の応急対策は、本章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第3節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

航空事業者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

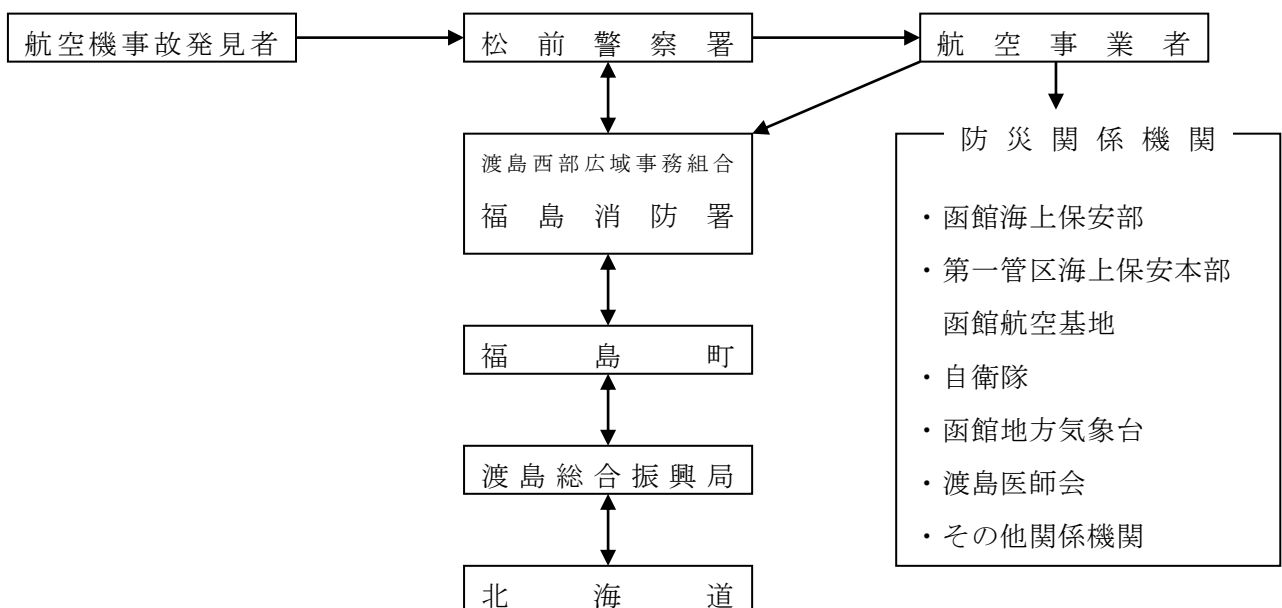
防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、次のとおりとする。

航空災害情報伝達系統図



2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否確認
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第3章第11節「消防計画」及び第4章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

4 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

5 消防活動

航空災害時における消防活動については、第3章第11節「消防計画」及び本章第7節「林野火災対策計画」に基づき速やかに火災の発生状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

航空災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制

航空災害時における交通規制については、第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

8 危険物流出対策

航空災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

町長は、多数の死傷者が発生し、緊急に救出、搬送する必要があると認めた場合、または医療救護物資の緊急輸送を必要と認めた場合は、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求する。

10 広域応援

町長は、航空災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求める。

11 防疫及び廃棄物処理等

航空火災時における防疫及び廃棄物処理等については、第4章第19節「防疫計画」及び同章第20節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより実施する。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災、または国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道路管理者及び関係機関が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を行うための計画は、この計画に定めるところによる。

道路管理者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

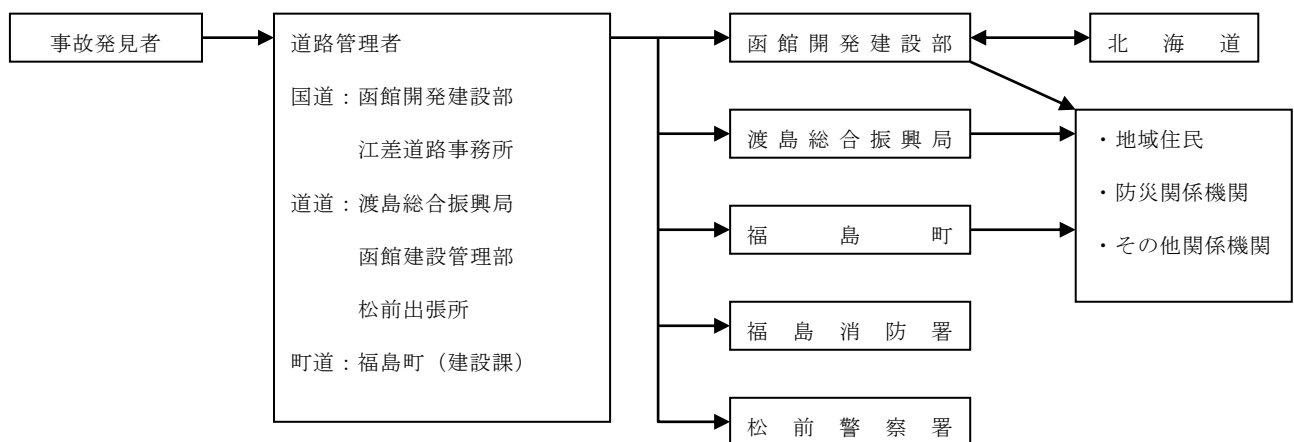
防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、下図のとおりとする。

道路災害情報伝達系統図



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の被害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第3章第11節「消防計画」及び第4章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

4 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 消防活動

道路災害時における消防活動については、第3章第11節「消防計画」に基づき速やかに火災の発生状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図るものとする。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、道路災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

道路災害時における交通規制については、第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物により二次災害の防止に努めるものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、多数の死傷者を緊急に救出、搬送及び医療救護物資の輸送を必要と認めた場合は、第4章31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事、（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

町長は、道路災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」定めるところにより、知事及び他の市町村長等に応援を求めるものとする。

第5節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

本町の地域において、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、危険物施設等の災害対策は、第3章第11節「消防計画」、海上への危険物等の流出等による災害対策については本章第2節「流出油対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

【例】石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など。

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

【例】火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など。

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

【例】液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど。

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

【例】毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など。

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物資、核原料物資を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されているもの。

【例】放射性同位元素、核燃料物資、核原料物資など。

3 災害予防

消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、町及び関係機関は、危険物等災害の発生

を未然に防止するための対応は、次のとおりである。

(1) 事業者

ア 法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛防災組織の設置、保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去等災害の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察、関係機関へ通報する。

ウ 渡島西部広域事務組合、福島消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

エ 北海道経済産業局

(ア) 法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

(イ) 許可等の処分をしたとき、または届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図る。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

オ 渡島総合振興局

(ア) 法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

カ 松前警察署、福島消防署

必要に応じ、危険物等の保管状態、自署保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

4 災害応急対策

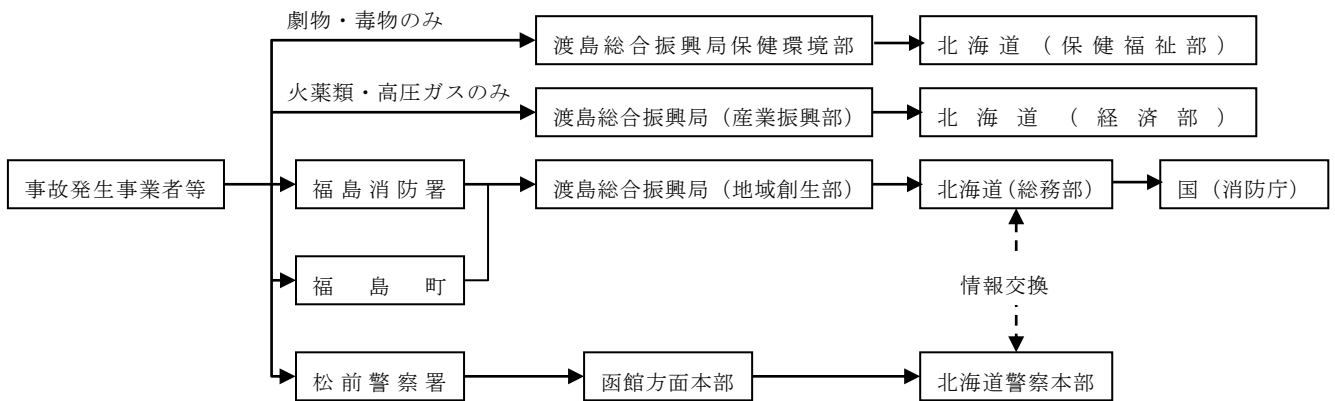
(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

危険物及びその他の災害情報連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 町長は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町長は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町長は、防災関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者及び危険物等取扱規制担当機関

イ 被災者の家族等への広報

実施責任者は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関等の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

ウ 地域住民等への広報

- (ア) 被害の状況
- (イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
 - (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項
- (4) 応急活動体制
- ア 福島町、渡島西部広域事務組合、福島消防署
町及び消防機関は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - イ 防災関係機関
関係機関の長は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (5) 消防活動
- 危険物等災害時における消防活動については、第3章第11節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。
- また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。
- (6) 救助救出活動
- 危険物等災害時における救助救出活動については、第3章第11節「消防計画」及び第4章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。
- (7) 医療救護活動
- 危険物等災害時における医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
- 危険物等災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬については、第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。
- (9) 災害警備及び交通規制
- 危険物等災害時における災害警備及び交通の確保については、第4章第8節「災害警備計画」及び第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。
- (10) 自衛隊派遣要請
- 町長は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

町長は、危険物等災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、この計画の定めるところによる。

1 災害体制

町及び渡島西部広域事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地、緑地等の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛防災体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者宅に対する防火訪問の実施などにより要配慮者対策等に十分配慮する。地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(6) 消防水利の確保及び消防体制の整備

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備や河川水の活用等に努める。

また、消防職員、消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成・運用、機械・資機材の整備、情報通信手段等について十分に検討し、大規模な火事災害に対する体制を強

化する。

(7) 防災訓練の実施

関係機関や地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手段や関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練実施後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(8) 火災警報

町長は、渡島総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10 m/s を越える見込みのとき。）となり、火災予防上危険であると認められるときは、消防法第 22 条の規定に基づく火災警報を発令することができる。

2 災害応急対策

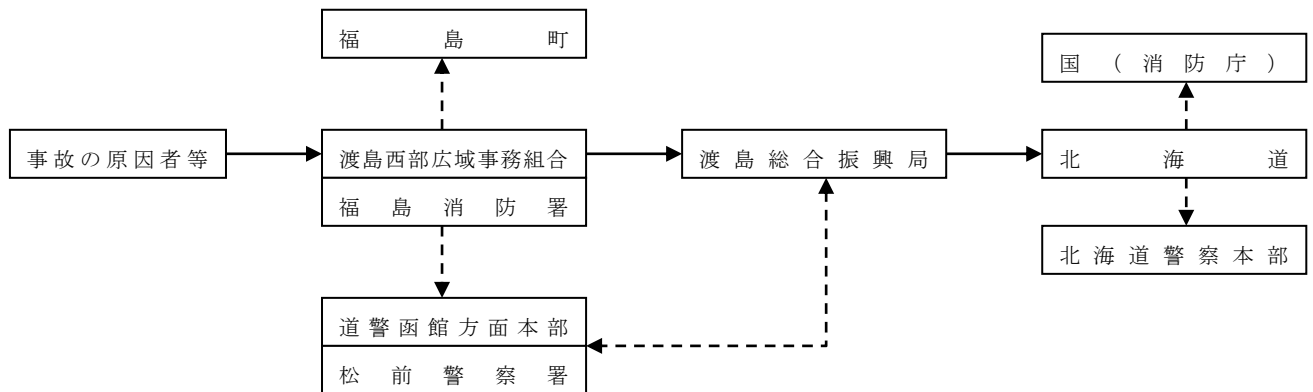
(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 町及び関係機関の実施事項

- (ア) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止

を図るため、町及び関係機関が被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) 避難の必要性等の地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

(3) 町長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

渡島西部広域事務組合は第3章第11節「消防計画」の定めるところによるほか、次により消防計画を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路確保及び重要かつ危険度の高い場所、地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、第4章第6節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助及び医療救護活動等

救助救出及び医療救護等については第4章第7節「救助救出計画」、第4章第18節「医療救護計画」及び第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところによる。

(7) 交通規制

松前警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより渡島総合振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

(9) 広域応援

町長及び渡島西部広域事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対

策を実施することができない場合には、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の破壊、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧対策計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第7節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるので、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 実施機関

福島町（産業課）

(2) 協力機関

檜山森林管理署、渡島総合振興局、松前警察署、福島農業協同組合、福島町森林組合、渡島総合振興局西部森林室、福島消防署、福島町教育委員会、福島消防団、函館地方气象台、渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所、町内各学校、各町内会、報道機関

2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行うこととする。なお、火災気象通報基準は第2章第4節「気象警報等の伝達計画」のとおりとする。

伝達系統

別表1 （林野火災気象通報連絡系統図）

別表2 （山火事発生連絡系統図）

3 林野火災予消防対策

(1) 入山対策

登山、ハイキング、山菜採り等の入林者に対し、次の指導をするものとする。

ア 公有林等

国有林に入林する場合には、登山道入口等に入林（入山）者名簿がある場合は氏

名等を記入する。また、国有林への入林目的によっては事前に入林申請を提出し承認を得ること。

道有林に入林する際は、主要路線に設置している入林届箱に備え付けの入林簿に氏名等を記入する。

イ 私有林

私有林に入林する際は、所有者の承諾を得ること。

(2) 火入れ対策

ア 火入れ許可

火入れは、森林法及び福島町火入れに関する条例に基づき対策を講ずるものとする。

イ 火入れ許可の手続き

(ア) 福島町の森林または森林の周囲1キロメートル以内に火入れをしようとするときは、火入れ許可申請書により町長の許可を受けなければならない。

(イ) 火入れ申請は、開始する2日前に町長に提出する。

ウ 火入れ方法の指導

町は、火入れする者に対し、次の事項を順守するよう指導するものとする。

(ア) 火入れは、原則として秋に行うこと。

(イ) 乾燥注意報、強風注意報及び火災警報が発表された場合は、一切の火入れを中止すること。

(ウ) 火入れ付帯条件を順守すること。

(エ) 火入れ跡地の完全消火を図り、その確認を行うこと。

(3) 林野内の事業者対策

林野内において事業を営む者は、自主的に防火体制を確立するものとする。

ア 火気危険物を使用するときは、防火設備を完備すること。

イ 喫煙の制限をすること。

(4) 機械力導入に対する予防対策

林業機械の普及による山火事の発生が増加する傾向にあるので、特にチェーンソー刈払機等を使用するときは、油脂類等の火気取り扱いに注意すること。

(5) 防火思想の啓発

一般住民の意識を向上させるため、関係各機関の協力を得て防火思想の啓発をはかることにあたり、おおむね次のことを実施するものとする

ア 防災行政無線や広報車による広報活動

イ ポスター、チラシの配布及び看板掲示板による宣伝

ウ 町広報誌による広報活動

4 消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、町及び関係機関は次の方法により、関係機関等の積極的な協力を得て早期消火を図るものとする。

- (1) 山火事発見者は、最も速やかな方法で、直ちに消防署に通報するものとし、通報を受けた消防署は直ちに町及び関係機関等に通知するものとする。
- (2) 連絡を受けた機関は、直ちに関係機関と連絡を取り、速やかに消火体制に入るものとする。
- (3) 延焼拡大の危険性があり、または消火困難となったとき、町長は知事（渡島総合振興局長）に対し速やかに自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

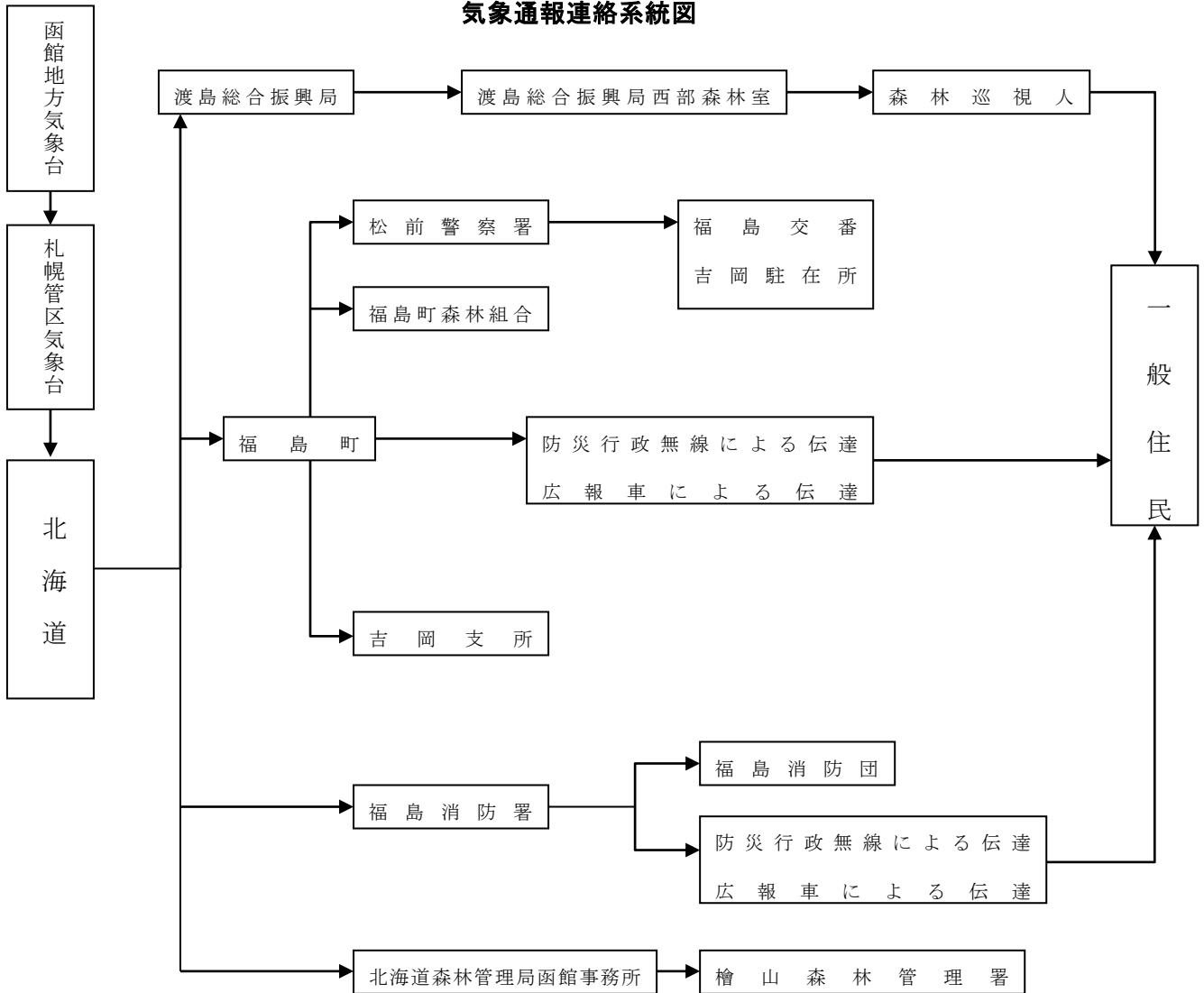
5 消火器材の整備

関係機関は、消火器材として、次に掲げる資材を平常時より整備するものとする。

- (1) 小型粉末消火器（飛火消火用）
- (2) のこ、なた
- (3) スコップ、鍬
- (4) こまざらい、ホーク

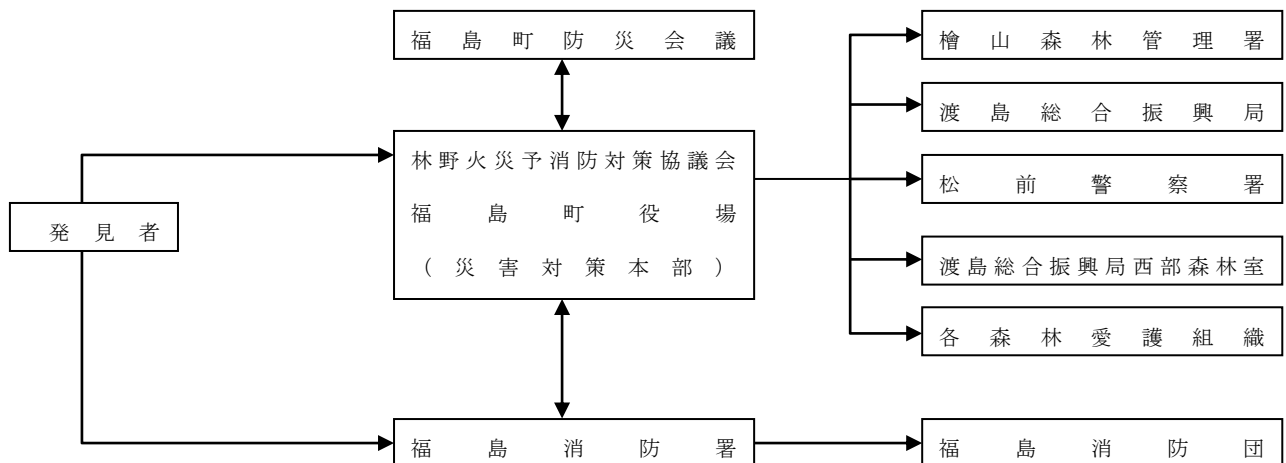
別表 1

気象通報連絡系統図



別表 2

山火事発生連絡系統図



第8節 青函トンネル災害対策計画

福島町が管轄する青函トンネルの災害発生時に際して、被害を最小限に防御するための応急計画は、本計画に定めるところによる。

1 組織及び活動

(1) 災害対策本部の設置

町長は、青函トンネルで災害が発生した場合、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置し、他の関係機関の協力を得て応急活動を実施するものとする。

渡島西部広域事務組合は、その定めるところにより組織体制の万全を図るものとする。

(2) 配備体制

本部が設置されると、直ちに関係機関は第2章第2節「災害対策本部」に定められるところにより配備体制をとるものとする。

(3) 活動

各対策班は、第2章第2節「災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始する。

特に、渡島西部広域事務組合、福島消防署にあたっては、火災の拡大防止を図るものとする。

2 訓練対策

訓練は、第3章第2節「防災訓練計画」に定めるところによる。

3 通信連絡体制

(1) 通信連絡の方法

通信連絡の方法は、別表1のほか第4章第1節「災害通信計画」に定めるところによる。

(2) 防災行政無線等の活用

町の防災行政無線の活用と各機関の通信網等を活用して迅速に伝達を図るものとする。

(3) 放送局、無線関係者との協力体制の確立

放送局等の情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常通信協議会の組織を通じ、通信の万全を図る。

(4) 放送の優先利用

町長は、緊急を要する場合で、特別の必要があるときは、関係放送局の協力を得て災害に関する通知、要請、伝送及び警告等の放送を依頼する。

4 消火対策

渡島西部広域事務組合は、火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行う。

また、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等、他機関の応援などの措置を講ずるとともに、火災発生の恐れのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

5 防水対策

トンネル内において、異常出水などによる災害が発生した場合の対策は、第4章第11節「水防計画」に定めるところによる。

6 広報対策

第4章第4節「災害広報計画」に定めるところにより実施する。

7 避難対策

(1) 避難の指示

町長は、災害の発生により、住民に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難先を明示して立ち退きを指示する。

(2) 避難救出計画

第4章第7節「避難救出計画」に定めるところにより実施する。

(3) 指示の周知徹底

ア 周知の方法

町長は、最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知するほか、防災行政無線、広報車、(町・消防・警察)を危険区域に出動させ、周知する。

イ 指示の内容

避難対象地域(地区)、避難先(場所)は、資料編のとおり、避難経路、理由とその他の注意事項。

ウ 避難の方法

(ア) 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員(団員)、警察官が当たるが、避難立ち退きの誘導に当たっては、老人、病人及び婦女子等を優先的に行うこととし、避難誘導者は、円滑な立ち退きについて適宜に指導する。

(イ) 誘導の方法

避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、実情に応じて安全な避難経路を2カ所以上設置し、広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標点を示す案内板等を設置し、避難場所において表示板等を掲げる。

(ウ) 移送の手段

a 小規模の場合

避難は、個々に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力によって立ち退き不可能な場合においては、車両などによって行う。

b 大規模の場合

被害が大きく大規模な移送を要し、町単独で処置できないときは、道や近隣町村に応援を求めて実施する。

8 救出対策

救出対策については、第4章第7節「救助救出計画」に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1) 住民等による救出・救助活動

被災者の救出救助活動は、原則として消防機関が実施するが、トンネル災害事故については、火災発生も想定されるので、消防機関による救出のほか、町長は、住民等による自主的救出活動を促進するものとする。

ア 付近住民に対する協力依頼

報道機関、防災行政無線、広報車等により、住民に対して訴え、救出救助活動の協力を呼びかける。

イ 各種団体に対する協力依頼

町内会、日赤奉仕団その他に対して協力を求める。

ウ 住民に対する協力要請

現場付近の住民に対して、災害対策基本法第65条に基づき、救出救助活動の協力を求めることができる。

(2) 応援要請

災害により、緊急に救出救助活動を要する住民が多くいることが判明し、既存の能力で対応できないと判断したときは、町長は、知事（渡島総合振興局長）に対し、自衛隊の災害活動を要請する。

9 医療救護対策

第4章第18節「医療救護計画」に定めるところにより実施する。

10 給水対策

第4章第13節「給水計画」に定めるところにより実施する。

11 防疫対策

第4章第19節「防疫計画」に定めるところにより実施する。

12 食料供給対策

第4章第12節「食料供給計画」に定めるところにより実施する。

13 衣料、生活必需品等物資供給対策

第4章第16節「衣料・生活必需品等物資供給計画」に定めるところにより実施する。

14 行方不明者の捜索及び遺体処理及び埋葬対策

第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところにより実施する。

15 障害物除去対策

第4章第26節「障害物除去計画」に定めるところにより実施する。

16 輸送対策

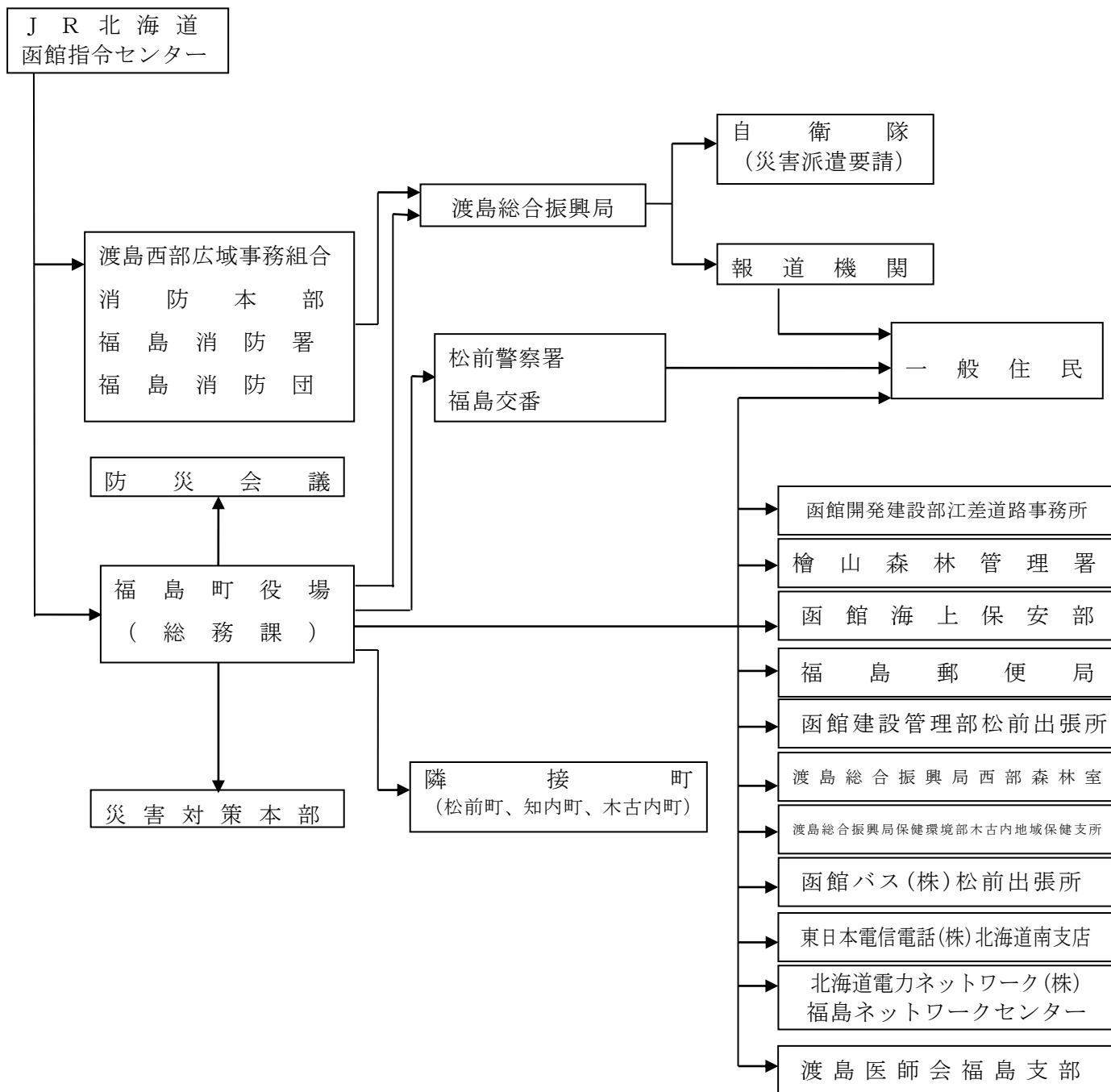
第4章第10節「輸送計画」に定めるところにより実施する。

17 自衛隊派遣要請対策

第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより実施する。

別表1

青函トンネル災害時の通信連絡系統図



第9節 大規模停電対策計画

町内において、突発的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障をきたす事故が発生した場合（以下「停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、関係機関がとる対策については、本計画の定めるところによる。

1 情報連絡体制の整備

町及び関係機関は、大規模な停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報集収、連絡体制の整備に努め、別表1「情報連絡系統図」により実施するものとする。

2 施設機材等の整備

- (1) 町及び関係機関は、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努めるものとする。
- (2) 町は、特に厳冬期の避難場所運営のために必要な暖房器具や非常用電源及び燃料の確保に努めるものとする。
- (3) 町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努めるものとする。

3 北海道電力株式会社の措置

北海道電力は停電事故が発生した場合において、第4章第17節「電力施設対策計画」に定めるところにより対策を講ずるものとする。

4 住民および事業所等への啓発

町は、住民特に停電事故が発生した場合において、経済的に著しい被害が予想される農業・漁業・商工業の事業所等に対し、停電の備え等を行うよう啓発するものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり正確な情報を提供することにより混乱の防止を図るため地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

6 応急活動体制

防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備え

た配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

(1) 町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を行うものとする。

ア 電源、暖房、毛布、食料などを整えた避難所の開設および食料や燃料の補充体制の確保

イ 防災行政無線等による住民への避難施設情報等の周知

ウ 町内会、自主防災組織等の協力も得ながら、高齢者などの避難行動要配慮者を含む在宅者に対する声かけ

エ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回

オ 道に対し、必要に応じて備蓄資機材の貸与、民間資機材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣などの応援要請

(2) 福島消防署は次のような対策を行うものとする。

ア 消防車等を活用した警戒パトロール

イ 停電地区での通電火災の注意喚起

ウ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3) 松前警察署は、次のような対策を行うものとする。

ア 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施

イ 防犯対策のための警戒活動

(4) 道路管理者は、次のような対策を行うものとする。

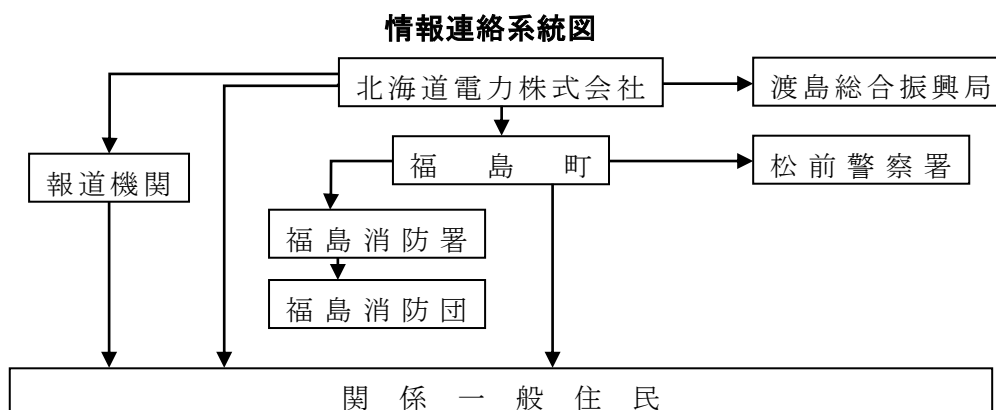
ア 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施

イ 道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める

7 自衛隊派遣要請

停電事故発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第3.1節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

別表 1



第8章 災害復旧対策計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える復旧事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部、または一部を負担し、または補助して行われる。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	
③ 性別	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	
⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するため

⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑧ 一電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
⑩ 罹災証明書の交付の状況	

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情

報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2の(1)のイの⑬）を含めないものとする。

3 応急金融対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融については次のとおりとする。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総 則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、第3章第12節「食料の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」に定めるところによる。

イ 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。要請については、第3章第12節「食料の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」に定めるところによる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を北海道に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関しては、第3章第14節「相互応援体制整備計画」及び第4章第32節「広域応援計画」を準用する。

(2) 町は必要があるときは、(1)に従い応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の派遣については、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

町又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

(3) 町その他の施設管理者は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

(4) このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第5章第6節「災害予防計画」に準ずる。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、第4章第1節から第4節に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

(1) 町は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。

(2) 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

(3) 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

(4) 函館海上保安部及び町は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

(5) 町及び防災関係機関は、区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

(6) 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。

3 地域住民等の避難行動等

町は、道と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難対象地域の指定

ア 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、資料編 資料6 避難に関する資料3「福島町津波避難計画」のとおりである。

なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、子ども、病人、障がい者等要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

イ 町は、想定される津波の高さ、到達時間、浸水地域の調査、津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図などについて道から支援を受け、町の避難対象地域の指定を行う。

(2) 避難の確保

ア 避難計画の作成

町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項を明らかにした避難計画を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

また、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

- (ア) 地区の範囲
 - (イ) 想定される危険の範囲
 - (ウ) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (エ) 指定緊急避難場所に至る経路
 - (オ) 避難指示の伝達方法
 - (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - (キ) その他避難に関する優位事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等
- イ 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。
- ウ 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。
- エ 避難指示の発令
- 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、第4章第6節により、適切に避難の指示を行うものとする。
- (ア) 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合
 - (イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき
 - (ウ) 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき
- オ 避難場所の指定
- (ア) 町は、耐震性に配慮し、原則として災害時要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。
 - (イ) 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定する人工高台の整備等を進めるものとする。
- カ 避難所の維持・運営
- (ア) 町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
 - (イ) 町は、避難所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低

体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

(ウ) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

キ 町は、指定緊急避難場所として活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(3) 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 受入施設への受入れ

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 北海道に対し北海道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(4) 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 海溝型地震が発生した場合、町はアに掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

(5) 避難誘導等

ア 地域の自主防災組織等は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

イ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

ウ 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所等を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

エ 町及び道は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

オ 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(6) 意識の普及啓発等

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

4 消防機関等の活動

町は、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

5 水道、電気、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

(3) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

6 交通対策

(1) 道路

ア 町、北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 冬期においては、緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

(2) 海上

ア 函館海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

イ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

7 町自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、庁舎や学校等の施設学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

a 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併

せて伝達するよう努めること。

- (イ) 入場者等の避難のための措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 飲料水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては、次の措置
 - a 学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - b 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - c 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイに掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防本部は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

消防本部は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

消防本部は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 建築物、構造物等の耐震化

- (1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 避難場所の整備

安全な避難場所の確保のため、維持補修に努める。

3 避難経路の整備

- (1) 避難場所への安全な移動を確保するため、維持補修に努める。
- (2) 積雪等に配慮した避難経路の整備を行うものとする。

4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

町は、発災後予想される火災から町民の生命・身体及び財産を守るため、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

町は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら緊急輸送道路等の整備を行うものとする。

6 通信施設の整備・更新

町その他防災関係機関は第4章第1節から第4節に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備・更新するものとする。

- (1) 町防災行政無線

(2) その他の防災機関等の無線

第5節 防災訓練計画

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、北海道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 町は、北海道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 動員訓練及び本部運営訓練
 - イ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - ウ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 町における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (7) 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- (8) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行うよう努めるものとする。

このほか、防災訓練の実施については、第3章第2節「防災訓練計画」に準ずる。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

(1) 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

(2) 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部署、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

キ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育・広報

(1) 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。

(2) 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(3) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(4) 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

(1) 過去の地震及び津波災害の実態

(2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性

(3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え

(4) 地域における地震・津波防災の取組等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町、道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町、北海道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第3章第1節「防災思想普

及・啓発計画」及び同章第19節「町民の心構え」に準ずる。

第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」及び第5章第8節「地震・津波情報の伝達計画」に準ずる。

(2) 災害対策本部等の設置等

後発地震への注意を促す情報等の伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」及び第5章第8節「地震、津波情報の伝達計画」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第2章第2節「災害対策本部」に準ずる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章第4節「災害広報計画」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の

防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。